



可感之者也。

天正十年

卯月十八日

景勝

酒井新左衛門殿

上杉  
年譜

四月十九日、景勝は友重の重家の黨を新潟に破つた功は褒し、且つ、重家の動靜を探報せしめた。

如注進者、新潟へ行成之、何も相稼候而、敵數多討捕之段、心地好次第候、雖無申迄候、其許近邊申合、其擬簡要候、扱又、信州口尤越中表無違義候、可心安候、猶萬吉重而可申越候、謹言。

追而、新發田之様子態々聞届、細々注進尤候、以上。

(天正十年) 卯月十九日 景勝(花押)

蓼沼藤七殿

蓼沼  
文書

五月三日、景勝は本庄繁長・色部長眞の新發田城を攻めて城外を火きたるを褒し、且つ、今後城兵の進出を防ぐべきを命じ、自ら越中に出陣せんとすることを告げた。

(縫殿助) 態以外山申届候、今度新發田表被相働、領中悉城被成置之由、感悅之至候、彌、彼表之義不致

(這) 頼出之様擬任入候、將又、信州口仕置手堅申付候條、可心易候、次、三月中旬、越中富山復先忠

候之處、越前之柴田打出、彼地取詰候節、萬方手塞故不及後詰、于今無念此事候、然者富山地

令退、五箇山地江取除候、其以來柴田、魚津、松倉表相働、令張陣候、於信州口無心元儀無之間、

近日無二無三出馬、北國弓箭之是非可付相定打立候、委曲外山見聞之旨可令才覺候、吉事

重而可申候、謹言。

(天正十年) 五月三日 景勝

本庄彌次郎殿

上杉  
年譜

今度本庄有同心、新發田表被相働、彼領中悉成城之由、感悅之至候、彌、本庄有入魂、新發田被

(天正十年) 五月三日 景勝

色部修理大夫殿

上杉  
年譜

五月二十四日、景勝、友重をして新發田重家の弟盛喜を誘はしめ、事成らば之に沼垂・蒲原

の地を宛行ひ、且つ、重家滅後、其の兄長敦の女をして新發田氏を再興せしめ、盛喜を後見となさんことを約した。

今度可令忠信之由神妙之至候然間(重家)因幡對治之上、加地一跡可遣候、先其内沼垂、蒲原遣候、因幡切腹以後尾張守息女身付之者令契約、名跡可相立候然上惣領家中何分こも、吾分可任異見者也仍如件。

天正十年

五月廿四日

景勝

新發田駿河守殿

藝沼文書、歴代古案、上杉年譜

翌二十五日、景勝は友重に、新發田平定の後、新潟代官と爲すことを約した。

彼計策相調、因幡守於御對治者、新潟御代官之儀、不可有別義候、爲後日、一筆進之候、恐々謹言。

天正十年

五月廿五日

景勝

蓼沼藤七殿

志賀權太郎所藏文書

此の時恰も織田信長の將森長可が、景勝の越中出陣の慮に乗じ、信濃より越後に侵入したので、廿七日、景勝は卒かに越中より春日山に歸つた。村田清左衛門覺書當時新發田重家はもとより信長に策應し、蘆名盛隆又信長に款を通じ、廿九日、其の將金上盛備は、上野國厩橋城に在る織田の將瀧川一益に書を送つて、約に背かざる事を陳辯した。

猶々御使者越國被打越候路次之儀、別而御一札之旨得其意、無相違様申付候様體御使可有御口才候、以上。

内々從是可申達覺悟候之處御懇札被懸御意候、如仰上様殿様被成御動座、武田方被遂御退治、御靜謐誠以目出奉存候、殊更貴殿上州御在國之儀、珍重候、依之、先日惣領(菅名)ニ候盛隆、以使者御祝儀申届候、連々奉對上意、盛隆無二忠節存詰越候間、自遠國每度申上候、然上、於上意も御感之由、度々被仰下候、然者、今度東國御一統之儀、於吾等式も満足此時候、然こ越國(新發田因幡守)新發田及御忠節候之處、其敵方へ少々加勢等致候之由、被聞食及之段、誠以驚入候、縱對新因間之宿意等雖有之、只今之時節、爭敵方へ可致與力候哉、其上連々於自分も近境與云、彼

方別懇申通儀候、委細様體之儀、於自分申分儀を御不審も可有之候、夏目方新發田へ被打越候而、彼表之模様一々被御聞届候間、委曲可被申達候間、不細書候、尤不肖之身體ニ候へ共、自今以後、此口相應之儀、別而於被仰付者可爲本望候、如何様自是態可申達候之間、令略筆候趣、可被得御意候、恐々謹言。

(天正十年)  
五月廿九日

(金上盛備)  
盛滿(花押)

(一益)  
瀧川殿

參貫報

坂田  
文書

かくの如き情勢の中に、六月三日、魚津城は織田の將柴田勝家の爲に攻略せられ、城將山本寺景長・中條景泰等凡べて戰死又は自刃したが、六月二日の本能寺凶變の報が諸方面に達すると、越後の境上に迫つてゐた織田の諸將は急遽退陣したので、八日、景勝は之を色部長真に報じ、且つ、越中に出馬せんことを告げた。別本歴代古案、公卿補任、信長公記、景勝一代略記、前田家譜、森家先代實錄、松平義行所藏文書、石川忠總留書、上杉年譜、  
態申届候、仍上邊凶事依出來、越中(繁長)在陣候越前柴田、賀州、能州、越中之者共迄悉敗軍候、然者爲仕置可令出馬候、巨碎本庄彌次郎らへ申届候間、定可相達候、謹言。

(天正十年)  
六月八日

景勝

色部修理大夫殿

別本歴  
代古案

六月九日、景勝は友重に京都の變事を再報し、且つ、利を以て重家の部下を誘はしめ、併せて友重の兄泰重の、越中魚津城に於ての戰死を弔慰した。

急度申越候、仍而如先書申越、上方之様體必定ニ候、定而可爲大慶候、因茲、新發田事、家中之者共ニ、此度相稼(重家)、因幡之儀、切腹於成ニ者、家中者共急度取立へきよし可申候、以前之證判のことく、早々可相稼由申、其方も相稼尤候、左様ニかく、只新發田手ニ入計ハ、さらニくきとくと思間敷候、其心へ簡要候爲其直ニ申越候、誰人申越共、本々不成之、身ニ直筆ニ而申越ことくニ、稼尤候、返事も直ニ可申越候、彼書中ちらすほしく候、以上。

(天正十年)  
六月九日

景勝

藤沼藤七殿

藤沼  
文書

是より先、森長可が信濃を退陣すると、徳川家康・北條氏直等が信濃を侵掠した。七月、氏

直は四萬餘の大軍を率ゐて碓氷峠を越えて來襲したが、景勝の爲に計られ、威壓せられて、戦はずして退去したので、七月十九日、景勝は是を蘆名氏家臣遊足庵に報じた。景勝は川中島四郡の處置を了つて春日山に歸り、兵を休むること僅かに十日で、八月下旬、新發田に出征した。徳川文書、譜牒餘錄、上杉家古文書、景勝一代略記、上杉家記。

便札快然之通候、仍(能登)能越中悉復先忠之間、信州令出馬、一變之姿候、今一兩郡相支候所、北條氏直出馬、號白井峠被越之條、成幸之思、此節遂一戰、東北之可付是非儀候處、如何分別候哉、爰元谷津波之構節所不出合候、元來如見聞之、無夫甲斐臆病之奴原、笑敷有様候、彼徒自滅退散之仕置可納馬之間、其刻可申届候、恐々謹言。

(天正十年)  
七月十九日

景勝(花押)

遊足庵殿

山田藏殿右衛門所  
藏文書・上杉家記

此の間に在つて、七月廿七日、景勝は黒瀧城將山岸光祐より重家の新潟に於ける舉動に關する報告を得、八月一日、篠岡城將今井久家等に書を與へ、信濃より歸陣の上近日新發田へ出征すべきを以て參陣すべきを命じ、二日、板倉式部少輔を遣はして下越諸將の參陣を勸誘せし

めた。景勝一代略記、上杉年譜、  
歴代古案、別本歴代古案、

態申入候、仍爲八朔之御祝儀、上様へ御太刀進上仕候、可然様御披露頼入候内々節々可申上之處、去夏以來之洪水故、當地方々稼損之普請等申付、彼是取紛無音之體令迷惑候、隨而下々様々造意等申廻候、實所無之候間、不及御注進候、時邊如何候哉、新潟津之町人共悉證人取寄居へ納候由申來候間、爰元御用心等無油斷候、自何以上口御無事之由承之、目出奉存候、彌無御油斷諸口御備相極候、若相替儀候者、爰元近邊可申合候、御次而候者、可然様之御取成所仰候、恐々謹言。

追而任見來、御着少進之候、扱又善右衛門尉越中へ爲御番手罷越候、諸口珍儀も候哉、御報委可示預候、以上。(村山慶綱)

(天正十年)  
七月廿七日

山岸出雲入道

齋木四郎兵衛殿

光祐

參御宿所

別本歴  
代古案

急度申遣候、此表陳明候條、一兩日中可令納馬候、然者、直其郡可爲出馬候、十日時分歟、縱遲々候共、十一二日之頃者、新發田表可押付之條、其間之儀、堅固之仕置者不及申、敵地之計策、肝要候、出馬之儀不可有延引候、謹言。

(天正十年) 八月朔日

景勝

(久家) 今井源右衛門殿

山浦家中殿

上杉年譜

急度申届候、信州大半屬手裏候、仕置成就之間、近日可令納馬候、然間直様下郡出馬、早速新發田可達對治候、來十四五日比二ハ、彼表可押著候條、被得其意、本庄有一統參陣尤候、謹言。

(天正十年) 八月二日

景勝

(長麿) 色部修理大夫殿

別本歴代古案

急度令啓候、仍、春中申定候、新發田御對治之儀、不慮之指合故延引、旁御身上無心元存候處、二、無何事之由珍重候、然者、今度信州御出馬之處、即時一國御靜謐有傳聞、定而可爲御

満足候、爰許御仕置御成就、一兩日中ニ御納馬、其表御進發之儀、今月半可爲時分候、得其心得、如兼約此度一途御忠信肝要候、御家中之儀、如何様ニも貴所御存分次第、可及取成候、猶、巨細板倉式部(少)大輔申含候條、能々可有相談候、恐々謹言。

(景國) 追而、源五殿當國御本意儀候條、清源一途有御忠信、山浦御本意之御稼相極、此辰候、何も

御出馬之刻、抽忠信者於有之者、望次第身上可被引直候條、存寄次第被引付、尤候、以上。

(天正十年) 八月二日

兼續

(養豐) 築地修理亮殿

歴代古案

八月十二日、蘆名盛隆は景勝の信濃平定を賀し、陽に其の新發田出兵を賛し、竊かに重家を撥け、小田切彈正忠が景勝の爲めに出兵せんとするのを留めた。

近日其表模様無御心元候之條、自是可申届之覺悟候之處、芳翰本望之至候、信州大半被屬御手裏之由、誠以肝要之至候、然上有御納馬、下郡へ被打出之由承候、尤以可然候、猶其節被是、可申入候之條、不能具候、恐々謹言。

(天正十年) 八月十二日

(若名) 盛隆(花押)

第十章 新發田征伐佐渡平定

(上杉)  
山内殿

御報

上杉家  
古文書

貴札委曲披見候、信州大半如被思食之由、誠以目出珍重候、然者、近日有御納馬、新發田江可被進御馬之由候、御肝要之至候、其刻盛隆以使者可被申述候、不時日彼表落居可有之候、萬々其節可申達候間、奉省略候、恐々謹言。

金上遠江守

(天正十年)  
八月十二日

(備)  
盛滿

春日山

參貴報

歴代  
古案

態及一封候、景勝自信州陣直ニ新發田へ可被及調儀之由其聞候、若其時分早々合力等被催促候共、自是不申付以前、一人も罷出候而、口惜候、縱自春日懸望ニより及合力候共、以

分別自是可申付候、左も無之處、一人も出候者、必々可有其科候、横目を付候而、爲見候而、可及其斷候、爲心得兼而申達候、恐々謹言。

(天正十年)  
八月十四日

盛隆

小田切彈正忠殿(小川庄、石間邑主)

別本歴  
代古案

書札委曲披見候、景勝新發田筋へ出張候哉、依之、自越衆書狀披見候、舟之儀借候事、返返無用ニ候、委松本伊豆守ニ申理候間、可申越候、細事之儀候共、越國へ間々忠節慮外之至候、向後其分候者、斷而可付候、恐々謹言。

(天正十年)  
八月十六日

盛隆

小田切彈正忠殿

伊佐早  
文書

二十日、景勝は三條に到り、菅名に進み、將に阿賀川を渡つて新發田に迫らんことを今井久家等に報じた。上杉家記

急度申遣候、今已刻三條著馬候、明日諸甲相休、明後菅名へ押著候、翌日廿三越河、逆徒領中

打散可據調儀不可移時日之間其心得尤候謹言

(天正十年) 八月廿日 景勝

今井源右衛門殿

其外山浦家中殿

此時に當り、築地城主築地資豊・鮎川城主鮎川盛長の去就未定なるを以て、景勝は板倉式部少輔を遣し、これを諭して歸屬せしめんとしたが、資豊は應じ、盛長は重家に屬したので、二十八日、景勝は資豊を戒め、且つ參陣せしめた。

先達自直江所(兼統)以板倉式部少輔申遣趣令分別今般可復先忠之由誠神妙不淺次第候然上

早速露忠信之色肝要候於様體者彌自直江所可申候謹言

(天正十年) 八月廿七日 景勝(花押)

築地修理亮

築地  
文書

昨日用書申候キ定可相届候仍鮎川事代々忠信之者之候此中者無據新發田一統之分候

哉今般出馬之上者則可任先規哉與思候處ニ板倉才覺之分者案ニ相違候而切替新發田一味之由候板倉爲計策差遣切書等不切對(封)新發田へ差越之由候其上吾分を者相隔鮎川を者因幡無二令入魂之由候然時者爲鮎川代々違筋目候事自業自得果候條可差捨候如此之間彼者急度及其擬早速參陣尤候爲其一筆遣候謹言

(天正十年) 八月廿八日 景勝(花押)

築地修理亮殿

築地  
文書

八月廿九日、景勝は安田(北蒲原郡)に抵り、穴澤忠長をして、色部長眞等の兵を糾合して來會せしめた。

先達而兩度如申通路次不合期之條可爲遲々候(北蒲原郡)篠岡之飛脚幸之條令馳一翰候兼日如申遣自信州納馬則新發田爲對治出馬今日已之刻安田至于號上野地令出馬候明後日者館(新發田)

迄押詰先近邊成黒土其上急度可及擬候色部大川以下有催促早々參陣尤候謹言

(天正十年) 八月廿九日 景勝

穴澤善左衛門殿

第十卷 新發田征伐佐渡平定

上杉  
年譜

七五一



九月二日、景勝、新發田城に迫り、蘆名氏の加勢も既に著陣したので、景勝はこれを色部長真に報じ、本庄繁長と共に參陣すべきを命じた。

(兼續)  
對直江如書面者、一昨日之火先無心元之由候、先達以板倉式部少輔如申越、五十公野至于新發田之間在陣、近邊放火候、昨今者新發田堀際迄押詰成墟候、於時宜者可心安候、扱亦其表之儀者少切之候条、差置、本庄令同心參陣、於眼前粉骨肝要候、猶期面候、謹言。

追而、會津も加勢先衆者昨日漸着陣候、此時者其元遅々、自他之覺如何候条、本庄同心、速參陣待入候、以上。

(天正十年)  
九月二日

景勝

色部修理太夫殿

色部  
文書

九月五日、兼續は板倉式部少輔の勞を慰問し、且つ大いに築地資豐の人物を稱美した。

此中以御肝煎其元之儀落著、公私大慶無是非候、其方御辛勞之程相見候、別而御感候、扱又、築修事、如書面、今般之忠信手柄之程無比類候、彼仁之事者於揚河北中無其隱方之候由、上下承及候、實者此度之儀も、只人と不成事候間、感恩申候、然者、我等乍若輩彼仁無二令入魂

身上之儀可令馳走條、可心安候、御心得尤候、將又、各參陣之儀、御催促肝要候、恐々謹言。

直江

(天正十年)  
九月五日

兼續

板倉式部少輔殿

歴代  
古案

九月二十一日、景勝は築地資豐に書を與へ、堅く其居城を守らしめ、且つ、加勢・兵糧は木庄繁長に調達を命じたことを告げた。

其地加勢兵糧之儀、付而、本庄へ遣飛脚候、彌次郎重而於出陣者勿論、縦、左様之無之候共、右之兩條堅可相調間、可心安候、此表仕置之儀候條、新發田落居之間、堅固之申付不叶儀候、其上吾分今般無二之忠信、爭無差與可成置候、此旨分別尤候、次、當表追日思之儘之吉事、重而可申届候、謹言。

(天正十年)  
九月廿一日

景勝(花押)

築地修理亮殿

築地  
文書

是より先、御館亂が起つた時に、色部長真は景勝に告げずして其の邑平林(岩船郡)に還りしより、常

に嫌疑を恐れて居つたが、景勝新發田を撃つに方り、本庄繁長と共に參陣の途より歸邑し、百方辯疏したので、景勝これを宥し、更に其參陣を促した。

先日本庄一統出陣、已に可有參陣之處、先年不被及暇、在所下著、此所奥意如何之由候、早速歸陣之由驚入候、在所爲仕置下向、毛頭別之子細無之通聞届候上者、更不可有疑心候、此段有分別彌本庄同前、忠信肝要候、巨碎直江可申候、謹言。

(天正十年) 九月廿一日 景勝

色部修理大夫殿

色部  
文書

新發田城は加治川を負ひ、三方は深田で大手一筋だけであるから、平城ではあるが、要害は堅固である。依て景勝は屬城各所の作毛を刈拂はせて威容を示し、軍を班さんとした所を、敵城より密かに追跡し、放生橋村(或ハ放生橋)の隘路で競ひ起つて攻撃したから、安田上總介能元は負傷し、水原左近・菅名但馬・上野九兵衛を始め殿軍の將士が多く戦死した。そこで、景勝は麾下の兵を提げ決戦せんとしたが、兼續等は之を諫止すると共に奮戦して漸く敵を撃退し、軍を全うすることを得た。九月二十八日、景勝は本庄繁長・色部長眞・築地資豊等が重家の邑

に放火し、其の兵を討取つたる功を褒し、同月晦日、兵馬休養の爲め、春日山に納馬することに放火し、其の兵を討取つたる功を褒し、同月晦日、兵馬休養の爲め、春日山に納馬することを蘆名盛隆に報じ、且つ其の援軍派遣の厚意を謝し、十月四日、新發田城の圍を撤し、篠岡城に入り、尋で、春日山城に還つた。此時水原城兵は重家に降つた。

利安田家譜、川邊氏舊記、越後古實開書

景勝一代略記、上杉年譜、色部文書、別本歴代古案、築地文書、毛

到于篠岡出張所々放火之由、一段心地好候、重而出陣無二忠勤之心底感悅之至候、委曲以條目申届之條、分別尤候、猶可有彼口上候、恐々謹言。

猶々向其地茂、逆徒取出之處被遂一戰宗徒之者十餘人討取之由、彌心地好候、奇特之擬感入候、以上。

(天正十年) 九月廿八日 景勝

本庄彌次郎殿

別本歴  
代古案

先達家中造意付而、早速歸陣、雖然依無指義、重而出陣、所々放火、心地存候、陣中模様之儀、對本庄以外山申届候、有談合其積可爲祝着候、委曲可有彼口上候、謹言。

直江兼續

(天正十年) 九月廿八日 景勝

色部修理大夫殿

別本歴代古案

七五六

重而本庄出陣所々放火心地好候、吾分別而入魂之由肝要之至候其地仕置之儀、本庄分別候、可心安候、爲念之以外山猶々申届之條、彌々不可有別儀候、具直江可申候、謹言。

(天正十年) 九月廿八日 景勝(花押)

築地修理亮殿

築地文書

此の日、景勝は兼て使者として、本庄繁長を奨めて重家と戦はしめたる板倉式部丞の功を褒し、外山縫殿助を式部丞の許に遣し、相共に計議せしめた。

重而本庄參陣所々放火心地好候、入廉之儀者不申及、別而此節肝煎令心懸之由、神妙之至候、此上模様之儀以外山申届之條、令談合、彌仕置成就尤候、巨細可有彼申上候、謹言。

(天正十年) 九月廿八日 景勝(花押)

板倉式部丞殿

武蔵文書

先達以兩使申届之處、重疊御底根之通蒙仰、快然不淺候、仍此表之儀令越年、逆徒可討果由存詰處、二年寄共如諫言者、去春越中出陣、其以來信州長陣、以其蹄則當郡出馬、下々陣勞痛者敷之間、先以納馬、冬中諸軍休息、雪消之時分於進發者、自躰單已無頼之族、不及亂手、對治差掌候、其上小功之輩、仁可費勇力事覺外候條、只於彼般之徒者、自幾も燒殺之而成之外、無別之由、強令諷諫之條、任至極之道理、入馬ニ議定始(繁長)本庄揚河(阿賀野川)北之士卒悉差歸候、當陣之儀も、今明日中ニ可打入候、然間御助勢之衆相歸候、乍幾度連々之御入魂、今般露顯、怡悅不外候、如何様自府内可申述候、恐々謹言。

(天正十年) 九月晦日 景勝(花押)

蘆名四郎殿

大日本古文書伊達家文書

昨日、篠岡之地迄納馬候、其地仕置之儀、本庄らへ申出之處ニ、壓及請之條、不可有別儀候、新發田之地在陣中、路次不合期故、召出不及、直而意外候、來春者早々可令出馬之條、期其節候、謹言。

第十章 新發田征伐佐渡平定

七五七

直江兼續傳

(天正十年)十月五日

景勝(花押)

七五八

築地修理亮殿

築地  
文書

是より先、景勝は鷗閑齋道喜を蘆名盛隆に遣はしたので、此の日、盛隆は其臣須江光頼をして書を道喜に送り、兩國隔心なく互に斡旋すべきことを回答せしめた。

乍便令啓候、先日爲御使御越候、以不慮之儀、懸御目候得共御急候間、散々不及御馳走候、于今無念此事候、其以來自路次御一筆預候、片便之間不及御返書候、向後者、當口相應之儀無隔心可被仰付候、御當口之儀勿論可頼入候、將又御歸以來、從新發田使被越候様子、林泉寺へ委細申上候、又彼御使僧も、彼口之儀具御雜談申候、被聞召届、有御油斷間敷候、林泉寺之爲御首尾、涯分隨身之御奉公可申由存候、猶萬々重而可申承候、恐々謹言。

須江大隅守

(天正十年)十月五日

光頼

鷗閑齋

御宿所

上杉家  
古文書

景勝が新發田城の圍を解いて班師するや、舊水原氏の將二瓶某が水原城將萩田與三左衛門を殺して重家に應じたることを聞き、蘆名盛隆は書を送つて景勝を存問し、其の將須江光頼も亦兼續に書を送つた。

乍恐令啓候、御上納馬以來、水原筋之儀種々申來候、無御心被存被申届候、内々御陣中、被是爲可被申届、使僧被申斥、既相立被申刻、御開陣之由候間、先以相止被申候、萬々追而可被申述候、將亦前日從白河被及御使僧候、其刻捧愚札候、定參着可申候、此旨宜預御披露候、恐々謹言。

(天正十年)十月廿四日

須江大隅入道

光頼(花押)

直江五六殿

大日本古文書  
上杉家文書

十月廿五日、兼續は豫て新潟への備として駐屯せしめたる山吉景長・蓼沼友重に命じて、本庄繁長より申告したる築地方面の放火の真相を探知して、之を報告せしめ、又新潟の寄居より道來つた足輕を庇護し置くは不慮の禍を惹起する虞ある故、速に之を追放せよと命じ、猶敵の

動靜に就ては細大洩さず直に之を報知すべきを命じた。

急度以飛脚申候、仍井與才覺之分者、去月下旬築地之城、自本庄則申、近邊放火之由候、如何無御心元候、重而人を指遣、様子具被聞届御注進待入候、扱亦從新潟寄居闕落之足輕番内與云者、其元ニ許容之由候、更無勿躰事、自然之儀出來候者、後悔曲有間敷候、早々何方へも被越尤候、非此而已、自境目落來聊爾扶持有間敷候、其元無爲付而も、彌無嫌日夜之、物每被入念、御用心普請肝要候、雖無申迄候、不隔旁々より下筋へ人を指越候、彼口之模様兼日善惡共ニ□□雖□爲指義無之候、有油斷其際ニ成候て者、何事を注進申上ら候て無人無手に候少之儀、よても兼而被申上、御心持こも御備こも罷成様之御分別尤候、爲其一筆令啓之候、恐々謹言。

直與

(天正十年) 拾月廿五日

兼續(花押)

(山吉玄蕃允景長)

山玄

(豊沼藤七友重)

藤藤

參

羽後國岡本文書

十一月一日、蘆名盛隆は景勝の修好使者に答へて、誓書を景勝に送つた。

尊書拜見、忝過分至極奉存候、抑向後可被仰合之由、重而爲御使被仰越旨、於盛隆一段大慶之由被存候、依茲、彼御使御驗使之上、以神血被申入候之、如斯之上者、猶以御甚深、乍恐御簡要之段奉存候、將又、御刀兼光作被掛御意候、寔以其恐不少之由奉存候、此等之趣宜預御披露候、恐々謹言。

富田美作守

(天正十年) 霜月朔日

氏實(花押)

上條殿

上杉家古文書

十一月十日、是より前、新發田重家築地資豊を築地城に攻むるや、資豊奮戦して之を撃退したので、是の日、景勝は書を與へて之を褒し、且つ明春の出馬を報じた。

納馬以來不申遣候、如聞得候、向其地逆徒相勳之處、手負死人數多仕出、防戰堅固之由、心地好候、吾分事手柄之程、連々及聞候之條、不初儀候、其許之儀任入之由、本庄へ、弥申届候間、定不可有如在候、將亦、來春雪消候者、關萬方下郡出馬、可付落居之条、其内堅固之備、專用候、本

意之上別而可感之候、謹言。

(天正十年)  
霜月十日 景勝

築地修理亮殿

築地  
文書

同月十八日、蘆名盛隆は景勝の金品贈與に答謝した。

去夏被仰合爲一儀御使者、於盛隆目出悦被存候、仍爲御祝儀太刀一腰、鳥目三百疋并三種  
二荷被懸御意候、珍重奉存候、何様御祝儀自是可申達候、委曲吉田肥前守方頼入候、恐々謹言

(天正十年)  
十一月十八日

盛隆(花押)

春日山

參貴報

上杉家  
古文書

同月二十二日、景勝は色部長真に來春新發田に出馬すべき旨を告げて、參陣を命じ、且つ長  
真が新潟に於て敵船を拿捕した功を褒し、新潟との通路を斷たしめた。

脚力到來快然之至候、仍納馬以降諸口逐日靜謐候、彌年内方々仕置堅固申付、至于來春者、  
下郡出馬逆徒對治一篇之懷詰候、雖無申迄候、無油斷波及其用意、進發之砌、早速參陣、一廉

之粉骨肝要候、次新潟へ入置船二艘被押之由、尤可然候、彌其口堅可被相留事、專一候、謹言。

(天正十年)  
霜月廿二日 景勝

色部修理大夫殿

色部  
文書

十二月二日、景勝は長真が新發田城攻撃に參陣したことを賞した。

今度爲新發田退治令出馬之處、早速參陣感入候、因茲、山上下并三藩分出置候、彌可勵軍功  
者也、仍如件。

(天正十年)  
十二月二日 景勝

色部修理大夫殿

歴代  
古案

同月三日、景勝復板倉式部丞を本庄繁長に遣はし、築地資豊を救援せしめ、是の日、これを  
資豊に報じ、且つ防戦の功を褒し、來春の出馬を待たしめた。

板倉式部丞上府、如彼才覺者、其地別而堅固之由、肝要之第一候、殊納馬之刻、逆徒相動之處、  
手堅防戦、剩手負死人數多仕出之由、粉骨手柄之程不初儀候、其許仕置之儀、之付而、重而板  
倉を以、本庄らへ申遣之條、必不可有別儀候、扱亦、來春下郡出馬之儀、無二無三思定、不討

果間之儀者幾月と立馬可責詰之條進發之内是非共堅相抱彌可爲忠信候、謹言。  
(天正十年)  
極月三日 景勝

築地修理亮殿

築地  
文書

天正十一年

天正十一年二月八日、景勝は木場城將蓼沼友重の新潟の兵を撃退したことを褒した。  
如注進者、新潟之者取出候處、見合逐崩敵數多討取舟迄落候由、心地好候、彌無由斷可相稼  
事專一候、謹言。  
(天正十一年)  
二月八日 景勝(花押)

蓼沼藤七殿

蓼沼  
文書

三月十七日、景勝は景長・友重に其の守備を嚴にすべきを命じた。蓋し新發田重家が新潟の  
川中島を襲ひ、又木場城を侵した爲めである。

今般凶徒至于川中島相動之由、無念無是非候、因茲、追々人數差下之條、近邊令相談、此度逆  
徒可打果事肝要候、猶相替儀重而注進待入候、謹言。

追而其地用心普請、彌不可有油斷候、以上。

(天正十一年)  
三月十七日

景勝(花押)

山吉玄蕃允殿

蓼沼藤七殿

蓼沼  
文書

三月廿日、景勝は書を景長・友重に與へ、重家の來襲をよく防いだ功を褒した。  
四月十九日、景勝は友重・景長及び小國の兵が、新潟に重家の黨を襲撃した功を褒し、且つ  
新發田の動靜の探報を命じた。

如注進者、新潟へ行成之、何も相稼候而敵數多討捕之段、心地好次第候、雖無申迄候、其許近  
邊申合、其擬簡要候、扱又、信州口、尤越中表無異儀候、可被心安候、猶萬吉重而可申越候、謹言。  
追而、新發田之様子能々聞届、細々注進尤候、以上。

(天正十一年)  
卯月十九日

景勝(花押)

蓼沼藤七殿

蓼沼  
文書

今度新潟津江及調儀、無一字燒拂其上數々人討捕、竹田與介生捕之由、無比類働感入候、彌

無油斷、味方と合可及行事肝心候相替儀候者、急度注進待入候、謹言。

卯月十四日 景勝(花押)

山吉玄蕃九とのへ

山吉  
文書

如注進之、新潟津相働、敵數多討捕、近邊無一字燒拂之由候、各粉骨無比類候、彦八郎留守、旁以無油斷、用心等堅固可申付候、相替儀候者、急度注進尤候也。

(天正十一年) 卯月十九日 景勝(花押)

小國家中へ

越佐  
史料

二十四日、景勝は重家を撃たんとし、小田切彈正忠に書を送り、蘆名盛隆を勸めて、交誼を厚うするやう、助力を求めた。

其以來不能書面候、去冬盛隆以降意脚力之體候、終不及使者之條、今般以鴨閑齋申届候、仍上口信州表仕置成就之間、下郡出馬令儀定候、不相替盛隆御入魂之様、皆々諷諫任入之由申越候條、定不可有別儀候歟、各同前肝煎任置候、猶可有彼口上候、恐々謹言。

(天正十一年) 卯月廿四日

景勝

小田切彈正忠殿

上杉  
年譜

二十五日、景勝は書を築地資豊に與へ、五月朔日府城を發し重家を誅せんとすることを報じ、築地五月初旬新潟へ出馬し、信濃川の河口にある中島の城に柴田刑部少輔を攻めた。此の島城は陸との距離七八町であるから、大船五艘宛を並列して之を結合し、之に井樓を作つて段々に鐵炮百挺程を乗せたもの五箇を造り、河上より大繩にて城際へ流し、繰廻しに引登せては又流して、晝夜之を砲撃した。

五月十八日、景勝は新潟より使者を以て本庄繁長及び築地資豊に參陣を催促し、又同日今井源右衛門及び酒井新左衛門に近々其方面への出馬を告げ、更に同月廿日、源右衛門尉・新左衛門尉・星野宮内少輔へ、近々新潟の處置を終つて、新發田方面へ直馬すべきを報じ、援軍を遣はして其附近の嚴重なる守備を命じた。

當地(新)就着陣對直江如書面者、近日以渡海可爲參陣之由、肝要至極候、先達以外山如申届當津(新)寄居之儀、執立方方差置、新發田對治無二思請候條、被得其意、各被申合、自其口



被付一功、景勝可被<sup>(休)</sup>體憤事、畢竟其方手前ニ相極候、猶巨細外山可申候、恐々謹言。  
五月十八日 景勝(花押)  
本庄越前守殿  
本庄文書、木  
村德衛所藏

當津就着陣、弟庄左衛門差越、令祝着候、仍去年以降日夜之防戰、每度得勝利、仕置堅固之由、乍勿論感之候、彌勵粉骨可遂本意事肝要候、猶巨細先達以外山申届候、定而可爲參著候、謹言。

五月十八日 景勝

築地修理亮殿

築地  
文書

重而飛脚到來喜悅候、仍當津仕置存分任之條、可心安候、近日至其表可發向之間、其内彌堅固之用心專一候、巨細直江可申越候、謹言。

五月十八日 景勝

今井源右衛門殿

酒井新左衛門殿

上杉  
年譜

今日新發田其地ニ伏動致之處、足輕共取出、敵少々討捕、驗差越候、乍每度稼無比類候、然者、其地用心大切之由申越付而、鐵炮廿丁、片桐内匠助持武具相添、差越候、兵糧之義も申付候間、早速入置<sup>(新潟)</sup>津仕置成就候者、即其表可打着之候、其内堅固之備有之、直馬可相待事專一候、謹言。

追而進發相稼之由候、其表著馬之刻、別而可感候由、可爲申聞候、以上。

五月廿日 景勝

今井源右衛門尉とのへ

酒井新左衛門尉とのへ

星野宮内少輔とのへ

歴代  
古案

五月廿六日、景勝は赤谷城將小田切彈正忠の音問に答書し、近日五十公野へ進出すべきを告げた。

就當津(新湯)立馬預普問喜悅之至候此表如存分之仕置之條可心安候近日五十公野表可  
押着之條其刻万々可申候恐々謹言。

(天正十一年)五月二十六日 景勝(花押)

小田切彈正忠殿

上杉家記

然るに、前記の如き猛烈なる攻撃にも拘らず、中島は落城しないので、景勝は兵を新發田に進めたが、是れと云ふ戦果なく、城下に放火して六月班師した。景勝一代略記、歴代古案、本庄文書、築地文書、越後古實開書  
是より先、新發田重家は佐々成政と通款して居つたので、成政は六月十七日重家に答書して、越中に於ける自己の威勢を告げ、又、去歲景勝に對する重家の戦勝を稱揚し、且つ、秀吉に懇親を結ぶの有利なるを勸告した。

(三木自訓)猶以飛驒國之儀彌令入魂上方へ之儀拙者御取次申候委細口上より申舍候以上

抑去年天下不慮之以來儘不申承候此方之取乱之儀不成私仕合不及是非候然者當表之様子去二月上旬東郡へ相働堀之地岩船藤左衛門尉搦被拵在々所々被追拂越後之内へ令乱入落水近辺迄悉放火候喜平次定而被罷出候可遂一戰覺悟候處不罷出付而堀之

荒城取立普請申付丈夫人數入置魚津之地へ被懸詰陣を取二之丸悉乘破裸城付而城中及難儀小出兩城共可明渡之旨種々依令懇望魚津小出兩城請取彼城主須田相模命(滿親)を助舟手を以送遣候然上一國屬平均之間是非申談至于春日山可乱入鬱憤候然而其表之儀去年喜平次出張之砌於御手前被遂一戰被得太利之旨都鄙無其隱候連々御嗜承及之通誠此節候去とてハ御手柄中々難展筆舌候彌其元丈夫可被仰付と令察候就中卯月廿一日羽柴筑前守柴田修理被計果至加州金澤著陣候依理被申前々任無等閑筋目令參會無異儀入魂之仕合候然者伊勢之國司ニ御をハリ候御息様上様御時不相替天下被成御存知候羽柴筑前萬端御指南申儀候雖可爲御辛勞候早速御使者被差上尤と存候喜平次らより筑前へ人を雖付置候共其御國上様任御朱印之旨何様も拙者相任之旨候條様子可御心易候雖然今以色々様々申分有之事候間且者御爲候歟轉而御使者被指上先ろかと被仰通尤ニ存候委細之趣高木甚助爰元有滯留見聞之事候條新保藤五郎相

(天正十一年)六月十七日 成政(花押)

第十章 新發田征伐佐渡平定

新發田因幡守殿

御宿所

石坂孫四郎  
所藏文書

其以來無音所存之外候、仍當表之儀、去二月上旬東郡へ相働、越後之内へ令乱入、落水近辺迄悉放火候、喜平二定而可罷出候、可遂一戰覺悟候處、不出付而塚ニ荒城被立、普請丈夫申付、堅固相踏候、如存分一國屬平均候間、可御心易候、然上是非其國至春日山、可及行存念候、前ニ如申通、今更不存疎意候、委細之通、因幡守殿へ以使札申候、然而、去年喜平二其面へ出張之刻、因州被及一戰、被得大利之旨、無其陰候、御名譽候、彌其元之御備、別條在之間敷と令察候、將又、爰元様子、高木甚助有滯留見聞之儀候間、新保藤五郎相加、最前注進之候、順風相違、從路次罷歸候條、重而如此候、恐々謹言。

(天正十一年)  
六月十七日

成政(花押)

寺島左門殿(重家の老臣か)

石坂孫四郎  
所藏文書

此の文書には疑ふべき點が多い。即ち成政が越後國內に亂入、落水近邊迄放火云々とあり、又、須田滿親の命を助け、舟手を以て送遣したとあるが、此文書以外には、之れを肯定すべき

史料は見當らない。次に柴田勝家の北莊に於いての自刃は廿四日であることを、恰も勝家の身代りとして毛受勝助家照が討死したと傳へらるゝ四月廿一日を勝家討果された日として、成政が新發田重家に誤報したのは、甚だ不審の事である。要するに、此文書を検討するに、誇張の所が多く、内容の大部分は成政の、欺瞞宣傳と見るべきものであらう。

六月十八日、景勝は伊達輝宗の將上郡山常陸介に答書して、本庄繁長を新發田攻撃に参加せしむる事を告げ、其の留守中に對する好意を依頼した。

當郡就出馬預使者、遠郷惻切之至、令喜悅候、仍此表仕置存分之條、可心安候、然者輝宗于今東口御立馬之由、定而可被屬素意由存之候、扱亦、今般本庄越前守(繁長)、令參陣候、貴國隣邊之儀候條、彼留守中へ入魂頼入候、委曲使可有口問候、恐々謹言。

(天正十一年)  
六月十八日

景勝

上郡山常陸介殿

歴代  
古案

六月二十五日、景勝は築地資豐の戦功を褒し、且つ近日下郡へ出馬すべき旨を告げた。

對直江如書面者、其表無相替儀之由肝要候、就中、去春以來向其地凶徒度々相働の處、防戦

有堅固、每度敵數多計捕之由、感悅不淺候、近日下郡馬議定之間、其内彌手堅仕置専用候、巨細直江可申越之條、不具候、謹言。

(天正十一年)  
六月二十五日 景勝

築地修理亮殿

築地  
文書

七月七日、景勝は色部長眞の將須田伊賀守の新發田攻撃の功を賞し、越後色部濱の浦役錢を與へた。

今度修理大夫爲代官參陣、別而走廻神妙之至候、因茲、色部濱之浦役出置候、彌可達貞心者也、仍如件。

天正十一年

七月七日 (景勝)  
朱印

須貝伊賀守殿

別本歴  
代古案

七月九日、景勝は岩井信能に命じ、信濃の栗田・市川・長沼等の諸將と共に新發田攻撃に參加せしめた。

急度申遣候、新發田表作動成之候、隣易之聞候之條、栗田市川長沼衆呼越候、吾分事も乍大儀參陣尤候、先日西濱筋敵致行之由申廻之條、自留守中人數之儀申越候處、不移時日著府之由、奇特千萬候、其分に露芳志之廉候得者、彌頼敷候、今般も人先に打立、肝要候、謹言。

(天正十一年)  
七月九日 景勝

(花押)

岩井備中守殿

鈴木  
文書

七月十二日、景勝本庄繁長の功を賞し、故上杉景長の名跡を襲ぎ幕章を使用するを許した。

本庄  
文書

七月十九日、景勝上野厩橋城將北條輔廣に答書し、新潟より三條に退陣したるも、數日後再び新發田重家を攻撃し、關東に出陣すべき旨を告げた。

尙々、矢澤金子忠信、是も連々其方縁故與感入候、委曲直江可申候、以上。

越山之趣、先便申出候キ、一昨十七、新潟陣相拂、昨三條之地著馬候、爰元五六日人馬休息、其上揚河越河、彼表五日中二作モ爲難可令入馬候、然而越山之儀、不可經時日候、其内彌東方手合之儀、ト置肝要候、將又、自藤田所、倉内へ使差遣之處、矢澤金子令成敗之由、連々忠信之

心底露顯感悅候、今般者便書候之間、急度以飛脚無比類候旨可申越候、謹言。  
(天正十一年)  
七月十九日 景勝 (花押)

北條彌五郎殿

(補廣)  
同安藝入道殿

坂田  
文書

七月二十七日、伊達輝宗の臣遠山基信は書を上杉の臣黒川清實に送り、景勝既に納馬せるや否やを尋ねた。

御懇書具に披見、令祝着之至候、仍東口輝宗如存分取成被申候、歸陣候、定而可爲御大慶候、又、從府内新潟へ御下向、御備御床敷候處、被返御馬候哉、其後新發田口無何事候哉、珍布事も來便ニ可承候、毎事期後普候、恐々謹言。  
(天正十一年)  
七月廿七日 遠山 基信

黒川殿

御報

歴代  
古案

七月廿九日、景勝甘粕近江守及び山吉景長に書を與へ、去る廿一日、新潟及び沼垂城を破り、其の主將の首を春日山に送りたるを褒した。

今般新潟沼垂兩地之武主討捕、驗爲指上候、感悅候、其元用心普請無油斷可致之事專一候、并此度忠信之者共、何も出馬之砌召出、可感之候、謹言。

七月廿九日

景勝

(長重)  
甘粕近江守殿

山吉玄蕃殿

山吉  
文書

今年の新發田征伐は二回であつて、第一回は五月上旬(朔日)春日山城を出馬して七月下旬班師し、第二回は八月出征して九月十一日歸陣した、即ち七月十九日、景勝が北條輔廣に送つた書狀中に、數日中に納馬とあり、又七月廿九日、景勝が甘粕長重及び山吉景長に與へた書狀に據れば、當時景勝の春日山在城なることは明かであるから、是れ等の證左より推定すれば、七月下旬歸陣して八月更に出征したものと見るべきである。

八月十八日、景勝兵を赤谷城に差遣するや、重家は之を八幡に邀撃したが、雌雄未だ決せざ

るの時、景勝親ら出で、戦ひ、大いに之を敗つた、尙小倉伊勢入道の戦功を褒した。

昨十八、諸侍至于赤谷(北蒲原郡)差遣候處、新發田(北蒲原郡)八幡表へ乗向、數刻防戦、互に不決雌雄之條、吾分爲

目聞差越之處、様子慥に見届、安否之勝劣速達聽聞候間、任其意、自身懸候處、旗本之士卒引具、最前單鎗、忽逆徒突崩、得大利候事、武功之勇者別而感入候、何様手透之刻、一廉可令池勸賞候、謹言。

天正十一年

八月十九日 景勝

小倉伊勢入道殿

小倉文書、  
歴代古案

九月十一日、景勝は下郡より春日山に歸つた。

態令啓候、下郡如形、屬存分、當月十一日、春日山令歸城候、過以脚力可申届迄、自上方使者到

來就取籠延引候、仍東口御備、其以來不令健聞、日夜無心元候、定可被屬素意之由、令校量候、

自何味方中彌無別儀之由、肝要之第一候、然上者、長沼以何可相湛候、自滅不可有程候、今般之模様、謹回答待入候、恐々謹言。

天正十一年  
九月十八日 景勝(花押)

北條補廣力  
宛名切

北條  
文書

十月九日、景勝清水内藏助に食邑を加増し、彌彦庄天神山の城を守り新發田に備へしめ  
た。清水  
文書

十一月二十四日、景勝は蓼沼友重が重家の兵船を阿賀河口に破つたことを褒した。

兼日申付候新潟計策之儀、連々相稔、今般大方相調之由、肝要候、此上彌入念、内々申調、早々

成就尤候、之様之儀、何歎興延引候得者、横合出来有之物、二候、時刻見繕無透、乗取候稼、専用

候、次に於揚河口、敵船餘多追落、足輕共少々討捕、殘黨川へ追入、由心地好候、猶以無油斷相

稼、肝心候、謹言。

天正十一年  
十二月廿四日 景勝(花押)

蓼沼藤七殿

蓼沼  
文書

天正十二年

天正十二年春、景勝新發田を征せんとして其の準備中、信濃の海津城代屋代秀正徳川家康に  
通じて海津城を去り、麻績(なみ)・青柳等を誘ひ、叛亂したので、直ちに出征して秀正を參河に走ら

しめた。此の征討中、兼續は四月二日には築地資豊、四月十三日には會津蘆名家臣某に、四月中旬秀正を討滅して新發田へ進發する事を告げたが、信濃平定は豫期以上に遅延し、景勝は四月十六日陣中に於て三條守將甘粕長重の下越情勢の答報を得、又黒瀧城將山岸光祐・同秀能等より、新發田方面の捕虜を春日山城に送つたとの報告、及び春日山城大手口の寄居を警戒すべきの進言を受け、廿七日麻績、尋で青柳を攻略し、信濃の處置を定めて五月二十三日歸陣した。

志賀權太郎所藏文書、大日方文書、上杉古文書、歴代古案、景勝一代略記、上杉年譜、寛政重修諸家譜、譜牒餘録、書簡并證文集、小笠原家系圖、寛永諸系圖傳、信府統記

かくて五月廿五日鷗閑齋を會津に遣はし、其狀況を報じた。小田切文書

内々自是可申述之由被存上候處御脚力到來、快然之旨被露直報候、如御札去冬盛降江以使者被申抽候處、乍不始儀、別而御執成之段、祝着被申候、仍而去六日向田村表御調儀之由、定而彼表早速可被屬御手裏事無猶豫候、又當方之儀、信州海津在城被申付人之内、号屋代(屋代越中守)者令逆心候間、爲彼仕置、至于半途出馬被申、其響不承敢、逆徒居城荒砥佐野山兩地、不經五日自落、無行方爲躰候、如斯之上、當州仕置彌堅固に被申付候、其外諸境無相替儀候條、下郡出馬不可有程候、其節猶以御入魂、畢竟被任入候、万々期後普令略候、恐々謹言。

(天正十二年) 卯月十三日

直江山城守

宛名失缺(草名家臣へ遣はしたるものなり)

兼續

歴代古案

御書謹而奉拜見候、如被仰下御普請之儀、御檢使致談合、隨分無如在相稼申候、以前凶徒能出、河西之儀亡郷ニ罷成候間、御人脚無之候條、如存分ニ不罷成候、雖然、手組并自分之召使を以、過半出來申候、仍城町表之御曲輪今度致構を成就仕候、并林邊踏江西二圓戸張、今日歛立仕候、於御普請之儀ニ者、毛頭如在を不存候、隨而小國(西蒲原郡)黒瀧之證人、御當地へ被差越候、小國家中之證人三人請取申候、黒瀧家中之證人者、定而今日中ニ可罷越候、兩城之御仕置可然奉存候、木場之儀者、山吉一悠齋證人御當地ニ差置申候、真木之地之事者、小國家中(北蒲原郡)相抱候間、小國々々へ手堅被仰付御尤ニ候、郷内之儀者、是も御當地ニ證人指置申候、下郡如斯候、仍白河之儀、今日迄者無相替儀候、篠岡之城衆、度々如申上、金谷與申地を取立、安田へ往復不自由ニ候間、彼地之御仕置相極候、下條之義も堅固ニ相抱候、以前下條如申越者、新津筋之河邊ニ自然寄居をも取立申候ハ、迷惑之由申越候、安田之義者、當地之地衆、林邊無如在御番申候、扱亦菅名之儀、是も無相替儀候、雖然、孫四郎若輩ニ候間、但馬在世

之ハ可相替候條、別而被入御念御肝要ニ奉存候、今度富永被差越、彼庄之御仕置被成候事、是亦乍恐可然奉存候、一昨日(南蒲原郡)護摩堂之地へ罷越候間、彼庄之樣體近日御注進可申候、就之彼證人をも御當地ニ可被差置候由御説ニ候間、富永相渡申候者、急度御番可申候、將亦會津口之義も、先以無相替儀候由、境目迄至今日も申來候、先々如申上、會津口も御上使を被差遣、彼國之模様をも被御聞届御尤ニ奉存候、兼而又、御當地御用心之儀、御普請之取紛與乍申片時も油斷を不申候、摠體御廻輪之内ニハ、自他國往還之者をハ入不申、宿城之儀者所之爲ニ候間、及穿鑿ニ、商人之義をハ地之町人請乞申をハ、出入爲申候、於何事も油斷不申候、實名之庄中之儀ハ、伊藤大學助を被召爲居候間、委細彼者可申上候間、卒度御尋御尤奉存候、珍儀候者、急度可申上候、如此之趣、御披露所仰候、恐惶謹言。

追而申上候、所々御味方中、細々及脚力模様承候、猶以御説之上者、如在申間敷候、承子細候者、早速可申上候、以上。

甘糟近江守

(天正十二年) 卯月十六日

長重(花押)

泉澤河内守殿

歴代古案

新發田罷通候者致索付、兩人只今爲差上候、於樣躰者彼者才覺可申候、扱亦、信州口上口之儀、彌無御油斷被御申上尤候、殊ニ大手口之寄居、御急御肝要候、其内自然横合等も到來候而者、大切存候間、如斯申事候、下筋之儀、至于今日相替儀無之候、若敵動候者、急度可及御注進候、万吉、重而、恐々謹言。

猶々、各通可申候へ、共御報御六ヶ敷可有之間、一書申述候、非緩怠候、扱又、被索付之儀、大切之者事候間、早速何方江、被仰付候而可給候、任入候、以上。

(山岸出雲入道) 山出入

(天正十二年) 四月廿五日

光祐 (山岸宮内少輔) 山宮内

秀能

(齋木四郎兵衛) 齋四

(直江兼藏) 直與

參御宿所

章十第 新發田征伐佐渡平定

上杉年譜、別本歴代古案

七八三



景勝は信濃在陣中、五月一日、蘆名盛隆に本庄繁長等をして新發田重家を撃たしむる旨を答報し、九日、書を築地資豊に與へ、伊達輝宗へ使を遣はしたること、及び近日下郡へ出征すべき事を告げ、十日、盛隆の臣富田氏實より兼續宛にて、新發田討伐の際出兵且つ舟楫の調達をも爲すべきの答報を得、又五月十九日、盛隆より鷗閑齋道喜宛にて、新發田攻伐の日境上の兵をして出援せしめんとすとの報を得たが、信濃平定の時日豫期に反して遅延し、漸く五月二十三日歸陣、廿五日之を蘆名盛隆に報じた。

先達以脚力申届之處、具返札祝着候、其以來上口、信州表、盛隆無御心元可有之條、以使僧申述候、彌可然様取成任入候、兩口仕置手堅申付候、新發田之儀、始本庄近邊之者、共ニ對治之儀申出之條、可心安候、猶使僧可有演述候、恐々謹言。

(天正十二年) 五月朔日 景勝(花押)

松本亦七郎殿(蘆名氏家臣)

本誓寺文書

伊達江重而及使札之條申届候、仍而其以來其表様子如何晝夜無心元候、下郡出馬之儀、(眼力)

前(信濃)之雖逼塞、不圖當國仕置之子細有之、進發之條、延引非油斷候、然者當表備任存分候間、近日可爲納馬候、其上不廻踵下郡出張、逆徒可挫候條、其内彌堅固之用心肝要候、尙以本庄越前守所へも、此度別而其地之儀申越候間、定而不可有違儀候、巨細板倉式部可有口上候、謹言。

(天正十二年) 五月九日 景勝(花押)

築地修理亮殿

築地文書

尊札拜見、過分奉存候、抑今般爲御使條々、盛隆所江被仰越候、本望至極被存候、自而上口御堅固之由、可然奉憶候、殊下郡江御出張之由、近比御太儀之至候、雖無申迄候、能々御兵談、乍憚御肝要之至候、(佐竹)義重向小山被打出候、爲此御届與力立越被申候條、御當へ少々御加勞者可被申候、舟之儀も被申付候、相調申候、一点於愚拙不可如在候、鐵砲被懸御意候、外聞實儀、恐悦奉存候、猶鷗閑齋憑入候條、可被遊御申候、此旨宜預御披露候、恐々謹言。

富田美作守

五月拾日

氏實花押

前日者爲御使被打越太儀之至候、返答如申渡今度堺之者共申付差越候、可然執念(マ)尤候、義  
重任懇望、前立足輕等差越候、旁取紛故、無人數之式意外候、猶追々可申候、恐々謹言。

五月十九日

盛隆花押

鷗閑齋

小田切  
文書

先達爲使鷗閑齋差下候處、乍每度別而馳走之由、令祝着候、此表之様子盛隆へ爲可申届、重  
而彼者指越之條彌入魂肝要候、恐々謹言。

五月廿五日

景勝花押

小田切彈正忠殿

小田切  
文書

六月廿七日、景勝は書を本庄繁長に與へ、出羽の大寶寺義興及び其の將東禪寺筑前守との修  
交斡旋を謝し、信濃平定の事、子細あつて敕使御下向奉迎の爲め新發田出征の延引した事、秀

吉・家康の確執に對して秀吉を援助と決定した事、關東方面にては佐竹勝利の事、佐々成政の  
和協申入には應じない事等を報じ、且つ新發田退治に就き懇々彼に一任の旨を申送つた。

自大寶寺使僧被差遣候付而、添狀具披見候、義興并東禪ヨリも一段入魂之趣、其方隣辺肝  
煎故々祝着候、彌不相替懇切候様、才覺任入候、然者信州表備之儀、先達而如申届候、仕置如  
存分申付、去月廿三日入馬候、直様下郡可令進發之處、今般勅使御下向、有子細被成下綸  
旨候、付て爲馳走于今延引候、將又、上辺之儀、羽筑(秀吉)家康早速鉢桶就之、自羽筑使者被指越  
家康早速雖可被討果候覺悟候、自當方無二依無入魂之効、越前能登加賀、越中四ヶ國之人  
數不罷立、其上諸味方中と區々之爲休、付而遅々候條、證人等於被差上者可遂本意事案  
中候、然上今度羽筑甲乙偏景勝手前之任置之由、被申越候條、連々申合首尾無據候、去廿日  
證人(上條政繁の男龜千代)等指越候、拾近執遠事、無所詮様可被思候歟、乍去天下之安危、景勝手前之  
相極之由、被相憑候條、家康相放、羽筑無二申談候、彼表之様子、尙使者歸路之砌可申越候、次  
之關東口之儀、佐野表於藤岡之地、南衆佐竹對陣、佐竹逐日堅固之由、去比脚力到來、又自是  
も申届候、一昨廿五自倉内申越分者、南衆對陣難叶、可爲敗北様申越候、兎角義重利運不可  
有疑候之條、於時宜者可心安候、扱亦、越中表之儀、如右羽筑別而申合、付而、自去月中旬佐

々内藏助頼而惘望候、然彼者不安倭人候條、可爲詐僞之由令校量、一向不打合候、若於實儀者其方談合可申候、隨而新發田事未討果、自他之覺口惜候條、今般是非可付一切本思詰候、雖不珍儀候、彼者對治者畢竟其方任入候條、如何様にも朝夕無油斷、可被及其穢事專一候、會津之儀も不相替入魂候條、是又可心安候、恐々謹言。

(天正十二年)  
六月廿七日

景勝

本庄越前守殿

本庄文書、本庄家譜、上杉家記

此の如く景勝は新發田討伐の念切なるも、信州平定の意外に遅延せると、又當時秀吉・家康間に隙を生じ、景勝は秀吉助勢と決意せること、及び八月は信濃に出征し、須田文書十月下旬は越中に出征して宮崎城を攻略景勝一代略記せる等の爲め、遂にその暇がなかつた。

天正十三年

天正十三年も亦新發田征伐が出来なかつた。蓋し羽柴秀吉が五月を期して越中の佐々成政を討伐せん事を報じた爲め、景勝は七月、援軍として越中境の地に出陣し、又閏八月には、信濃上田城の眞田昌幸が、家康の來攻を恐れて援軍を懇請した爲め信濃に出征し、遂に新發田に出征

することが出来なかつたのである。景勝細記、景勝一代略記

五月二十九日、景勝は銃丸及び火薬を木場城に輸送して重家に備へしめた。藝沼文書

七月十八日、木場城將蓼沼友重に佐渡山の地を賞賜した。藝沼文書

此の年、尊朝法親王は秀吉の懇請に依り、長谷三位を遣はし、景勝・重家間を和解せしめんとせられたが、徒勞に終つた、即ち十一月四日、重家は長谷三位に答書し、降伏を謝絶し、景勝も亦十二月十日同じく長谷三位に答書して、重家の赦宥を拒絶した。

尊翰拜見仕候、仍景勝鉢楯之儀、重疊有子細、于今如此御座候、被達上聞、長谷三位法眼御房、差下御申、不淺御下知、過當至極候、愚意之旨、精者法眼へ令得貴意候條、此旨可預御披露候、恐々謹言。

(天正十三年)  
霜月四日

新發田因幡守

重家

上杉家記、景勝細記

長谷殿

御書謹而頂戴、仍親王御筆八幡之稱号、殊更思無邪之三字銘肝不淺候、然者新發田因幡守赦免之儀被仰下、即雖可奉任、尊意候、渠作國家鳩毒、蒼生之醫養難調候条、先以今般者因循全、御下知非犯之候旨、宜預御披露候、恐々謹言。

(天正十三年)十二月十日

景勝

長谷三位法眼御房

上杉家記、景勝卿記

右長谷三位宛の二文書の年月を、上杉家記及び景勝卿記には天正十二年としてあるが、後に記載する本誓寺宛尊朝法親王の尊翰と對照すれば、此の二文書は天正十三年なる事を推定する事が出来る。即ち此本誓寺宛の書状は其の文中、「從殿下得其意云々」とありて、此の殿下は秀吉を指すものであるから、天正十三年七月關白となつた秀吉を殿下と稱する所より推定して、天正十四年なる事は明かである。又其文中「就上杉新發田間之儀、爲去年使者差下候云々」とあるより推定して、前記の二文書の年次の十三年なる事も亦明かである。

天正十四年

天正十四年正月二十七日、景勝は書を酒井新左衛門・唐澤大膳に與へ、重家が篠岡城來襲の

際に、兵を大室に伏せ、之を撃破せるを褒した。上杉年譜

五月二十日、景勝は在國諸將甘粕景繼・色部長眞・本庄繁長等に、留守中特に重家に對する警戒を嚴命して上洛した。

五月廿五日、尊朝法親王は再び秀吉の請願に依り、重ねて越後高田の本誓寺に命じ、景勝と重家の和解を斡旋せしめた。

就上杉新發田間之儀、爲去年使者差下長谷候處種々馳走之由、先以悅入候、就其又從殿下得其意可令媒介之由、被尊慮候間、雖爲指出儀候、重而申候、別而入魂頼入候、猶三位可申也。(天正十四年)五月廿五日

本誓寺 花押(尊朝親王)

本誓寺文書、上杉家記

六月十五日、桐澤但馬守具繁は書を在洛中の兼續に送り、景勝の上洛祝儀を贈呈し、且つ、下郡の平穩を報じた。上杉古文書、上洛日報

尊朝法親王の調停にも從はず、重家は降伏しないので、七月六日、景勝は京都より春日山に

歸城するや、直ちに新發田征伐の準備を命じ、同月十四日、書を色部長真に與へ、本庄繁長と協議すべきを命じた。

就上洛爲音信馬二匹鹿毛、河原毛、并金子二十兩到來、喜悅候、仍京都の仕合無殘所、去六日歸城候間、可心易候、然者、下郡調儀之様子、本庄越前守所堅申遣候間、有相談今般別而可被勵軍功事專一候、謹言。

(天正十四年) 七月十四日

景勝

色部修理大夫殿

色部  
文書

景勝は又小川可遊齋を會津に遣はし、豫て攻守同盟ある蘆名義廣に上洛の模様を報じ、且つ近々新發田へ出征すべきを告げたので、蘆名の家臣新國貞通は左の祝詞答辭を兼續に返書した。

尊翰拜見、過分至極候、抑今般御上洛如思召有之、御歸國之段、目出度奉存候、殊新發田表御出張之旨、御肝要令存候、然而伊達當方間之儀、自相馬以調策被屬一和候、然者此筋靜謐御座候、乍恐可御心易候、委曲可遊齋頼入候間、此旨宜預御披露候、恐々謹言。

新國上總介

(天正十四年) 八月五日

貞通

直江山城守殿

上杉  
年譜

八月九日、景勝は新發田を征せんとし、春日山城を出發し、十日、之を關白秀吉に報じ、十日、出雲崎に着して之を色部長真に報じた。大日本古文書 上杉家文書

先書如啓者、去九府内打立、今午刻至于出雲崎着馬候、二三日中新發田表可打着候条、急度參陣尤候、猶以面可申候、謹言。

(天正十四年) 八月十八日 景勝

色部修理亮殿

色部  
文書

八月廿五日、景勝は五十公野城下に抵り、廿六日、城下に放火し、更に兵を進めて新發田を攻圍せんとし、之を長真に報じた。

兩度之書中相届候由返札、令祝着候、兼日如申届、昨日五十公野表着陣、今日彼近邊無一字放火、明日中に悉可成墟候、然間、今一陣新發田館際へ押詰、領中壹返、其上急度可及擬候、將

又本庄(繁)有一統可有參陣之由快然候、猶期直而候、謹言。

(天正十四年)  
八月廿六日

景勝

色部修理大夫殿

色部  
文書

同日、又小田切彈正忠に書を與へ、新發田攻撃を告げ、且つ兵船の用意を謝した。

態以脚力届候、仍昨日五十公野表着馬、無一字放火、明日中悉可成城候、然間今一陣新發田館際へ押詰強損、其上急度可及擬候、於時宜者可心安候、將亦今般船數被相調候事、誠入魂不淺次第候、猶吉事彌可申候、謹言。

(天正十四年)  
八月廿六日

景勝花押

小田切彈正忠殿

小田切  
文書

是より先、秀吉は天正十三年某月及び天正十四年五月、尊朝法親王に懇請し、景勝・重家の和解を圖つたが、既記の如く不調に終つたので、重ねて此の機會に、九月六日、新發田并に沼田方面の事に關し書を景勝に遣り、且つ木村清久を遣はし、景勝・重家間に居中調停をなさしめた。

新發田并沼田表之儀ニ付而委細申含、木村弥一右衛門尉差遣候間、被得其意分別肝要候、國に敵對候者、少も有之者、天下之外聞云、又者關東之爲ニ候条、何之道之も國を一篇ニ可被申付儀、可然候、猶以此度弥一右衛門尉被留置平均可被申付候、返事待入候也。

(天正十四年)  
九月六日 (秀吉)  
(花押)

上杉少將とのへ

大日本古文書  
上杉家文書

更に同月十一日、秀吉は増田長盛外二名をして連署を以て、重家、及び道壽齋に降伏を諭達せしめた。

雖未申承候令啓達候、仍 關白様天下靜謐に被仰付候處、其方之儀、被對景勝于今被及鉾之段、併被對天下無御届候歟、被遂御分別、先規之筋目之御覺悟、尤候、定而從公儀可被仰出候条、其御心得可然候、於被得 上意者、自御返事猶可申談候、恐々謹言。

(天正十四年)  
九月十一日

長盛  
三成  
(清久)  
久清

新發田因幡守殿

御宿所

第十章 新發田征伐佐渡平定

急度令啓達候、仍而 關白様天下靜謐ニ被仰付候處、被對景勝、因幡守殿于今被及并楯段、内々殿下様被及聞食、不被相届之様ニ被思召、御内證候、然者、如前々景勝へ御加宿尤候、來春者關東爲御見物、可爲御動座旨候条、上意可然候様、御覺悟專一候、自御返事可隨其旨、不能巨細候、恐々謹言。

(天正十四年) 九月十一日

長盛

三成

(清久) 久清

道 壽 齋

梅津源右衛門殿

遊 閑 齋

札下

上杉家記

同月廿五日、秀吉は石田三成・増田長盛等と景勝に答書し、新發田落着の爲め木村清久の差

遣を告げ、又眞田昌幸の宥赦を報じ、且つ關東并に伊達・蘆名諸氏に諭して上洛を促さしめた。

八月十日書狀、今日廿五到來、加披見候、新發田表へ被相動被取詰之由尤候、何之道も、急度一着候様と思召、木村弥一右衛門尉被仰含、被差遣候、被得其意、分別肝要候、將又眞田事、先書ニ如被仰遣候、表裏者候間、御成敗之儀、家康雖被仰出候、此度之儀、先以相止候、次關東其外隣國面々事、入魂次第可被申次由、猶別番申願候也。

(天正十四年) 九月廿五日 (秀吉) (花押)

上杉少將とのへ

大日本古文書 上杉家文書

尊書之趣、具遂披露候、則以 御書被仰出候、

一新發田事、被責詰、近々可有一途之由、尤被思召候、様子木村弥一右衛門尉ニ被仰含、被差遣候、何之道も、急度被明瞭候様ニ被仰付尤候事、

一眞田事、是又取前如被仰出候、表裏者候ニ付而、御成敗之儀、雖被仰付候、先今度之儀、被加御遠慮候事、

一 關左并伊達會津邊御取次之儀ニ付て、御朱印相調進之候、御才覺事一存候事、猶条々追々可得御意候、恐惶謹言。

(天正十四年) 九月廿五日

長盛(花押)

三成(花押)

謹上 上杉少將殿

大日本古文書 上杉家文書

同日、長盛・三成連署して兼續に答報した。

御札拜見、本望存候、御書中之趣、具途披露候、

一 關東諸家中并伊達會津御取次之儀付而、御朱印事相調進之候、於此上御才覺肝要存候事、

一新發田事、一城ニ被責詰由、尤珍重存候、何之道も、急度落着候様可被仰付候段、專一候事、

一 上條方被罷上候ニ付而、御狀之趣、達上聞候、爰許被相越候段、不相届念思召候へ共、被罷上候處曲事ニ被仰付候儀、如何候間、無是非被御覽候、御許者無之候事、

一 眞田事、先書如被 仰出候、表裏者ニ候之間、御成敗之儀、家康へ被 仰出候、御懇慮之段

忝存候、乍去、御隔心之至致迷惑候、何様自是可申述候條、不能巨細候、恐々謹言。

(天正十四年) 九月廿五日

長盛

三成

直江山城守殿

御返報

上杉家記

同月廿八日、木村清久は兼續に重家降伏の條件を示した。

新發田御赦免之儀、知行方之沙汰被一向差置、從關白様被仰出、先罷出、其上居城明渡、申分可致才覺候、落着者新發田本領程替地被下置外不可有之候、仍後日之狀如件。

(天正十四年) 九月廿八日

木村弥市右衛門尉

(清久) 久清

直江山城守殿

上杉家記

かくて、清久は新發田に至り、重家に面論したが、重家聽從せざる故、清久は歸洛し、景勝



も亦初冬行軍に適せざるに到つたので、新潟に抵り、新潟を攻略して城砦の構築を命じ、有功者を賞し、又十月一日、色部長真に書を與へ、今回は一と先づ軍を撤し、表早々出征すべき事を報じて班師した。景勝一代略記

先度者長々在陣下々訖劬勞無是非候仍當津普請等丈夫ニ申付納馬候間可心安候然者來春者早々可爲進發候条自年内用意不可有油斷候次伊達口留之儀堅申付專一候謹言

(天正十四年)  
十月朔日

景勝

色部修理大夫殿

色部文書  
上杉家記

是の日、島垣隼人佐の沼垂の戦功を褒し、免船一艘を給し、其父宗兵衛と共に新潟港の諸事を司らしめた。島垣文書、上杉家記

今度於沼垂之地抽忠信無比類之旨御感候因茲船壹艘海河共諸役不可有相違者也仍如件。

天正十四年

十月朔日

直江奉之

島垣隼人佐とのへ

定

- 一 獵役之儀、小屋下之内者、四時共可爲半役事
- 一 町屋職割之儀、兩人可相計、但我儘之儀於有之者、可爲曲事、付小屋下、以後地子可爲三年休事
- 一 當津自前居住之者、向後如何様之以題目相理候共、不可致承引事
- 一 自他國着岸之船、非分横合不可有之事
- 一 當津公事沙汰之儀者、勿論於何事も、關代官人不致訴訟、但、代官若非分之儀有之者、以目安可致言上事

以上

右條々堅可相守由、仰出被成 御朱印者也、仍如件

大正十四年十月朔日朱印

島垣宗兵衛とのへ

第十章 新發田征伐佐渡平定

今回の新發田征伐は、實に堂々たる陣容を以て之に臨んだが、更に戦果の見るべきものなく、歸陣するに至つた。御書集并御年譜略中には、左の如く記載せられてゐる。

一八月、有春山城御進發、同月十八日、新發田領赤野川笹堀地被備、御陣營御備定覺

先陣

- 河田伊豆入道 高梨薩摩守
- 千坂對馬守 新津丹波守
- 松本左馬助 小倉伊勢入道
- 吉江民部少輔 山吉孫右衛門
- 安田兵庫助 齋藤三郎右衛門
- 本庄豊後守 新保駿河守
- 竹俣筑後守 甘粕備後守
- 村田大隅守

二陣

- 村山安藝守 御鉄砲大將
- 大衣源之丞 左近司傳兵衛
- 甘粕近江守 上田衆
- 栢尾衆
- 御鉄砲頭
- 青木 本間
- 御弓頭
- 春日與兵衛 須賀修理亮
- 直江山城守兼續 大國與七郎(兼續實弟)
- 御鉄砲頭
- 泉澤河内守 山田久右衛門
- 上村彦右衛門

直江兼續傳

御鐵砲

八町傳助

五拾騎衆

御鐵砲

佐藤一步助

御手明

御旗本

御跡備

藤田能登守

岩井備中守

二陣

柿崎弥次郎

市川治部少輔

寺尾傳左衛門

嶋津左京進

栗田永壽齋

須田右衛門大夫

夜交左近助

井上左衛門大夫

三陣

西條治部少輔

綱嶋豐後守

大室左衛門尉

板屋佐渡守

清野清入軒

清野左衛門尉

以上

小倉組四百三拾貳挺百貳拾九人

手明鉄砲百拾挺

九拾四騎馬上四拾六本小旗

安田鎗貳百八拾五挺

手明五拾六人鉄砲四拾九挺

馬上四百六騎小旗四拾八本

以上八百六拾壹人

須田組八拾九騎馬上

鎗參百貳拾壹挺

鉄砲百參拾貳挺

手明九拾貳人

弓貳拾三張

小旗六拾壹本

以上八百七拾八人

新潟表有肴、御近村邑里經營、白山嶋岩被命御普請、以夜繼日、成就功整也

是より先、沼田關係より、徳川・北條共に眞田に快からず、而して、秀吉は陽に家康の眞田討伐を賛し、實は之を庇護の意ある等、關東方面に不穩の狀勢があり、家康も亦上洛の様子がないので、秀吉は關東に出征せんとし、景勝をして出援せしめんとするの意圖があつたから、新發田重家を諭降して景勝の爲めに後顧の憂を除かんとしたが、今や關東方面も稍平穩となり、家康も亦上洛するに至つたので、十一月四日、二回書を景勝に與へ、必ず重家を誅戮すべきを命じた。  
上杉古文書、武徳編年集成、狩野文書、大日本古文書上杉家文書、川邊舊記、景勝一代略記

去月廿一日之書狀、今月四日、加披見候、隨而家康於無上洛者、三川堺目之爲中心秀吉被下被命

御動座、北國衆其外江州何も(羽柴秀長)宰相ニ相添關東江可差遣旨相定候之處ニ、家康上洛候て令入魂、何様不も關白殿次第申候間別而不殘親疎、關東之儀、家康と令談合、諸事相任之由、被仰出候間、被得其意、可心易候、眞田(昌幸)、小笠原(貞慶)、木曾(義昌)、三人儀も、先度其方上洛之刻、如申合候、徳川殿へ可返置由、被仰候、然者、眞田儀、可討果ニ相定候といへとも、其方日比申談られ候間、眞田を立置、知行不相違様ニ被仰定、家康ニ可召出之由、被仰聞候、眞田儀条々不届段、先度被相越候時、雖被仰聞候、其方爲候間、眞田儀被相止御遺恨、右分に被成御免候之条、其方よりも眞田らへも可被申聞候、委細増田右衛門尉、石田治部少輔、木村弥一右衛門尉可申候也。

(天正十四年)十一月四日(秀吉)花押

上杉少將とのへ

大日本古文書  
上杉家文書

就關東面之儀、(木村)森弥一右衛門尉差遣候、則新發田事、被免置、國一篇ニ有之而、關東へ動之刻、人數等一廉可被連儀、可然候と被仰出候之處、被得其意、新發田可被免ニ被相定由、木村弥一右衛門尉懇申候、但、以一書、新發田致物好由、木村具申上候、然者、家康右之分候へ、關東

へ之人數も不差越、無事ニ可仕候由、家康へ被仰出候条、此上者、新發田儀、可被討果事、專一候、物好之段者、景勝計ニ非申様候、彼下人之緩怠者之儀候条、年月を被送候ても、新發田事者、可被刎首候、是以後、何さる儀申越候共、八幡大井不可許容候、其方之爲を被思召ニ付而國を一篇ニ有度と被思召候而、新發田佗言之儀、折々被仰出候つる、更新發田を不便とも不思召候、可被成其意候、猶増田右衛門尉、石田治部少輔、木村弥一右衛門尉可申候也。  
(天正十四年) (秀吉) 十一月四日 (花押)

上杉少將とのへ

大日本古文書  
上杉家文書

天正十五年

當時關東方面は平穩なる故、天正十五年五月朔日、景勝は新發田を征せんとして、七日、新  
潟に着した。築地文書

此の役、蘆名義廣(義廣は佐竹義重の二子、三月朔日蘆名氏を嗣ぐ)は豫て盛隆以來の友好關係を無視し、平田某・金上某に命じて重家を援助せしめた。

其以來者御音絶無心元候處、尊翰過分之至候、然而景勝新發田五十公野間ニ御在陣、當堺

目可有調儀様ニ申來候条、二圓居津川へ立越、金上茂被罷越候、早急之用意無油斷候、將亦義廣移被申候以來、太田へ祝儀不被申候間、今日深澤出雲爲使差越被申候、南方筋之模様、近日者如何無御心元次第候、心事定而以此旨御披露、恐々謹言。  
(天正十五年) 五月八日

富田美作守

氏實

(白河義親) 御邊へ

參錄答

栃木縣採集文書、  
上杉家記

五月十二日、景勝は新潟より書を築地資豊に與へ、兵を五十公野に進むる事を告げた。

先達如申届、朝日府内打立、七日新潟之地着馬候、當津之仕置急速成就、至于五十公野表可押着之条、其内弥堅固之備專一候、巨細外山可申候、謹言。  
(天正十五年) 五月十二日

景勝

築地修理亮殿

築地  
文書

五月十三日、景勝は水原城を攻陥し、讀史堂文書 十八日には、笹岡城將今井源右衛門・酒井新左

第十章 新發田征伐佐渡平定

衛門に答書し、近日其方面へ出發すべきを告げた。

重而飛脚到來、喜悅候、仍當津仕置存分任之條、可心安候、近日到其表可發向之間、其内堅固之用心專一候、巨細直江可申越候、謹言。

五月十八日 景勝

今井源右衛門殿

酒井新左衛門殿

上杉年譜

同月廿一日、安國寺建松は兼續に答書し、去る十三日の水原攻略を祝賀した。

十三日御書廿日頂戴忝奉存候、仍御陣中、東關陸奥自方方御使者到來、逐日之珍重傳承、殊更敵地水之手被切落候以來、晴光弥益之上者、天命之御略成就無疑候、又、十三日水原落居之儀、泉澤申越候、是只偏謙信様之御守護不淺覺申候間、逆徒近月中滅亡仕、御存分之儘、御納馬必然、其砌途中迄御迎可罷出之由、宜預御披露候、恐惶謹言。

(天正十五年) 五月廿一日 安國寺

建松

宛名切(直江山城)

讀史堂

八月、景勝は再び新發田重家を討伐した。然るに、此の月十三日、蘆名義廣は赤谷城に出兵して重家を援助した。

來翰快然候、景勝出張議定候哉、尤其聞得候、因之人数鐵砲相遣候、可心安候、其堺之用心專純ニ候、珍敷子細候者、重而注進尤候、恐々謹言。

(天正十五年) 八月十三日 義廣

小田切但馬守殿

小田切文書

八月二十三日、愈々重家を誅せんとし、加治・今泉を攻略し、九月十四日、赤谷城を陥れ、男女七百餘人を屠つた。蓋し、義廣の不誠意に對する報復である。爲めに、新發田城に籠城の會津勢は其歸路を失つた。

伊達日記

(天正十五年) 一九月廿一日、天氣更ろし(略中)高倉近江のろさより、會津衆向越國、三百余人越度之由、申をくられ候、平田殿、同彌五郎打死之由、

第十章 新發田征伐佐渡平定

九月十九日、蘆名氏の僧實相寺宗碩は書を白川義親に送り、赤谷の陥落を報じて、援を請うた。

爾來無音罷過、令失素意候、仍景勝向新發田物深取刷新發田領中(加治)かち之地責落剩、當方領中あか谷之地、去十四落城、赤谷方ハ不及申、平田圓居者赤谷爲番手打、候間、數多越度絶言語まで、候、新發田へも鐵砲衆數多、其外馬上衆差添被籠置候處、あか谷落城之上、通路斷絶之間、御人衆歸家難罷成候間、各苦勞可過貴察歟、依之、御當方太田へ爲脚力被申届候歟、不移時刻急度御加勢可然候、義江之御届者不及申、畢竟義重(義廣の實父)江之御首尾ニ候間、無御手延御加勢専用ニ令存候、愚意細々長源申渡候間、不能詳候、恐々謹言。

追啓、現來候間、松尾梨十、松茸七本、進献、人物少々候間、雖輕微候、御賞味所仰候、  
(天正十五年)九月十九日 實相寺

宗碩

御邊

人々御中

下野文書、景勝一代略記、上杉家記

景勝は進んで五十公野城を圍み、四周の山を伐木し、山下に陣し、竹橋を以て城下に肉迫し、晝夜攻撃廿餘日に及んだので、十月廿三日、城遂に陥り、道壽齋夫妻は自殺し、先きに御館より新發田に投じた長尾監物・關屋佐左衛門・高梨小作等は討たれ、梅津次右衛門は會津に逃走した。爰に於て、五十公野氏亡び、首級は新發田城の堀際に懸けて之を城内に示した。

景勝一代略記

廿六日は、日没より新發田城を夜襲し、廿七日早天、二・三の丸を陥れ、本陣を三の丸に移した。本丸は廻らすに二重堀を以てし、何れも幅二十間餘なる故、士卒が遑遑して進まない。そこで、廿八日、景勝馬上自ら堀際に至つて、突撃を命じたので、旗下の士は争つて堀を越え、四方の障壁を破壊して亂入した。重家自ら大薙刀を揮つて防戦したが、力盡きて、城内の築丘上に於て嶺岸佐左衛門の爲めに討たれ、新發田城全く陥落したので、池を修理し、荒廢を修め、小倉伊勢守をして之を守備せしめた。景勝一代略記

今度新發田因幡守討捕、粉骨無比類候、向後彌可勵軍功候、穴賢

天正十五年

第十章 新發田征伐佐渡平定

直江兼續傳

八一四

十月廿八日景勝

嶺岸佐左衛門殿

景勝一代略  
記色部文書

廿八日、景勝は五十公野・新發田誅戮の狀を秀吉に報じ、十一月初旬、軍を收めて春日山に凱旋した。

十一月十六日、伊達政宗は景勝及び兼續に新發田誅戮の祝詞を申來つた。伊達政宗事蹟考、大日本古文書上杉家文書

如御普問、新發田悉被及退治之由、其間候条、則爲專使、目出肝要之由、雖可申届候、實義叵計候間、先々及脚力候々、定可爲參着候哉、仍新發田因幡守并菅五郎、如思召被刎首、國中無異儀御靜謐之義、於政宗満足此事候、乍幾度御當國自前代一味之筋目、就中別而申合之上、於向後、弥異他可令逼塞外無他候、委曲尙彼任口上、拋筆頭候、恐々謹言。

(天正十五年)  
霜月十六日 政宗(花押)

上杉殿

大日本古文書  
上杉家文書

就新發田被討果候、早速自景勝爲使、僧方々御斷共本懐不淺候、内々彼地落居之段傳聞候

間、自是爲專使、雖可及其理候、實否難計候間、先脚力遣候々、定可相越候哉、扱新發田并菅五郎被納首、國中平均ニ被取成候事、於當國満足此事ニ候、乍幾度其國爰元弥入魂之取合、畢竟其方可有之候、恐々謹言。

(天正十五年)  
霜月十六日 政宗

直江山城守殿

上杉家記

十一月十八日、秀吉は景勝が新發田在陣中の爲め、九州平定歸陣の祝賀上洛延引を謝罪せしに答書し、又同廿二日、五十公野及び新發田攻略の報告に答書して之を褒祝した。

去月五日書狀加披見候、今度九州平均被仰付、御納馬之条、爲見舞、可罷上之處、新發田面在陣故延引由、尤候、猶石田治部少輔、増田右衛門尉可申候也。

(天正十五年)  
十一月十八日 (花押)

上杉少將殿

大日本古文書  
上杉家文書

十月廿八日書狀今日廿二到來、披見候、去廿四日、五十公野之地責崩、始道女齋千余打捕、翌

第十章 新發田征伐佐渡平定

八一五



日廿五新發田押詰則攻崩新發田因幡其外不殘三千余討果平均被申付由心地能候、日來之被遂本意候段誠以満足不可過之候、其方心中外不斜喜被思召候、猶石田治部少輔、增田右衛門尉可申候也。

(天正十五年) 霜月廿二日 (秀吉) (花押)

上杉少

大日本古文書 上杉家文書

追而來春者、頓而被成御上洛候而、御禮被仰上、可然存候間、無御由斷御用意專一存候、以上  
去月五日之御狀、遂披露候、則以御書被仰出候。

一河十月廿八日御注進狀今日廿二日到來、令披露候、抑新發田事被責崩、廿四日同廿五日兩日、二千余被討果之由、御手柄之段、不及是非候、關白殿御満足不斜候、於兩人大慶不過之候、中々書狀難申謝候事、

一九州平均被仰付、御納馬、并京都御移徙、彼是御禮儀を被仰上可然之由存候處、(直江山城守)直山舍弟上洛之旨尤存候、京着候者、馳走可申候、此方於御前之儀者、兩人聊不可存疎意之事、  
一此方手續申者候而、此以前新發田事、御赦免候様こと、及御佗言候、自然兩人も存候哉と

可思召候、八幡大井景勝御爲可然様こと、無二馳走、毛頭不存別儀候之段、以後も可相聞候、於兩人不可有御疑心候、先年御下之砌、以御誓印承候条、深重不存疎略之事、

一隔心之方者、定而貴方にも御覺之可有御座候間、書中ニ難申分候、御取成申候も、諸事兩人者、其方最良を仕申成之様御座候つる、乍去、新發田事被討果候間、兩人申上候趣、事實ニ罷成候て、満足仕候事、

一直山舍弟上洛御禮候て、猶様子具ニ追而可得貴意候、恐惶謹言、  
(天正十五年) 十一月廿二日 三成(花押)

長盛(花押)

景勝様

人々餘報

大日本古文書 上杉家文書

同廿二日、秀吉は書を兼續に與へて新發田征伐の功を褒し、一般將士に通達すべきを命じた。

今度新發田向相動、去月廿四日、五十公野、地攻落始道如齋千餘討取、翌日廿五新發田押詰則責落、新發田因幡其外不殘三千餘討果之由、於此方御感不斜候、彌粉骨之至、神妙思召

由下々迄可申聞候。

猶石田治郎少輔増田右衛門尉可相達候也。

十一月廿二日 秀吉(朱印)

直江山城守

とのへ

歴代  
古案

御書集并御年譜略には、九月廿三日夜、五十公野城中より内通者の矢文が兼續の陣中に達し、直ちに評議に及んだ。而して十月廿三日直江の攻口より破れて、廿四日落城したとある。

今度以矢文奉勲忠道旨者、本来拙者共雖御直參、此七ヶ年之間五十公野、新發田江傾地後、不存寄逆徒輩、罷成儀、無念奉存候、就其勲忠存條、今晚本板衆廿壹人可預御加勢候、於其儀者、五十公野御追討之儀、可爲思召候、然者本板各究竟衆數多雖御座候、今晚可預御加勢衆、乍恐從是望申上候。

- 高梨外記助方 土橋宮内少方
- 小野澤修理方 青柳隼人方

- 小杉板名兵衛方 山越太郎左衛門方
- 長田宗左衛門方 梅澤惣助方
- 曾我名藤右衛門方 山崎連兵衛方
- 小澤茂兵衛方 穴澤喜兵衛方
- 中村新左衛門方 井上孫左衛門方
- 唐國甚五左衛門方 倉井勘助方
- 廣田彌左衛門方 足立次右衛門方
- 白井外記左衛門方 竹津孫右衛門方
- 萩野清兵衛方

各貳拾壹人、今晚於御越者、五十公野追討可爲片時之内候、乍去、大將之定無之者、兵祇亂我々罷成鋪候、今晚之軍方者、高梨方大將可被仰付候、乍恐此方四人之望如此奉存候、各廿壹人之侍中江、大將御定之儀、全被仰渡、可預御越候、大事之企行を申上付而、乍恐、望于存分申上候、今晚之軍法、拙者以下ニ至迄、高梨方下知同而、東西南北ニ走廻、五十公野父子遂對治を、近年之面目を聞、忠孝之可奉願者、入候、以此旨御披露奉頼候、仍執達如件。

天正十五年

九月廿三日

近藤城左衛門

吉次

關谷佐左衛門

重信

澁谷八郎右衛門

近宗

河瀬次太夫

行親

今井治兵衛殿

本村監物殿

(此の願人中の關谷重信は景勝一代略記には上杉勢に討たれたとあるが不審である)

御書集并  
御年譜略

五十公野及び新發田攻略の月日は、景勝一代略記に據るものであるが、上杉年譜には、十月廿四日、景勝親から諸軍を率ゐて新發田を攻め、兼續をして別軍を以て五十公野に向はしめ、二十五日皆之を陥れたと記し、秀吉の答賀書には、廿四、五十公野を陥れ、廿五日新發田攻崩云々とあるが、是れは廿八日景勝の戦捷報告の文面に依るものであらうから、事實は當時遺老等

の編輯せる景勝一代略記に従ふべきであらう。

天正九年、新發田重家が織田信長に通款し、叛旗を翻して以來爰に七年、上杉氏の進展を妨げ、多大の國力を空費せしめたが、今や遂に誅に伏し越後國內全く平定した。

佐渡平定

上杉景勝は、佐渡の豪族本間氏一族と結んで友好關係を保ち、特に天正十年上杉氏の受難期に於ては、織田信長と本間一黨との接近を極度に恐れ、其の往復を一々内通せしめて之を警戒したことは、同年四月廿四日、鴻上の本間秀高に、同廿六日、久知の本間時泰に送つた誓書にて明かである。従つて、六月二日の本能寺の凶變の報が到るや、六月十二日、景勝は先づ之を本間一黨に報じ、且つ、越中・能登の諸將復屬せるを以て、仕置の爲め同國に出馬する旨を告げた。

雖不能書面、令馳一翰候、疾可令返答之處、萬方取籠、殊ニ當春者、越中領出馬、彌延引、本意之

外候、今般以村松平右衛門尉令申、爲一儀卷物進之候、猶遠彼口上候、恐々謹言。

(天正九年)  
卯月廿日

景勝

敬白起請文

右意趣者

一越佐如何ニ變化候共對湯上、浮沈共末世末代可爲(統力)一繕事(織田信長)

一自上方申來子細、無表裏可令内通候又、上方へ和談候共、於爲一味者、湯上へ爲知、可致其扱候事

一於佐州之内、鉾楯候共、湯上之寄手、惡方ヨリ、噯等頼候共、湯上心腹不相應之儀、萬不可加異見事

此旨於背者

上ニ者梵天帝尺、四大天王、下ニ者堅牢地神、摠而日本六十餘州大小神祇、日光月光、殊ニ者當國鎮守、關山三所權現、藏王權現、愛宕大權現、飯繩大明神、春日大明神、八幡大菩薩、天滿天神之可蒙御罰者也、仍起請如件。

天正十年

四月廿四日

景勝

本間(高秀)歸本齋

歴代  
古案

敬白起請文○牛

右意趣者

一越佐如何様ニ變化候共、對久知、浮沈共末世末代可爲一統事

一自上方申來子細、無表裏可令内通候、又、上方へ令和與候共、於爲一味者、久知へ及注進、可及其扱事

一於佐州之内、鉾楯候共、久知(從力)之段、寄手、惡方扱等頼候共、久知不相應之儀候者、萬不可異見事

此旨於僞者

上ニ者梵天帝尺、四大天王、下ニ者堅牢地神、摠而日本六十餘州之大小神祇、日光月光、愛宕大權現、飯繩大明神、殊當國鎮守、關山三所權現、藏王權現、彌彥、二田(井力)大井、春日大明神、八

幡大菩薩・天滿天神之可蒙御罰者也、仍起請如件。

天正十年

四月廿六日

景勝(花押)

(血判アリ)

本間下總守殿

木村正辭  
所藏文書

急度申届候、仍而當月二日、於京都信長父子三人切腹依之、越中能登諸要害、打明美濃、尾張之者共、悉遁去候、然間國中相殘國人等、皆々復先忠之間、爲仕置與令出馬候、各爲疑心之、到來之書中一書差越候、目出吉左右彌可申候、恐々謹言。

(天正十年)  
六月十二日

景勝(花押)

本間對馬守殿

本間但馬守殿

本間信濃守殿

本間彌太郎殿

本間下總守殿

本間歸本齋

本間山城守殿

本間  
文書

此の後佐渡國內黨を立て、相争ひ、大いに亂れたので、天正十二年八月二十五日、景勝は後藤左京入道を遣はし、之を和解せしめ、又書を本間季直に與へて之を諭し、且つ、降を羽茂高信に勸告したが、依々決しないので、左京が歸國せんとするや、季直は之に托して書を兼續に送つた。景勝公書留、太田文書、上杉家記

尊札頂戴、諒以恐悅至極候、然間此國一和如御取刷、後藤左京入道被差越候、彼雖御口才各承候、敵方私へ依申事、時宜不致落着候、偏愚之迷惑不過之候、隨而以別紙直江山城守江申述候、定而被達御上覽候、雖左入可有御口上候、此等之趣、御披露所仰候、恐々謹言。

(天正十二年)  
拾月十四日

本間弥太郎

秀直

直江山城守殿

第十章 新發田征伐佐渡平定

天正十三年、三月七日、景勝は再び後藤左京を遣はして黨争を和解せしめんとし、舟を出雲崎港に艤せしめた。景勝公書留、太田文書、上杉家記

天正十四年六月廿三日、秀吉は書を景勝に與へ、佐渡國人の舊惡を赦し、其從はざるものは之を處罰すべきを命じたが、未だ佐渡平定の機は至らなかつた。

佐渡之儀申付上者、國者共事、此以前不相届段者、不入儀候條、向後相<sup>(親)</sup>紀忠罰、置目等堅可被申付候、自然其方意見於相背族者、急度可被加成敗候也。

(天正十四年) 六月廿三日 (花押)

上杉少將とのへ

大日本古文書 上杉家文書

先きに佐渡の將本間高季等が河原田某・吉井某・湯上等と相争ふや、景勝は板倉式部少輔を遣はし、之を和解せしめんとしたが、河原田等が從はないので、天正十六年十一月廿八日、高季は其轉末を春日山に報じた。

御貴札之趣拜見、欣然至極奉存候、仍當國就和睦之段被仰下候、拙者一門各奉得其旨、雖古今之體慣候、抛諸事可任御上意候處、敵方河原田吉井湯上被背御尊意、承引不被申事、全拙

夫非疎略候、然而御貴為御備彌以御繁昌之由、珍重存候、委曲直江山城守へ申理候條、宜被達上聞候間、不能審候、恐々謹言。

(天正十六年) 十一月二十八日

本間對馬守

高季

春日山

上杉年譜、本間文書 澤根系圖、上杉家記

天正十七年三月二日、景勝は書を本間高繼に與へ、親く渡航することを告げ更に四月十六日、富永備中守を佐渡に遣はして渡海の期を報じた。澤根文書、澤根系圖、上杉家記

就其許仕置仁、板倉式部差越候處、不相替忠信之由、感入候、舊冬如令一諾、渡海自由相待候、其内彌堅固之防戰尤候、何様□之剋、近年忠功無比類心中、可相達候也。

(天正十七年) 三月二日 花押 景勝

本間左馬助とのへ

連々申届候、其湯渡海、來月中旬令議定候、爲其富永備中差遣候、乍勿論、近年無二忠信此節

候條、彌被遂貞正尤候、猶使者可有口門候也。

(天正十七年)  
四月十六日 花押景勝

本間左馬助とのへ

かくて、五月二十八日、景勝は羽茂三河守等を征せんとし、三百餘艘を繕して出雲崎を先發せしめ、六月十二日、親ら千餘艘を率ゐて佐渡國澤根浦に着陣した。佐竹文書、景勝一代略記

羽茂三河守は八千餘人を以て、(國府川)鴻川を隔て、防戦したが、六月十六日、景勝河原田城を攻むるや、羽茂軍忽ち潰え、吉岡・澤田に逃走し、降るもの亦多く、遂に舉族航して出羽に逃れんとしたが、逆風に妨げられて新潟に漂着し、代官窪田源右衛門の爲めに捕へられ、佐渡に送還せられて、妻子三人磔刑に處せられた。景勝一代略記、佐竹文書、景勝卿記

景勝は戦勝を秀吉及び前田利家に報じ、何れも祝詞を送つた。爰に於いて佐渡は全く平定したのである。

佐州被屬一篇之旨、御飛札、先以珍重、御手柄不及申候、殊逆徒相集所、即時追崩、被討果候段、心知能御備、都鄙御外聞不可過之候、取前如申伸候、定手間入申間敷と存候つる、我等迄滿

足不斜候、隨而自湯治二三日以前罷歸候、一段令相當、平復躰候間、可御心安候、御取紛中示預、別而難申盡候、就中今度、若君様被成御誕生、諸國之各罷上、御禮被申上候、拙子も近日可致上洛候条、其國之様子、於御前一々可申上候、被明御隊候間、頓而御上待入存候、猶期後晋之時候条、不能細筆候、恐々謹言。

羽筑

(天正十七年)  
六月廿五日

利家花押

上杉彈正少弼殿

御返報

大日本古文書  
上杉家文書

去月廿四日之書狀被成御披見候、佐易之儀、屬一篇之由、尤被思召候、彌仕置等丈夫可被申付事専用之候、猶増田右衛門尉石田治部少輔可申候也。

(天正十七年)  
七月十六日 (秀吉)  
花押

羽柴越後宰相中將とのへ

上杉古  
文書

爰に於て、佐渡は全く平定した

第十章 新發田征伐佐渡平定

## 第十一章 上杉氏と大坂陣

慶長十九年十月二日、景勝は米府を發して、五日鍋掛驛(下野國)に次した時、會々飛檄があつて、十月一日、家康が大坂攻めの令を發したことを報じたので、直ちに在米澤の兼續(重光)に兵を引率して東上を命じ、急途九日江戸に着し、十二日、將軍秀忠に謁した。十五日、秀忠は景勝・伊達政宗・佐竹義宣等に先發を命じた。

五日の鍋掛驛よりの急使は八日米澤に着したので、九日、兼續(重光)は平林正恒に命じ、軍役を課し、將士を徴し、戎器を整へ、又領中諸城の留守を定め、貢賦の徴收、出征留守中の諸取締に就て條目を頒布せしめ、十六日、米澤を出發した。上杉家大坂御陣之留

千石ニ付道具持十人宛召連候品之事

一 鉄炮

六挺持筒共ニ

出立ハ平笠左右ニ金の丸木綿一重羽織半袖紋ハ後ニ望月を大ニ地衣淺(黄)き



一 鎧 三挺

太刀打四尺、金鳥毛鞘、出立尖笠、金丸左右之、羽織ハ鉄炮同前

一小旗 壹本、紋思ひく

千石之外ハ、小旗之代ニ鉄炮可被爲持候。

慶長十九

十月九日 平林藏人佐

諸城留守衆之覽

一米澤城 西方次郎右衛門

三股 九兵衛

長尾 伊賀守

山田 助之丞

下条 駿河守

横田 式部少輔

一 中山城

一 鮎貝城

一 荒砥城	北條 右近助
一 高畑城	岩崎 右馬助
一 福島城	中島 壹岐
一 築川城	岩井 靱負
以上	

条目

一 當御年貢年内可取切候、御買米并諸給人御借錢共、可納之候。毎年代官之油斷ニ而未進仕候事

一 諸代官之古負、高子錢之下取懸置候年貢、可納候事

一 扱所より凶事出来候ハ、依様子代官兼てより之無念曲事可被仰付候事

一 百姓中ニ、徒者以時分可仕者、盗人、牢人、他國之縁者、親類有之、心付穿鑿可仕候、誰之扱下

ニ候共、對御大途惡事共可仕者、聞届可申上事

附俊人、輕薄惡事、可爲曲事候事

一下仕之者共對百姓、慮外非法仕候者之儀ハ不及申、自身背御法度、迷惑之儀ニ候ハ、押之異見仕り、無承引候ハ、可申上候事、御大途之凶事可出來候間、親子兄弟成共、御公儀惡事可成義無隱可申上候事

一諸境、他國之説并地下之噂、何茂夫々ニ可聞届事

一諸代官衆、不得内義而、他國仕間敷候、俄御用不相調候ハ、可爲曲事候、無用之客人寄合、一切停止之事

慶長十九年十月

平林藏人佐

當時出兵準備の多忙であつた事、其の他の狀況は兼續（重光）の七日水原親憲宛、十六日、十七日千坂伊豆守宛書狀、又十七日家宰澁谷彌兵衛宛書狀、及び十九日白河より發した宛名未詳の答書等に依つて推察することが出来る。

去五日戌刻御狀披見、御人數召連可罷登由、御飛脚被差下候條、各相談不存油斷候、俄事上下取乱、可有御推察候、御人數、手前を始、百貳百宛、調次第相立候條、可御心易候、猪苗代衆申

付、是も可相立候條、可御心易候、替儀候者御飛脚可給候、無申迄候へ共、御人數罷着候内、御用心彼此不可有油斷候、恐々謹言。

（慶長十九年）  
十月七日

水常

直江山城  
守書留

十二日之書狀、今十六日、於庭坂地披見、仍十二日御出仕、御仕合能候由、珍重候、爰元御人數之儀、大方申付、今日庭坂迄令着候、過半一兩日中、米澤を可相立候、廿日前後、之ハ皆々引拂可申候、當月中、之ハ必可爲參着候、其段御尋も候ハ、（佐州）作州迄可被申入候、武器爲持候ニ迷惑致候へ共、路次中、武具も不苦候由、被仰下候條、自是申遣、武器ニテ相立候様ニ可致く候、夫丸之助成一段之儀ニ候、猶相替儀候ハ、半途迄到來待入候、恐々謹言。

（慶長十九年）  
十月十六日

千坂伊豆守殿

直江山城  
守書留

猶々平八氣相能候由、肝要候、然者、御上洛御供之儀、前廉より路次如何共相調、今度出陣

候様ニ可然候、以上。

書狀披見、其元之様子具承候、(昨)明日如申入候、十六日米澤罷立、今日高倉迄令着候、道中相急度候へとも、傳馬不自由ニ而通夫ニて罷上候故、人夫不相續候故、乍思遅々千万、其元之儀無心元候事、可有推量候、はし／＼先様追着候條、廿日廿一二の時分ハ可相着候事。

一下屋敷御見立、以繪圖三右相談之由、先以珍重候、哀相調候へりしと念願候、手前之者其外、其元ニ宿所も有之間敷と存、岩淵邊より其元近所之在郷ニ可陣取由存候て、今日先様上泉主水、安部藤兵衛遣候、其元勝手能事も候ハ、彼兩人所へ被申越尤候、相替儀候ハ、早々注進待入候、恐々謹言。

(慶長十九年)  
十月十七日

千伊豆

直江山城  
守書留

書狀披見、御人數大形申付、今日高倉ニ着候、傳馬不自由故、通夫ニて候へハ、長途草臥、思儘(道脱カ)之も急事不成候、其元無心元儀可推量候、小屋具求候由尤候、手前之者ハ多も無之候へ共、侍衆其外俄ニ調難候條、惣様之爲ニ申越次第可相調候、猶替儀候ハ、注進任入候、謹言。

十月十七日

志ふや

直江山城  
守書留

猶々随分逐々申遣候条、定而被罷着候、自然御急ニ候者、御一騎ニても御立可然候、何とそ道中ニて追詰可申候、扱々、不思寄いそかゑ志き事ニあい申候、これほと(急道)こせつかれ申候事、はしめて覺申候、承ほとニても候ハ、万事をおき候て可罷上ものをと、後悔さへいたし申候、以上。

十六日寅之刻御狀、今辰刻於白川披見、其元火急の由承候間、御人數不罷着儀、迷惑申候、剩昨日者風雨故、道中散々ニ候て、人馬共疲勞之仕合、可有御推量候、自拙者兩日前ニ相立候衆、今日大儀(大田原)ニて逐詰申候、然共、成次第相急可申候、恐々謹言。

(慶長十九年)  
十月十九日

直山

重光

(宛名切斷)

戸屋  
文書

十月十九日、景勝は本多佐渡守、酒井雅樂守に誓紙を奉呈した。大坂御陣之留、上杉古文書

敬白起請文之事

- 一 奉對 御所様不可致別心表裏事
- 一 奉背 上意輩一切不可申談候事
- 一 被仰出法度以下毛頭不可有違背事
- 右條々若於違背者忝も以下神名

慶長十九年十月十九日 米澤中納言

景勝花血

本多佐渡守殿

酒井雅樂頭殿

同月二十日、安藤重信・土井利勝・酒井忠世は、人馬整はずとも先發すべしと、景勝等に命じたので、即日水原親憲以下在江戸の將士を従へて、政宗以下と江戸を發した。將軍秀忠は廿三日江戸を發し、神奈川に次した。上杉古文書

同月二十六日、兼續(重光)は書を送つて、後續部隊の急行及び武器・行李、人夫運送等に關し、千坂伊豆守に命ずる所があつた。

書狀披見得其意候

- 一 將軍様御立道中御急以之外之義候、彌萬事不自由可有推量事。
- 一 御小屋道具こしらへ爲持候事、無用候、逆道中之御用ニハ立間敷候、京着之上、御用の物をハ可相調候、不入荷物を入足控いやしに爲持無詮事。
- 一 玉藥其元ニ差置、上方之様子ニ依て跡ハ可差越候事。
- 一 米澤ハ爲持候武器、如何共早々相續候様ニ、入念可被差越候、自然京入押前なとこし候、武器一切事急候、荷物成次第駄賃にて、人足ハから身にて追付候様ニ、才覺尤候、自然駄賃無之所にてハ、取引、人足共ころるゝと爲持急候様ニ、奉行之者ニ入念可被差越候事。

一人足ハいか程も其元へ着候程可被相通事。

一 御人數一圓無之候て何共迷惑候、如何共夜通し追付候様ニ催促尤候、大廻ニ候てハ追付事成間敷候、其段可被申渡候事。

一侍衆之儀(くるカ)ハ右(くるカ)しゝらす候御馬廻并自分之者如何共急追付候様ニ肝煎尤候事。  
一其元無心元而候ハ、雖無申迄候無油斷用専心一候相更儀候ハ、到來待人候恐々謹言。

(慶長十九年)  
十月廿六日

千坂伊豆守

直江山城  
守書留

此の如く急行して漸く藤枝に於て先發部隊と合し、十一月六日、隊伍堂々山城國木津に着陣した。其の軍容は左の如くである。

十一月六日御下知有て軍士甲冑を帶し列を引く。黒金孫左衛門次に須田大炊介安田上總介此三士は各日に御先手を勤む相續て色部長門幸川縫殿岩井備中竹俣三十郎市川左衛門嶋津玄蕃香坂四郎兵衛福島與市安田新六郎澤根源四郎平田善三郎河上彌太郎新津内記本庄外記夜交彌七幸川彦八郎平林内匠助安田六十郎井上隼人綱嶋庄三郎甘粕丹後仁科越中西條彌三郎大室源二郎次に御小旗差廿人黒具足次に御鉄炮將栗林監物西方大炊介鉄炮百挺日丸紋笠弓小手釘貫紋木綿母衣御鉄炮將若林源左衛門右坂新左衛門鉄炮百挺日丸紋笠釘貫紋木綿母衣各腰差大筋違次に御鎗將嶋田庄左衛門三藏

式部鎗百挺黒具足金の頭金々小手御鎗將國分左馬助清水采女鎗百挺黒具足金の頭金々小手各腰差日丸紋次長尾權四郎次に御小旗差二十人黒具足次に鉄炮百五十挺御手明具足釘貫紋とかり笠鳥毛鍔弓小手腰差日丸紋次に三十挺鎗釘貫紋笠茶色木綿母衣三十挺鉄炮段母衣金の段々筋三バ鳥帽子弓小手三十張弓釘貫紋笠茶木綿母衣御手明百人具足釘貫紋敷くゞり頭金々小さね小手腰差朱の筋違次に五挺御鎗并に御持鎗御長刀各釘貫紋金さねの小手頭金たき角立物御貝吹二人御團持御馬印持御冑持各釘貫紋笠茶木綿母衣次に公御馬上御馬取釘貫紋笠茶木綿母衣御働手明三十人具足釘貫紋金さねの小手頭金たき角次に鉄炮二十挺段母衣金の鳥帽子弓小手次に御小姓組次山岸中務本庄出羽次に富所隼人并に組中次に國分次右衛門并に組中次に水原常陸介猪苗代組百五十人鯨尾鳥帽子母衣腰差紋日丸次に志駄修理同心五十人鯨尾鳥帽子母衣腰差紋日丸次に直江か自分の者村越志摩次に五十嵐彌次右衛門高橋内記組鉄炮五十挺白たん笠龜甲紋木綿母衣次に土橋宮内高橋左衛門組鉄炮五十挺白たん笠龜甲紋木綿母衣次に町田作左衛門大筒組五十挺白たん笠龜甲紋木綿母衣次に小嶋大學大俣八左衛門組鉄炮五十挺白たん笠龜甲紋木綿母衣次に西山刑部香坂新左衛門組手明組百

五十人、金のとかり笠烏毛鍔あかね木紋母衣、次に上泉主水小林盛衛徒組百人、金烏帽子黒丸紋あかね練母衣、次に小旗、次に鎗持、次に山城守馬上馬取、龜甲紋笠あかね木綿母衣、次に澁谷彌兵衛、次に山崎五右衛門組鉄炮五十挺、白たん笠、龜甲紋木綿母衣、次に坂田采女組鉄炮五十挺、白たん笠、龜甲紋木綿母衣、次に高津五郎兵衛香坂太郎左衛門扶持方組百人、金の鯨尾烏帽子紋黒丸あかね練母衣、次に持鎗、次に直江平八馬上馬取、龜甲紋笠木綿母衣、次に松本助兵衛を始として與板(兼續の部下)の面々列す、次に多切豊後、穗保城左衛門組鉄炮三十挺、龜甲紋木綿母衣、次に小荷駄等に至まで、途中列を正ふして、同六日に木津の陣營に着玉ふ。上杉年譜

十一月六日、木津に着陣するや、兼續(重光)と膳所城主戸田氏鐵との往復は頻繁となつた。蓋し氏鐵は重光の嗣平八景明の岳父であるから、爲めに大いに便宜を得たのである。

今朝者貴札於半途拜見、殊鯛五被懸御意過分至極奉存候、今日ハ御馬預借候故、早速罷着、忝次第候、何様以拜顔左様之義可得御意候、恐々謹言。

霜月六日

戸左門様

直江山城  
守書留

貴札拜見、内々致伺公可得御意處、萬端御取籠令察、御無沙汰ニ罷過、迷惑仕候、殊米大豆以下、送被下、忝儀難申謝奉存候、何様伺高陸、致伺公、御禮可申宣候、恐惶謹言。

十一月六日

戸左門様

人々御中

直江山城  
守書留

猶々平八所迄種々御心付候段、中々紙面ニ難申願奉存候、以上

節々被入御念、御使者殊馬之飼料以下被懸御意過分至極奉存候、猶自是可得御意候、恐惶謹言。

十一月六日

左門様

人々御中

直江山城  
守書留

今日者御城外罷通候條、伺公仕可得御意處、餘卒雨之様ニ候條、先以使者申宣候條、爲御禮貴札過分至極奉存候、如貴意當逗留中ニ致伺公、相積御禮可得貴意候、恐惶謹言。

第十一章 上杉氏と大坂陣

八四三

直江軍繪傳

八四四

十一月六日

戸左門様

人々御中

直江山城  
守書留

只今者早々御尋令祝着候、如申談候、御ふた方様種々御馳走之處、御禮難申盡候、貴所可然様御取成頼入候、其元相替義候ハ、爲御知頼存候恐々謹言。

十一月六日

大島金右衛門殿(戸田氏)

人々御中

直江山城  
守書留

十一月七日、兼續(重光)は水原親憲に命じ、未着の將士催促、及び武器到着の手配を成さしめた。

御狀披見、貴所事ハ、いつものをしまへのとく人数可被召連候、其方跡衆之事、夜五日に繼て罷着候様ニ、可有催促候、肝要ハ、もたせ候武器、如何共相届候様ニ、可被入御念候、爰元

へ參候者も、一切不ろ等、具足無之候條、如何共武器罷着様ニ、肝要候、以上。

十一月七日

水常

直江山城  
守書留

如貴札昨日者致伺公候處、爲御禮蒙仰御心(マ)之至、迷惑仕候、然者、將軍様、今日者長原ニ御逗留之由、御爲知過分候、猶以相替儀候、ハ、被仰聞奉頼候、猶自是可得御意候、恐惶謹言。

十一月八日

戸左門様御報

猶々、平八被爲召寄、御懇意之儀共過分、自是御頼可申之由ニ候へ共、今日、將軍様御勞煩ニて延引仕候、以上。

直江山城  
守書留

貴札拜見、仍大坂表様子爲御知、心地好次第奉存候、兩御所様御動座之様子承届候、先刻從御奉行中景勝方江御觸狀候、明日木津玉水江陣替可仕由候、内々右之趣可得御意處、御相書忝存候、殊明日將軍様貴城江御着由、御取込奉察候、珍儀候者可預爲御知候、恐惶謹言。

第十一章 土杉氏と大坂陣

八四五

十一月八日

戸左門様

人々御中

直江山城  
守書留

如貴意、昨日者遂拜顔忝奉存候、即爲御禮伺公仕候へ共御取籠之時分ニ候條、大金右申置罷歸候、殊先刻左門様御尋忝儀難申謝令存候、御禮申上度候へ共、明日 將軍様御着城之由御取籠令察罷過候、乍恐可然様御取成奉頼候、何様逗留中、重而以參可得御意候、恐惶謹言。

十一月八日

戸采女様(氏鐵の嗣  
氏信)

貴報人々御中

直江山城  
守書留

明日者御先衆次第可罷立旨、只今仰出候、内々致參上御暇乞可申上候へ共、夜中儀候條、明

日之用意彼此取乱無之儀候、先陣々可得御意候、恐々謹言。

十一月九日

戸左門様

人々御中

直江山城  
守書留

同月十一日、本多正純より兼續(重光)に來札があつて、明十二日、景勝に將軍の謁見あることを報じ、且つ景勝及び兼續(重光)に酒肴の贈與があつたので、兼續(重光)は之に答謝した。

貴札拜見、仍明日景勝御目見之儀、如御差圖參上可被申候、殊爲御音信、筑紫蜜柑并諸白一樽、鱒三、則申聞候處、忝之段被申候、且又拙者江諸白一樽、鱒三拜受、不淺奉存候、猶明日致伺公万々可申上様、恐惶謹言。

直江山城守

十一月十一日

重光

本多上野介様

上杉  
年譜

同月十一日、兼續(重光)は軍令及掟書を發布して、將士を戒飭した。(第三章  
參照)

第十一章 上杉氏と大坂陣

八四七



- 一 對亭主申分無之、律義ニ万事可入念事、附、火之用心之事
- 一 御公儀之取沙汰一切致間敷事
- 一 無據好有之共、他家之者へ寄合停止之事
- 一 京、大津其外在々へ用所有り人を遣候とも、横目付可差越下々有用所者、主之組頭へ不相届而出すへからさる事
- 一 無用所して町家在郷へ不可立入事、但、大酒一切停止之事
- 一 夜中ニ至りてハ一切陣所を不可出事
- 一 喧嘩・口論、人ニしかけられさる様ニ可嗜事
- 一 押前之中、人夫其外他之衆へ交り候者、御法度之趣和らかニ理り候而、可除之、少しも強氣致間敷事
- 一 押前ニて直道、脇道致間敷事
- 一 おし込之時も、他之手ニ交らす其手ノ小奉行を付、可有法度事
- 一 武頭之下知を不待して、陣不可取事

- 一 押前之内々備をハつし、自由致すへからさる事
- 一 鐘・鉄炮・眞足笠・母衣・持道具損さすへからさる事
- 一 道中ニおいて、たばこ吞へからさる事
- 一 陣屋の善惡ニよらず、宿奉行次第可居事
- 一 右条々堅可相守者也。

慶長十九年十一月十一日

山城守

上杉家大坂御陣之留

十二日、景勝は二條城に於て將軍秀忠及び前將軍家康に謁した。  
 十七日、兼續（重光）は野陣道具并に兵糧運送に就き、橋・舟等の監司保科肥後守正光に印鑑を届けた。上杉年譜

廿四日、景勝は進んで攝津天神森に陣し、伏唄數人を放つて、敵狀偵察をなさしめた。大坂御陣之留  
 廿五日、景勝は更に進んで大和川の南岸鳴野表に陣し、佐竹氏は大和川の北岸今福表に在陣

直江山城守書留

した。

此の日、兼續(重光)は本多正信・同正純及び土井利勝の陣中慰問贈與に對し、夫々答謝した。  
直江山城守書留

此の夜、明日敵兵撃掃の命があつたので、黒金泰忠をして親しく地理を偵察せしめた。大坂御陣之留  
黒金泰忠覺書

左の覺書に依れば、十一月廿一日より廿三日迄の上杉軍の動靜を知る事が出来る。

慶長十九年大坂御陣場之面相勤候覺

- 坂口次左衛門
- 宮坂武助
- 鈴木吉右衛門
- 立田勘助
- 杉山小右衛門
- 駒井伊右衛門

ノ十人

- 佐藤小右衛門
- 酒井次右衛門
- 柳四郎右衛門
- 菅原佐左衛門

一大坂御陣場、十一月二十一日之曉より、山城守殿倉賀野長左衛門を以て、被仰付御陣中  
嚙之罷出、同廿四日之御陣替被成候付而、廿三日之曉、大坂之様子見届可申、被仰付、悉く  
見届、廿四日之御陣寄無相違候事。

十一月廿三日以後の上杉軍の移動、及び廿六日の戦闘狀況は兼續(重光)が平林正恒に報じ  
た「上杉家大坂御陣留」に依り、其の詳細を知る事が出来る、即ち左の通りである。

一十一月廿三日、(河)攝易飯森山麓之御著陣。

一同廿四日、(攝津)天神森御着陣、城際御陣寄、廿四日之夜、御手立之爲、伏嗅、町田柰左衛門大峽大

藏近藤伊織被仰付候所、半田仁助一番之伏嚙之而、敵之持口迄見届罷歸り候。

一廿五日、大和川之南志宜野表御陣替、從兩將軍御檢使

御使番  
五の字差物 屋代(秀正) 中守  
同 右同斷 安藤治右衛門

右兩檢使を以、明廿六日、敵之持口可被押拂寄台命有之。(寛政重修諸家譜に三檢使とし、伊東右馬允政世を記載す)

一景勝公陣所仕寄之場所餘陣之寄場之而、一谷間近仕寄候ニ付、御檢使衆才覺可仕由、直江山城守、黒金孫左衛門正依申付ニ而、孫左衛門鸞嶋ニ罷歸、様外巡見仕り、餘陣仕寄場より寄附之段、御斷申候事。

一敵陣近く仕寄候ニ付、鉄炮繁く來り候故、孫左衛門才覺を以申渡、人數不損様ニ手續を以、堀切竹把爲付候、其内小奉行山本右近、黒井次郎右衛門へ申付、兩人之者共能仕候故、孫左衛門ハ兩人江當意を印物差出候事。

一右竹把之場所より打間(丁カ)打見申候(岸カ)、直江申付、大坂堀耳江、夜ニ入、村越志摩志駄修理と兩人召連、孫左衛門參、以間繩竹把之場所丁間打見申候所、竹把之場所より一町六反、大坂之竹把場所五十間御座候事。

一十一月二十六日、卯之刻より合戦始り、黒金孫左衛門宰配を御免被成、諸軍勢を下知す。

御先手須田大炊介并侍衆、二の見安田上總介并侍衆兩備へ御本陣より御鉄炮御鑓被相副、御前備長尾權四郎ニて、直江一手之内、鉄炮組鑓組於御陣場被差候、夫より御本陣へ御歸りニて、百騎衆五十騎衆等、都て御本陣勢之分備之、本庄出羽守ハ御左之手先へ進み備を立、御後備ハ直江山城守、同平八、一手ニ合戦ニ罷成、直江一手之内、御先手へ大勢繰出、相働候、大坂方虎口より五六町程取出、仕寄を付、鉄炮を下知致し、木戸口嚴敷打立、一番合戦ニ一時合せり合、大坂方大軍故、眞黒ニ成て懸り候、石坂其場を不去討死、組勢共廿人餘討死、二の見安田上總介、城之様子見切候て、武者鑓ニ可被成と目利仕候て、御本陣江申上候處、同時御本陣よりも右之趣安田へ御使へ有之、直江よりも使者を遣し、御先手群立候時、二の見ニて喰留候様ニ申遣候内、須田手之戰士被押立、むれ付候、二の見之安田ハ最前備を脇へ被押立候ニ付、安田宰配を取て下知して、横鑓を入させ、敵を押返して、二之手之芝居を持抱候、此時御先手大合戦ニ罷成候、須田大炊介ハ、大坂方母衣武者竹田兵庫と鑓を合せ相戦候、竹俣三十郎下知を加ひ、鉄炮を爲打、敵勢を追崩候、須田勝利を得て、竹田兵庫の首をもぎ取、須田も疵を負、此時須田家來田子三介太刀之働仕候、須田手ニ而市川新左衛門、新津内記介、香坂四郎兵衛、島津清藏、大働を抽し手

負其外直江手にて上泉主水正西山刑部丞宮崎孫左衛門香坂新左衛門此外八十餘人  
疵を被り候其外針生市之丞討死此時三十郎夢沼長左衛門荏戸九郎兵衛玉作口之而  
直江手之鉄炮頭大股八左衛門同彦六并甥彦三郎三人并ニ小旗持共ニ討死櫻嶺子囚  
獄上泉組小姓衆四五人須田手之而島津同心四人討死駒形太兵衛同新左衛門内御足輕衆十二三人  
此外又者等迄致討死候。

景勝公ハ志貴野口横堤ニ紺地ニ日之丸の御旗を立させられ御床几ニ懸らせられ曙  
より極晩迄少も不動御備被遊候。

景勝公御陣所と佐竹右京大夫殿御陣所之間大和川有之大坂勢佐竹之手へ多勢を以  
突懸りしかハ御富家よりも横鎧を入らるるか爲ニ黒金孫左衛門家來山口久右衛門  
ニ申付大和川を瀬踏致させ候處ニ深き所ハ目通也若佐竹之軍勢敗軍セハ横矢を入  
よと直江ニ示合處候所既ニ佐竹之侍大將澁江内膳討死致大坂方向競懸るを見て水  
原常陸介大和川を乗越敵陣近く馬を乗寄組の猪苗代蓬田逸兵衛立岩内膳等ニ下知  
を加ハ筒數を揃横矢ニ鉄炮を烈敷打懸大坂勢を打崩追縮め曳や聲を揚れハ佐竹勢  
力を得て返し合せ今廿六日卯之刻より軍始り引揚かたく其刻直江下知いたし黒金

孫左衛門戰場を乗廻し辛配を取て速ニ味方を引揚又申之刻ニ及候事。

十一月廿六日討取首數之事。

一竹田兵庫首一 須田大炊助

須田大炊助家來

一首一 田子三介

一首一 北村茂助

須田與力

一的場三郎兵衛首一 貞野次郎助

一首一 青木五助

須田手之而平林藏人同心

一首一 進藤加兵衛

首六

右ハ須田手にて高名之分

直江山城守手

一穴澤鉄可齋首壹

坂田采女

澁谷熊藏

右の坂田立合、松本助兵衛證據

右澁谷熊藏儀ハ直江平八者ニ而、呵ニ而罷在候處、此度於戰場、遂高名、勘氣可蒙赦免ト心懸候得とも、敵ト出會無之、所存不違候處、坂田采女功名を見懸候て、熊藏其首を貫候ニ付、武士之望ニハ似合候由、褒美致候て、則志貴野台上ニ而首を手渡いたし候由、依て熊藏高名ニ罷成候、坂田儀も右之仕方宜義を以、高名の譽世ニ隠れなく候。

直江手

一宮澤主殿首一つ

駒形太兵衛

合首數八

右之首共爲持、兩將軍之御陣所江伺公仕候様ニ、景勝公、黒金孫左衛門へ被仰付、具足差用之儘ニ而伺公仕候處、孫左衛門儀ハ、兩上様へ被召出、首共御實檢御感悅之段、上意御座候事。

一十一月廿七日、御備立迄ニ而御合戦無之事。

一御一戦以後、御所様、將軍様、志貴野表へ御出馬させられ、景勝公御陣所仕寄之場所被成御覽候節、景勝公直江山城守、黒金孫衛門被召連、被參出、此節、兩將軍様の御前へ直江、黒金も被召出、余陣之仕寄より、景勝手之仕寄場所、敵陣へ間近候と、上意御座候ニ付、黒金孫左衛門働ニ候旨、具ニ直江山城守致言上候、水原常陸介戰場之出立御覽之由、從、將軍様御内意御座候ニ付、景勝公より常陸介へ被仰付置候處、今日水原儀被召出、將軍様御馬上にて暫被成、御覽常陸介儀も、被及御聞候より、若く相見、頼母敷被思召、此度大儀仕候由、染々の上意御座候事。  
一御家中へ首取義、御所様御喜悅被遊、將軍様より、景勝公へ銀百貫目被遣候、大坂御取量諸勢之内、此方一之御手柄之由、從、將軍様御褒美、金銀、米錢、玉藥御用次第可有御合力旨、本多佐渡守殿申傳候。

廿六日、伊達政宗は木津の陣中より書を送つて音問し、重ねて使を遣はして戦勝を賀した。

大日本古文書  
伊達家文書

廿七日は兩軍相對峙するのみで戦闘はなかつた。廿八日には軍士の兵糧を給與せられた。

景勝知行高三十萬石之御扶持方、自十一月廿日廿四日迄二千人扶持、自廿五日十二月十日迄五千人扶持、自同十一日晦日迄六千人扶持、請取申候、以上。

慶長十九年

直江山城守

十一月廿八日

重光

松風助右衛門殿

曾根源 三殿

上杉  
年譜

廿八日、家康は鐵炮三百挺を野田・福嶋(攝津)に遣はし、射撃せしめて敵の出勢を沮止した。是の日、景勝は伊達政宗に答謝した。大日本古文書 伊達家文書

廿九日、本多正信より陣中見舞として樽肴贈與があつたので、兼續(重光)は之に答謝した。

直江山城守書留 是の日、戸田氏鐵は澁谷彌兵衛に書を遣り、景勝・兼續(重光)父子の戦功を家康・秀忠感賞の趣、旗本より報告があつた事を告げて之を慶祝し、且つ澁谷の子息等の武功を稱揚した。

返々其家中衆御人數も相違無御座之由、目出度存候、以上。

急度申入候、仍去廿六日のせりあひに、景勝様同山城殿父子被成御手柄、兩公方様も御感之被思召之由、御旗本衆より追々申來候、誠ニ我等満足不可過之候、就者貴所御兒達、兄弟なから御手柄の由、伊丹半左衛門所々様子具申越候、さて、神妙なる儀とも感入候、貴殿御満足致推量候、何も追々御吉左右待入候、山城殿同平八殿へも、能様ニ可願御心得候、恐々謹言。

戸田左門

(慶長十九年) 十一月廿九日

氏鐵(花押)

澁谷彌兵衛殿(澁谷は重光殿後戸田家に仕へたと傳へらる)

戸田銳之助  
所藏文書

御宿所

同月晦日、兼續(重光)は大坂の戦勝を在江戸の千坂高信、及び在米澤の平林正恒に夫れ夫れ報じた。是の日、兼續(重光)は在米澤の青柳隼人、及び下條駿河守の使者に對し、夫れ夫れ答書した。直江山城守書留

其元相立候以來、度々脚力相届候、自是様子申越度候つれ共、道中又爰元御進陣無手透其、上道中人留候故、手判彼是ニ延引候、大坂御近所廿六日敵之持口押拂候由、御意ニ付而被

押拂、城際へ敵取出防戦、互ニ手負死人無際限候、大坂御取巻候諸勢の内、此方一の御手柄之由、自 將軍様御褒美、諸人其唱候條、可心易候、金銀、米、錢、玉、藥、御用次第可有御合力之由、被仰出候、此方之儀、今日まで之御仕合能候、先以可心易候、巨細者脚力見分候條、可被相尋候、其元仕置堅固之由、肝要候、彌可被入念候、此方御普請、虎口之防戦、日夜無油斷候て、迷惑可有推量候、恐々謹言。

(慶長十九年) 十一月晦日

平林藏人殿

參

直江山城 守書留

(上同) 千坂伊豆守殿

參

直江山城 守書留

十二月一日、兼續(重光)は戸田氏鐵の廿九日の祝詞に答謝し、且つ大坂落城の切迫せる事を告げた。

重而御飛脚、仍去月廿六日之仕合、自御旗本被開召、及御祝着之旨被仰越候、即景勝へも可申聞候處、普請場ニ在詰候條、罷歸候者懇ニ可申聞候、其以來無相替儀候、唯今城中外構焼拂之休と相見候、今日ハてんま口鐵炮戦と相聞、城内火之手見得候、様子ハ未相聞候、日々城中手詰りと見候條、落居不可有程令存候、猶珍儀候者自是可得御意候、恐々謹言。

十二月一日

戸田左門様

直江山城 守書留

是の日、本多忠朝より合言葉に關し協議を受け、景勝は兼續(重光)をして之に答書せしめた。

貴札拜見、仍あいとの儀、如御理、各御相談之上被相定、可然令存候、景勝儀も、各御分別次第可被得其意候、少も如在有之間敷候、猶自是可得御意候、恐々謹言。

十二月一日

(本多忠朝) 本雲州様

貴報

直江山城 守書留

第十一章 上杉氏と大坂陣

八六一

十二月四日、兼續(重光)は兵糧預け所借受に就き、本多正信の配慮を請うた。

急度令啓候、仍平潟町ニ、景勝兵糧少あつけ置申町屋二間借受申候、御公儀之御奉行衆御座候者御藏米をらせられ候條、可罷立由、急ニ被仰候へ共、爰元御普請御急ニ付而、人足差越申義不能成候條、御狀被遣、家二間分、少之間御借被成候様ニ、被仰下奉頼候、爲其申上候、恐惶謹言。

(慶長十九年)十二月四日

本佐州様

直江山城守書留

十二月七日、兼續(重光)は戸田氏鐵に種々近況、及び本多安房守の無事を告げた。

平八所より以脚力申宣候條、啓達其以來此方無相替義候條、御心易可被思召候、(松平康長)松丹波殿、(牧野忠成)牧駿河殿付城御在番、景勝事、爰ニて別而得御意候條、満足仕候、然者、去四日、加州衆、越前衆、井伊掃部衆、城際迄被取寄、鐵炮戰御座候キ、様子ハ定而可被及聞召候條、不能巨細候、安房守無何事候條、満足仕候、猶重而可得御意候、恐惶謹言。

(慶長十九年)十二月七日

戸左門様

人々御中

直江山城守書留

十二月八日、兼續(重光)は、堀田河内守に書を送つて陣替の勞を慰問した。是より先、十二月四日、家康は住吉より茶磨山に、秀忠は平野より岡山に陣替し、尾張宰相義直及び駿河中將頼宣も天王寺に移り、旗本の健士は七日より茶磨山に移つたので、之を慰問したのである。

如仰昨日者俄ニ御陳替御尋可申入處、手前も番所彼此取乱、無首罷過候此中別而得御意候處、相隔候て、御殘多さ御推量可被成候、何様爰元申付、以參、此中之御懇切共、可申承候、恐々謹言。

(慶長十九年)十二月八日

堀田河内守様

人々御中

直江山城守書留、上杉年譜

十二月十一日、本多正信の手判を得て、家臣十五人を米澤へ歸還せしめた。直江山城十二月廿日、將軍徳川秀忠内大臣豊臣秀頼と和した。更訂國史研究年表

第十一章 上杉氏と大坂陣



是の日、平林正恒は大坂の戦勝を米澤留守諸將に報告した。

一廿四日御城際御陣寄、廿六日御城より外二ヶ所持出取懸候て、御防戰思召儘之成被爲取候、是先手ハ須大(須田大)與組衆、市川殿(新左衛門)新内(新津)香四(香坂四郎兵衛)島清(島津)之候、何も手負之由、かす手ニ候、須大自身高名、家中ニ首貳つ、名譽天下之覺之由ニ候。

一討死、大股八左衛門父子甥、小旗持共ニ櫻嫡子囚獄、此外御小姓衆四五人、御足輕衆十二三人死候。

一御馬廻衆、石坂新左衛門、針生市之助。

一島清之同心四人、何も討死候。

一手負、上主(上泉)西刑(西山)岩孫(岩崎孫次郎)香新右衛門(香坂)此外八十餘人、手負申候由。

一首御取候、御所様御喜悅、將軍様より銀百貫、勿被進候由。

一佐竹殿、同日二ヶ所之内、一ヶ所同然取懸り散々敗軍、澁江内膳迄討死候、散之々所へ、水常(水原)横入ニ、猪苗代衆鐵炮にて助入、追返し、名譽ニ候。

一御富家之御仕合、無是非候由、申候、可爲満足候、何も御組衆へ可被仰聞候、恐々謹言。

極月廿日

平藏

正恒

上杉編年文書、伊佐早謙所藏

同日、兼續(兼光)は使番安藤治右衛門(正次)に書して、陣寄方に就ての懇情を謝した。直江山城

十二月廿一日、兼續(重光)は飛鳥井家人清水某の抹茶壺を贈與せられたるに答謝した。

(第二章)  
(参照)

十二月廿三日、兼續(重光)は戸田氏鐵に書を送り、關東大坂間の和議成立して、昨夜虎口の守備解際せられ、本營に歸陣したことを報じた。

態令啓候、仍大坂御無事之様子、定而可被聞召届候、疾にも可得御意候處、一昨夜虎口之御番堅可申付由、被仰付候ニ付而、在詰候故、無其儀候、昨夜中本陣へ罷戻候、此方無何事候條、御心安可被思召候、爲其令啓上候、恐惶謹言。

極月廿三日

戸左門様

人々御中

直江山城守書、留、上杉年譜

第十一章 上杉氏と大坂陣

八六五

元和元年正月十七日、將軍秀忠は兼續（重光）を召し、感狀・太刀一腰及小袖を與へて舊冬の戦功を賞し、又本多正純に命じ、須田長義・水原親憲・黒金泰忠に、左記の如く感狀并に時服等を下賜した。

- 一 御刀一腰來國俊
- 時服二領 須田大炊介長義

御感狀寫

今度於攝州大坂志貴野表防戰之刻被疵刺、遂高名之条、無比類働、粉骨至、感思召候也。

慶長貳拾

正月十七日 御判

須田大炊助とのへ

- 一 黄金十錠
- 時服羽織 杉原常陸介親憲

御感狀寫

今度於攝州大坂志宜野表防戰之刻、竭粉骨神妙之働無比類仕合、感思召候也。

慶長貳拾

正月十七日 御判

杉原常陸介とのへ

一時服二領

一 羽織一純子

鐵孫左衛門泰忠

御感狀寫

今度於攝州大坂志宜野表防戰之刻、入情之条、直江山城守令洩達之通、感思食候。

慶長貳拾

正月十七日 御判

鐵孫左衛門とのへ

第十一章 上杉氏と大坂陣

二月二十九日、景勝は米澤に凱旋した。景勝一代略記

三月十二日、板倉勝重は大坂の再舉を駿府に報じ、四月四日、家康駿府を發し、六日、大坂攻めを發令し、十日、秀忠軍を率ゐて江戸城を發して西上した。更訂國史研究年表

是より先、景勝は、四月中旬後に大坂に着陣すべきことを命ぜられたので、隊列等は去冬に準じ、四月十日、米府を發して、下旬、大坂に着し、五月三日、八幡に陣した。此の役、兼續

(重光)も又從軍した。上杉年譜、景勝雜記

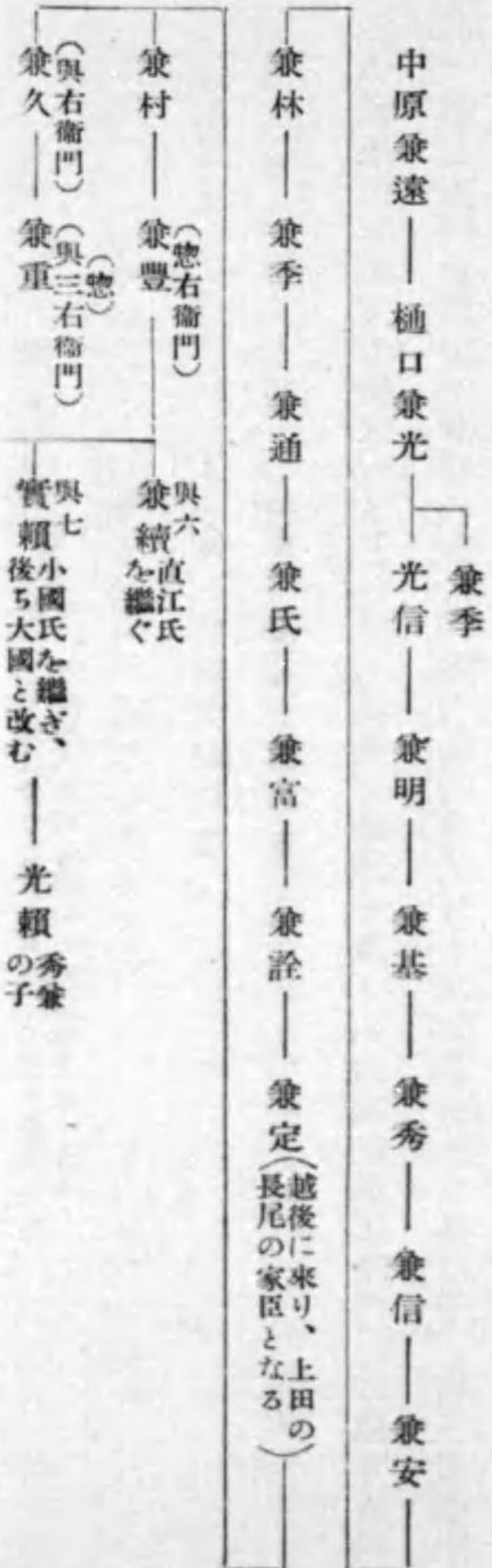
五月八日、秀頼及び淀君自殺し、大坂は遂に落城し、豐臣氏は亡びた。更訂國史研究年表

### 第十二章 樋口家系譜

#### 樋口氏及び其の一族

樋口氏は中原兼遠の子樋口次郎兼光の後裔で、越後に來つて魚沼郡上田庄坂戸城主長尾政景に仕へたが、樋口兼村以前は判明しない。

#### 樋口氏略系



與八 三男にして樋口氏の家督を相續し、其子長兼より  
 秀兼 現今、羽前國西置賜郡添川村樋口猪之松に至る  
 長女 須田滿たねの妻きた  
 二女 色部光長の妻  
 三女 篠井泰信の妻

此の家系に記載する所は、主として「城州公略傳」及び「山城守及其時代」に依るものであるが、惣右衛門兼豊の父兼村の弟に、與右衛門兼久なるものがあり、其の子、與三右衛門兼重があつて矢張景勝に仕へた。即ち與三右衛門は兼續の父兼豊の從兄である。

此の與三右衛門(或は與惣右衛門)の家は二家に別れ、其の弟玄蕃は別に一家をなし、又與三右衛門の子與右衛門は家督を相續し、兩家共に五十騎組に屬した事は、延寶五年由緒書上帳に依て明かである。御館亂の時、魚沼郡上田庄坂戸城守將中に樋口主水助なるものがあるが、同じ上田の將士なる樋口家と關係あるものであらうが、詳かでない。天正八年閏三月二十五日、北條氏政の兵が上田庄荒戸城襲撃の際、戦死した城將に、樋口某といふ安得の子のは、或は此の樋口主水助ならんかと思はれる。

樋口與三右衛門兼重は、可なりの侍であつたらしく、天正六年六月十七日、景勝が上田長尾の附庸なる赤澤へ救援の主將として赴かしめたる時、同じく上田の將士佐藤平左衛門等に命じて、鐵砲二挺を携へて從行せしめて居る。併し左程の高祿でなかつた事は、天正九年二月廿八日、景勝が御館亂以來の功を賞して彼を荒戸在城に補するに際し、僅かに食邑百石を加増したのを見ても、推知せられるのである。

(兼) 無人に候條、自爰元樋口與三右衛門武主(中頸城郡吉川村カ)赤澤之地、人数之事申越候條、其許には人しゆ無人に候條、扱又其地無人數に候よ、に申付差越候、てつそ二丁、ろの人数にそへ、あり澤へ可差越候、扱又其地無人數に候よ、あそここよ(要害)よなりいともとり、人数被差越候事如何に候、くどのよふろいは從其元ろよへ可然候、花ろ崎はいらさる事に候條、無人數よてよふろい共相ろよへても如何に候、間花ろ崎おさもよせ可然候、先書に如申越其地用心にきままり候間、少も油斷有間敷候、猶重而可申候、謹言。

(天正六年) 六月十七日 景勝

(益) 吉増伯耆守殿

第十二章 樋口家系譜

佐藤平左衛門殿

長尾右京殿

別本歴  
代古案

就荒戸在城申付、百石之内、金子分鞍俣分、豊野分之内、屋舖所出置候、用心普請等、嚴重可勤之者也、仍執達如件。

天正九年

二月廿八日

景勝

樋口與三右衛門殿

上移  
年譜

兼續の父・惣右衛門兼豊は、越後に在ては、天正十二年十一月廿四日、越後頸城郡(今の東安塚村)の直峯在城に補せられ、同廿七日、「本領新地共郡司不入」の特遇を受け、天正十六年四月十六日には、伊豫守を允された。

(東頸城郡安塚村)就直峯在城申付、知行分以注文出置候、用心普請、嚴重可勤者也、仍如件。

霜月二十四日 景勝花押

樋口惣右衛門殿

其元江差越番申付候儀、目出に候、彌々以無油斷、用心普請可成之事、(肝)前要到候、扱々境之地、(越中)仕置手堅申付歸陣候、可心安候、猶萬吉々々、謹言。

追而、也ふて樽着遣候、以上。

(天正十二年)霜月二十四日

景勝

樋口惣右衛門殿

別本歴  
代古案

任佗言之旨、本領新地共、爲郡司不入者也、仍如件。

天正十二年霜月二十七日 (景勝)朱印

樋口惣右衛門殿

受領之事、任伊豫守候、可存其旨候、謹言。

天正十六年四月十六日 景勝

樋口惣右衛門殿

上移  
年譜

慶長五年、最上征伐の際には、兼豊は米澤城の留守警衛に任せられ、同年九月廿四日、政宗

米澤來襲の流言あるを景勝に報するや、景勝は即日仙道諸將に令して米澤に轉せしめ、翌廿五日、書を兼豐に與へて益々守備を嚴にせしめた。

政宗境目へ及行之由定而不可有指儀候、雖然其地爲用心、此方より人數追々相立候、仙道口へも此旨申遣候、乍勿論其地無油斷用心專一候相替事候者、重而注進尤候、謹言。

(慶長五年)  
九月廿五日 景勝花押

樋口伊豫守殿

讀史堂  
史料

慶長五年上杉氏會津移封の時は、食祿三千石を給與せられたが、同六年米澤轉封に際しては三分の一即ち一千石に減給せられ、同七年九月十二日病歿し、法名台翁道高庵と號した。山城守及其時代兼續には二人の弟と三人の妹があつた。次弟與七は名家小國家を相續した。末弟與八秀兼が樋口家の家督を相續し、上杉定勝の時千石を領したが、寛永十二年八月十六日、定勝の命に依つて致仕し、其子長兼より子孫相傳へて、現在の羽前西置賜郡添川村樋口猪之松に至つた。大國家譜女子三人は略系に示すが如く、何れも相當の家庭に嫁したが、無論兼續の庇に依るものであらう。

兼續の弟與七は永祿五年に生れ兼續より二歳の年少であるが、天正十年、君命に依つて名家小國重頼の養子となり、後ち、又君命に依り大國と改姓した。大國家系譜に依れば、天正十年十一月五日養子となつたのであるから、天正十年七月、北條氏直の來襲の際は、樋口姓であつた筈である。彼は文武兼備で景勝に侍し、此の時及び天正十四年八月の新發田征伐に軍に従ひ、或は天正十五年、秀吉の聚樂第移徙の時、上杉氏の賀使として(此時、君命にて大國と改姓)使命を全うし、又文祿三年十月二十八日、秀吉の上杉氏の聚樂邸に臺臨の際には、宿老十人に伍して謁を執り、太刀一腰・小袖拾・銀子五十枚を献じた。

上杉氏會津移封の際、實頼は南山城代を命せられ、食邑二萬壹千石・同心給分三千三百石、都合二萬四千三百石を給せられ、慶長五年家康の會津征伐に當り、兼續を助けて大に活躍したが、慶長六年米澤移封の時、諸士と共に其三分の一七千石に減祿せられ、羽前高畑の城代を命せられた。然るに、實頼自身は之に移らず、上京して伏見に滞留し、家隸・同心・兵器等を高畑城に遣はし、之を守衛せしめた。同九年、兼續の命に依り、本多政重の迎使として上京した西山庄左衛門宗秀・飯田實相坊元貞を伏見の旅宿に呼招して之を斬殺し、高野山に匿れたが、

蓋し兼續と意思の疏通を缺き含む所あつた爲めである。元和六年、兼續卒後、密かに米澤に來つて小松邑に潜居し、元和八年二月九日、同所に於て六十一歳にして歿し、法名通瀾宗達居士と諡し、徳昌寺に葬つた。大國家系譜

實頼は男子なく、弟秀兼の子を養子となしたが、女子は彼の亡命中、兼續の養女となつて兼續の義子安房守勝吉の繼室となり、安房守上杉家退去後は加賀に赴き、其の出政次は十八歳にて伊勢參宮途次發病し、洛にて療養中病死し、又、其母も同年に歿した事は、兼續と本多正信及び本多政重の章下に詳記した。

兼續と實頼との往復文書は、我等の得たるものは僅かに一通で、慶長五年七月廿二日、兼續より實頼に宛てたもので、上杉方の守備、越後一揆其の他に就ての要件である。

昨返札濃書披見

一度々如申入、鶴淵物見奇特候き、更普請以下丈夫に被申付、鹿沼右衛門に被相渡候由、尤に候事。

一松本方之儀者、越後一揆之催ふと之爲、佐藤甚助に相副候得共、樋枝俣(或は樋枝岐と呼び地名なり)之

人數無之由に候條、差越候其許之儀、如形堅固候者、右申付候。

一湯本たか原之儀、此方より可仰付候儀、栗肥(栗林肥前守)拔之儀に候條、可被入念候由可被申渡候、此

方御用之儀候は、安上(安田上總介)甘粕兩人江可申越候、恐々謹言。

山城守

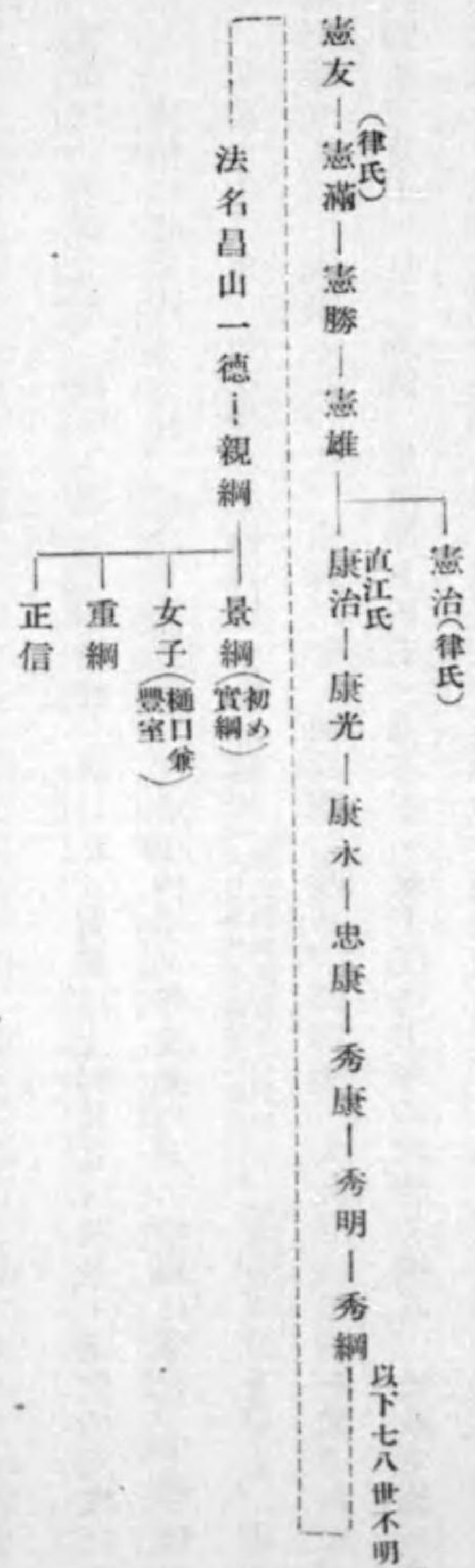
(慶長五)  
七月廿二日

兼三

但馬守殿

三公  
外史

第十三章 直江家系譜及び兼續と其の家庭  
 第一節 直江家系譜



直江氏は藤原參議麿の曾孫憲友の時越後國司となり、頸城郡律郷に住し、其の子憲滿より律を以て氏となし、憲治の時武家となつた。其弟康治に至り、頸城郡直江莊を賜はつて直江莊司



と稱し、直江を以て氏となし、後ち山東郡與板(三島郡)に移つた。本與板の徳昌寺を建立したのは、其の數世後の法名昌山一徳と稱するものである。越後史、城州公略傳更に數世を経て實綱に至つて顯はれた。

實綱は幼名神五郎、晩年入道して酒椿齋と號した。實綱は上杉爲景・晴景・謙信の三代に歴事し、謙信の時重用せられ、或は軍旅に従ひ、或は内治・外交共に其の帷幕に參して奉仕した。天文二十二年、命を受けて飯野城主飯沼頼清(大日本地名辭書に依れば飯野は與板附近なるが如し)を討て之を誅し、其の地を給せられて大家となつた。永祿二年、與兵衛と改め、同四年、大和守の榮稱を允された。同四年三月十一日、謙信、魚沼郡上田庄・妻有庄・藪上庄の去年の水害を憐み、徳政を施行するに際し、河田豊前守長親と共に署名して其恩命を傳達した。

就上田庄・妻有庄・藪上庄、去年水損、地下人等爲可被宥之御徳政掟事。

一しやくせんしやく米、とくせなやくるき事。

一せにかう米講の事、同前。

一しちおき男女同前、但、うりきり除之。

一あつけもの、事利手(付)つきたらば、とくせいやくへし。

一うりもの、代物の事、當座不調故、或日限を定め、月をかきり、借錢倍米に申合ひ、とくせいやくへき也、但、無手形は御法之外として、けんてうにさくせいやくへき也。

右、此不かとくせいのさた、堅停止之、仍御下知如件。

永祿四年三月十一日

實綱花押

長親花押

上杉謙信傳、南魚沼郡誌

天正初年、景字を賜はつて景綱と改めた。同四年、能登國石動城主となり、同五年四月五日、與板に於て七十餘歳で卒去した。景綱に男子がないので、惣社長尾景貞の子を養うて其の女に配した。天正六年、家督を相續し、同年五月、與兵衛信綱と稱し、奉行の職にあつて御館亂には功があつたが、天正九年九月一日、春日山殿中に於て毛利秀廣の兇刃に斃れた。然るに、信綱に子がなかつたので、名家の廢絶せんとするのを惜しんで、景勝は樋口兼豊の長男兼續を其

の寡婦に配して、直江兼續と稱せしめた。石丸著  
越後史

樋口家略系に従へば、兼續の母は景綱の妹なのであるから、兼續は従姉と結婚して母の生家を相續した事となるが、果して景綱の妹なるや否やは正確な史料を闕いて居る。

## 第二節 直江兼續

### 兼續の風采及び人物

兼續は幼名は與六、加冠して兼續と稱し、慶長十二年頃重光と改めた。彼は眉目秀麗長身白哲の美丈夫で、辯舌爽かであつたと傳へられるが、高野山金剛峯寺寶樓閣瑜祇塔の壁畫より谷文晁が模寫して、集古十種に載せてある彼の肖像に見ても、略ぼ其の風采を想像することが出来る。

兼續は天質の聰明に加ふるに春日山城内に在て景勝に侍し、日夕英雄謙信の感化を受けて文武の修業に務め、氣宇闊達人格高峻、年齒僅かに廿三歳で山城守の榮稱を允され、執政の班に列し、景勝の絶對信任を得て、軍旅及び内治外交に、一身を以て之に任じ、景勝を輔けて上杉

氏に九鼎大呂の重きをなさしめた。

慶長甲子役に禍せられて同六年上杉氏が三十萬石に減封せらるゝや、之を内にしては、財政を整理し、先づ五十萬石の收納を目標とし、荒蕪の田野を開墾して農産物の增收を企畫し、四季農誠書を著して農民を指導し、或は殖産興業・鑛山の開掘等を獎勵し、之を外にしては、徳川氏の元老本多正信及び其の一門・土井利勝等と結びて幕府に奉承する等、彼の本領たる經世の才を遺憾なく揮ひ、政務の餘暇あれば領内を巡視して民意を探り、或は文武を修練して寧日なく、又文選其他の圖籍を刊行して文化の進展に寄與し、或は私財を投じて禪林寺を創建して藩學興隆を計つた。

彼は獨裁執政として上杉氏の藩政を見たことが三十有餘年、常に儉素を以て身を奉じ、上下の信賴が厚く、上杉家臣は景勝を殿様・上様或は屋形様と尊稱し、彼を旦那と敬稱した。

彼は豊臣秀吉に信愛せられて豊臣の姓を允るされ、其の奏請に依つて従五位下山城守に敘任せられ、又上杉氏の會津百貳十萬石移封に際し、秀吉は特に景勝に命じて、彼に三十萬石を給與せしめたと云はれて居る。

徳川氏も亦彼を重んじ、時に時服を賜ひ、彼も亦時々献品をなした。歴代古案  
慶長十一年五月十三日、景勝は將軍秀忠より櫻田邸右向鱗形の地二千三百七十坪を下賜せられ、鱗屋敷と號して兼續は之に住居したが、後室の歿後は上杉家に收められた。其後明暦三年正月十九日、類焼の厄に遭ひ、同年七月十七日、芝白銀に四千七百五十二坪の替地を給され、明治初年に至る迄上杉家の別邸であつた。

元和五年十二月、沈痾重篤に至るや、景勝は大いに之を憂へ、醫療の最善を盡さしめたが、天命如何ともする事能はず、至誠一貫、幾多の波瀾を制壓して上杉家の運命を安きに置いた希世の俊傑も、十二月十九日、遂に其の六十年の一生を終つた。景勝は哀悼措かず、厚く之を弔し、幕府は轉典銀五十枚を下賜した。米澤の徳昌寺に葬り、分骨を高野山清淨心院に納め、達三全智居士と法諡した。

徳川時代に於ては、徳川方の策士が兼續・三成共謀に關する種々架空の憶説を構成して、家康の上杉征伐を正當化せんとしての宣傳が、後には徳川氏に阿附する史家に依つて事實を附會せられ、又は改竄潤色せられて、遂に動かす可からざる史實の如くなつた爲めに、兼續に對す

る評論は何れも全然正鵠を失したもののみである。

兼續の全人格を遺憾なく敘述したものは、當時兼續と深交のあつた前妙心寺住南化和尙が、天正十六年八月、兼續手寫と稱する古文眞寶抄の卷首に書した序文や、文祿四年十二月、同和尙が兼續に贈つた前漢帝紀に書した漢書記、及び元和五年六月、曲肱子が兼續の文選贈與に對して答謝した五言體文等は、我等の言はんと欲する所を盡くしたものである。(第二章 參照)

#### 〔南化和尙の序文〕

城州刺史直江兼續公者北越賢守上杉宰相景勝卿股肱良臣也、今茲當秀妻之月、賢守應驛召赴京師、公亦隨之、從龍雲耶、從虎風耶、公暇日介于方袍君子、扣予之禪扉、予挽而入書室、茶話移剋、偶禪錄中有先哲所製之古文一鈔、公一見而求勝寫焉、餘諾矣、終借取目不逾月而畢功矣、信道業精于勤行、成于思也、余聞公之盡忠於仕官、黽勉晝夜、加旃闕家之事、無大小哀而一之人不厭其任重、若然總百官萃于一官、非幸宜也、有行餘、則唯傾心於詩文道、不染目於名利塵、節高哉、今也詩書之道廢、人惟見利而不聞義焉、吁聞公之風者、何無捨利取義者乎、孟子豈不謂乎、聞伯夷之風者、頑夫廉、懦夫有立志、蓋夫君子學文、則君子道長、小人學文、則小人

道消其道雖多岐、以仁道爲天下之大本、仁之所在、天下歸之、君子豈不學文乎、漢高開四百年之洪基、權輿于黃石之一卷書、趙宋保數百年寶祚、濫觴于素王之半部論、豈是學斯文力乎、且又秦皇合六國、欲主于萬世、敗亡乎備畊之人、魚腹狐鳴之謀、豈不是喪斯文罪乎、是故古良將以有文爲聖武、或橫槊陣中賦詩、或磨墨楯上作檄、是古今名望也、可不庶幾乎、公之勵志於詩文者、有所以哉、抑又書曰、不見其古文乎、歷代寶之、自作大訓也、由是觀之、公之所著于毫楮之古文者、卽是歷代鎮國之眞寶也、且此眞寶、豐民華國、則國必觀光、國觀光則合東關八國諸侯、令賢守與齊桓同霸述者必矣、然則天下呼公必曰、管仲之力也、懋哉、視望々々、

天正<sup>(十六年)</sup>戊子八月初吉

前花園視篆岐陽南化道人書虛白室下益<sup>(朱印)</sup>

曲肱子の五言體文の書狀は、原本は上杉家に收藏せられ、兼續の手抄せるものは伊佐早謙より米澤圖書館に移されてあるが、之には反點送假名が付されてある。

〔直江城州手抄〕

叨綴五言漫體謹奉呈

雅州使君之麾下云

是正

東方君子國又有君子人、好古學、聖典、論道、敘彝倫、禮容正穆々、文質已彬彬、知囊括四海、名節滿八垓、懷忠奉明主、易俗化生民、人中稱威鳳、天上呼瑞麟、天質温而厲、風流淨無塵、題詩最得妙、下筆如有神、格律賤鳥度、句法學蘇新、誰知武毅將遊心、翰墨珍多詞、恐汚德、逐一不敘、陳山僧救命、薄官軍征南津、干戈激迅雷、敗走似驚麋、欲行々不得、依稀推隻輪、以夏我有罪、敢無所遁、身終亦成俘、攫入獄、久遭屯禍、福吁有命、不用問蒼旻、人生如朝露、豈待八千椿、老矣榮與辱、聊付南柯淳、公矜我劬瘁、考我芳情醇、前年賜文選、一字亦可珍、况是六十軸、不屑文犀羶、又有白金賜、恩波起湖鱗、救乏謂之惠、扶窮豈非仁、施德不報所、君子知情眞、中心何日忘、謝忱未能伸、東西隔千里、寄書何因頻、今歲公朝洛、寓簪煩使臣、慰問我安否、恩越骨肉親、慈顏我未拜、相望恨參辰、何時聞鼓、得逢太平春、東遊吾所欲、必支黑狐、誠當敵君門戶、莫用防雜賓、願結茅封內、與君欲成隣、花晨與月夕、詩句可品論、此志定不違、思之淚沾巾、

元和第五歲六月日

曲肱子磬折

〔定基圓明國師虛白錄〕三 漢書記

此前漢帝紀十二卷、余秘在書棚、而禪餘遊目於此書中者、有年于此矣、夫此書之爲書也、萬里老人之自筆、而老人尋常考史記通鑑之文、書其首、以精詳句讀也、不從師而解惑者、此一書也、豈不珍貴乎、此越上杉宰相股肱臣直江氏城州刺史者、余之方外舊交也、自非歲頃有志學也、外遊六藝、內行五常、是故計國事、則盡力乎溝洫、而立夏公之功、勤家業、則設禮乎庭燎、而執齊桓之政、加旃趣敵、則軍中橫梁賦詩、楯上磨墨作檄、文于武、無不到、實出群拔萃之一雄士也、誰不嘉尚也乎、一日扣余禪寂、道話次、見此書、有心磨寫之、余感其志道之深、授之刺史、數日之後、需余書此書來、由辭則缺朋、爰忠愛義、書以梗其請、  
(四年)  
 文祿乙未臘月中游日、華園虛白道人書東山下、

兼續の居城

直江家の居城は、越後時代に在つては、山東郡(今の三島郡)與板である事は、延寶五年の與板組書上にて確實であるが、何時の時代からであつたかは判明しない。然し、數代以前からであつた事は、天正六年五月十日、景勝が御館亂の最中に、高梨・直江・今井連名宛にて授與した狀に依て明瞭である、

与板晝夜之粉骨數度之勝利謂無此類ト、直江式部今井義ハ 謙信以來老功之武士也、

一高梨事ハ (長尾爲景) 道七以來一家之侍也、家と云、武邊共ニ其家也、

一力丸、金津、篠井、高森、志田、土橋ハ直江一家之侍、代々武邊之家也、

一長田、梅澤、曾我、小野、澤、澁谷、青柳事ハ直江家老之輩、代々与板之實也、其外皆共ニ至迄、

稼名譽之次第也、猶本意之上宜感之條、以亦可抽忠功事專一也、仍狀如件、

猶々其地儀何邊ニも行、可然様可抽軍功事專一に候、

天正六年

五月十日

景勝

高梨外記殿

直江式部殿

今井源左衛門殿

歴代  
古案

此の如く、與板は直江家代々の知行所であつたが、兼續の代に至り、天正十九年、更に庄をも加へられたと傳へられてゐる。然し、兼續は常に春日山城内の直江邸に在りて景勝に奉仕

し、上杉氏の政務を處理した。

兼續が其の居城を移す意思があつたかと思はれるのは、文祿三年七月五日、養藏坊宛、羽黒山に祈願の覺書の一項に、「信州ウ、越後ウ、居城可相定之事」とあるが、若し強ひて推測を試みるならば、兼續の居城與板は信濃川に沿うた一小邑で、要害としても、交通の利便からも、上流の藏王堂に及ばない。又下流の三條城は越後平野の中心で、信濃・五十嵐兩川の交叉點であり、水陸の往來極めて自由なる要地で、是れ亦與板に勝る萬々である。更に新發田城に至つては、彼の新發田重家が全國の精銳を盡して續行した景勝の攻撃に對しても、五年の久しきに互つて堅守した名城であり、下郡の押へと共に奥羽に對する策源地として最も重要な據點であるから、是れ等の何れかに移る希望があつたのではなからうか。又信州は謙信以來係争の地で、十年來稍々小康を保つて居るが、元より新附の土地であり、其の土豪は利害の關係が若しくは武力に屈服せるに過ぎないから、兼續の如き強力の統率者の望ましい事は勿論であるから、爲めに其の居城を兩國の何れに定むべきかと言つたのではなからうか。併し此の居城の移轉は遂に實現されなかつた事であり、本文書以外之に關聯した記事が全然見えないから、暫く疑を存

するに留める。

### 兼續の知行

越後時代に於ける兼續の知行は何程であつたかは判明しないが、藩翰譜其他諸書には、慶長三年上杉氏會津移封の際には、秀吉の特命があつて、米澤に於て三十萬石或は三十二萬石を給與せられたと云はれて居るが、果たしてさうであつたか、爰に検討して見よう。

兼續の知行が三十萬石と傳へられた本源は、上杉氏は三十萬石に減封せられ、兼續の領邑米澤に移されたと、諸書に記載されてあることから來つたものと思はれるが、上杉氏の米澤三十萬石と稱するは、伊達・信夫を合せたものである。即ち上杉氏會津移封の時の目錄に記載されてある所の長井郡十七萬七千九百卅三石七斗五升と、伊達郡六萬九千六百四十四石六升、信夫郡五萬三千九百九十四石五斗二升、合計三十萬一千五百七十二石三斗四升である。而して、兼續の知行は伊達・信夫には全然關係のない事であるから、長井郡全部を給與せられたとしても、十七萬七千九百卅三石七斗五升である。況んや長井郡全部でないとすれば更に少ない事となる。そこで慶長六年上杉家三十萬石に減封の際に、家中諸士は何れも三分の一に減給せられ

た所より推考するに、兼續は上に薄くして、自身のものは約六分の一、即三萬石位に減じた事ではなからうか。恰も之は慶長十六年四月廿六日、幕命に依つて諸侯の領地高を書上げた時の景勝知行高目録に、「一、高合三十萬石景勝拜領分。右之内諸大夫給分一、三萬石直江山城守、一、二萬石本庄出羽守」とある所の三萬石と符合するから、兼續の知行は多くとも先づ長井郡全部と見る可きものであらう。従つて諸書に、上杉氏米澤移封後の兼續知行は六萬石にして、兼續の自ら奉ずる所は僅に五千石、他は皆藩臣に分與した云々とあるのは、何れも誤傳で、實際は三萬石に過ぎなかつたのである。

兼續の晩年

兼續は、家庭に於ては甚だ恵まれない。特に其晩年に於ては寂々たるものであつた。即ち其の二女は慶長十年、彼が四十六歳の時相前後して病死し、又初めの養子本庄與次郎は暫時にして歸家し、本多家よりの養子政重も慶長十六年歸家し、唯一の嫡男景明は、元和元年、彼の五十六歳の時に病歿するに至つて、直江家の正系は全く絶えたが、兼續は家名斷絶と決心して養子を迎へなかつた。或は徳川氏を憚かつた爲めとか、種々の臆測もあるが、彼の眞意は、正系

の亡びたのに、養子迄して主家の祿を食ましむるを無意味として、斷絶と覺悟したものであらう。或は彼の歿後未亡人が主家に請うて北條某を養子とし、別に千石を給與せられたが、逐電したと傳ふるものもあるが、確實の史料もなく、且つ兼續の心中を熟知せるあの賢婦人にして此事あるべしとは思はれない。

兼續の歿後

直江家の菩提寺は越後山東郡吉川庄與板の徳昌寺であつた。此寺は香積山と號し、曹洞宗で寺格の高い寺であつたが、越後名寄上杉氏會津移封の際、兼續は寺號記録什物等を其新居城米澤に移し、寺領百三十石を付した。然るに、兼續の歿後、故藤林年表には林泉寺との公事に破れた爲めとあるあつて破却せられ、直江の墓所は上杉家の力にて林泉寺に移された。

現在の林泉寺境内の直江家墓地は、後世改修せられたもので、又石塔も其當時のものは、

奉爲達三全智居士

梵字 施主敬白

于時元和六年庚申二月七日

の小石輪であつたが、今は現在の石塔の中に胎納せられてある。

此の如く墓地は林泉寺に移されたが、何故か一家の位牌は東源寺に移され、獨り兼續の位牌のみ他寺に残存したものを東源寺に移したのである。之に就て、「天雷子續」には、末寺の長慶寺にあつたものを寛文四年、宰配頭松本助兵衛高次が東源寺に移したものであるが、「山城守及其時代」には、眞福寺に残存せるものを北寺町の東源寺に移したものとすして、清水辰次郎の調査せる平林家譜に載せてある所の、酉(正保二年の酉か明暦三年の酉か、多分後者ならん)八月十八日、平林藏助宛、東源寺第十三世天國和尚の書狀、

御位牌寺眞福寺御離且に付、北寺町へ師檀御頼相心得存候、且當時小庵に付、下屋敷今度寺地に御寄附併殿堂建立方金二百兩被下、恭致受納候、殊更貴殿肝煎を以與板の侍衆迄且家に仕、重疊本懐不過之、大旦那之儀と申し、自今は開基同前奉渴仰、於寺如在疎略仕間敷候、涯分此上之寺繁昌御守護任入候、再拜頓首。

西八月十八日 東源寺天國黒印

平林藏助殿

及び黒川義忠の「承明日帳」の明暦三年六月十三日の條に、「東源寺役免赦之事、(兼續の法名)達三之御寺にて候故、平林正興・黒川相談如此事」とあるを引證してある。且つ、「山城守及其時代」には、「東源寺には現在四基の位牌ありて、三基は同形古色ある粗末のもので、兼續夫妻及息平八の戒名を記してあるが、他の一基は外觀美麗且つ形状大にして、直江家の定紋三龜甲を附し、指館英龜院殿達三至智居士神儀元和五未霜月十九日、とあれば、院號追諡の時造られたものであらう」と記し、又「軒端のこからし」を引用して、院號追諡は享保三年の百年忌の時であらうと附記してある。

高野山清淨心院にある直江家墓地は、上杉家墓地の西隣にあつたが、直江家斷絶後、其の塋域は次第に狭められ、享保年中、岩瀬筆上杉家墓地圖には、上杉綱勝室清光院の柵内に五輪の塔があつて、直江墓と記されてある。城州公略傳

而して上杉家代代位牌法名等に付高野山清淨心院書上には、

上杉様御代々御位牌御法名

權大僧都謙信(輝虎)法印



覺上院權大僧都宗心(兼勝)法印  
 大上院殿權大僧都隆心(定勝)法印  
 上生院殿贈法印權大僧都蓮心(綱憲)  
 法林院殿贈法印權大僧都映心(綱憲)  
 清光院殿月汀正心(綱憲)大姉  
(定勝室鍋島氏)  
 傳高院殿洞胤榮仙大禪定尼  
(直江兼續室)  
 寶林院殿月桂貞心大姉

として、兼續室寶林院を誤つて上杉家代々の内に加へてある。大日本古文書 上杉家文書  
 又此の寶林院の石塔は現在高野山清淨心院にあつて、上杉家墓地の西隣に、「寶林院殿月桂貞心大姉 米澤直江山城守後室爲菩提(定勝)上杉彈正建之」とある由、今春同院よりの回答であつたが、此の秋東大史料編纂所員の現場調査に依れば、「上杉彈正建之」の文字はなく、萬年塔の前面下方右側に、「米澤直江山城守爲後室」、左側に、「寛永十四天正月四日宿坊清淨心院」と彫られてあるといふことであるから、今春同院の回答に「上杉彈正建之」とある事は、同院の記録にでも

依つたものであらう。

此の如く、上杉定勝は寶林院の爲めに墓石を建てたが、上杉氏は兼續の爲には其後世を弔はなかつた爲めに、奥羽永慶軍記の記事の如き、兼續は定勝の爲に手双せられた等の甚だしき妄誕を生ずるに至つたのである。

兼續の祭祀は兼續の後室在世中は無論盛大に行はれたものであらうが、尙ほ兼續恩顧の伊達・信夫二郡の郡代安江五郎左衛門繁次は、寛永元年五月廿八日、米澤城北萬部堂に於て衆僧をして法華經千部を讀誦せしめ、禪林寺の九山和尚は弔詞を述ぶる等、盛大の追善會を開催した。其の以後寛永十四年後室の歿後は、専ら與板組の手に於て法會が営まれた。

抑々直江家々臣は、兼續の在世中は自分衆と稱してゐたのであつたが、兼續歿後、寛永十年四月、松本助兵衛が宰配頭を命ぜられ、同十一年二月廿五日、與板組と稱するに至つた。伴家  
先後爾來御馬廻即ち百騎組及び五十騎組と共に上杉家の三手と號するに至つたのである。此の與板組の人々が、或は東源寺に寄附金をなし、或は貯金等をなして、年々兼續の命日十二月十九日、東源寺に於て追悼會を行つた。慶安四年十二月十九日に卅三回忌、享保三年には百回忌

法要が營まれ、直江一家に院號が贈られ、兼續は英龜院殿と追諡せられた。明和五年十二月十九日に百五十回忌、文政元年九月十九日には、二百回忌が執行せられたが、賢主上杉治憲（鷹山）は、上杉家にて、直江家夫妻の墓を林泉寺に移し乍ら、法要を營ます香奠も供へざるは人情にあらずとて、藩費大節約の際にも拘らず、小姓頭岩井牧太を遣はして香花料金壹封を靈前に供へしめた。城州公略傳

文政元年十二月十九日、上杉藩中の文士神保蘭室・服部豊山・志賀青岡・香坂衡山・北村信精、泉崎眞畔、富井光遠等四十四名、東源寺に集つて、或は詩に、或は歌を以て其徳を頌し英魂を弔慰した。文政四年十二月、與板組宰配頭中津川太郎兵衛は、藩奉行所に左の請願書を提出したが、其の沙汰はなかつた様である。城州公略傳

以書付申上候事

直江家は越後の世家に御座候。（景綱）大和守者不識院様御代執權職相勤。（景勝）覺上院様御代與兵衛、山城守相續執政仕候。就中、山城守は軍國重務内外一人にて任、殊に豊臣大閤の御覺宜く、屋形様大老御職御首尾能く目出度被成御座、其身方重き昇進仕り、大國の諸侯に相列し、

一世之人傑と賞美せられ候。米澤御引移の上は大小制度相定、其遺法於今相守候儀と存候。然る處山城守一子平八郎早世仕り、山城卒し家督無之、後室在職の姿に御政事御沙汰仕罷在候程の由、然處後室死後直江家苗斷絶仕候、何れの様後室遺言に直江は公儀には御憚の節有之、其可爲家督子孫無之候は、家苗の斷絶可仕天數到來と存候へは、直江氏御立不被下候にと申上候由申傳候。此後室言上仕候由尤に御上聞、其意に御任被成候と申唱候。雖然親族種類の内、他姓を以成共、祭祀血食之御趣意御憐愍之御量可被爲在候處、敵世の名家功勳在之山城守系統一切斷絶被仰付、加之直江家菩提所徳昌寺破却に相成、達三位牌埋れ居候、當手宰配頭松本助兵衛、自分牌寺東源寺へ安置仕り、當手馬上中聊之出銅を以て、年々茶湯相調罷來候、且又後室并に平八郎墓所林泉寺に有之、是又盆中備物墓祭り當手にて仕來、達三二百年忌法要迄も同然執行仕申候。又與板組の儀、以前は直江自分衆と申唱、譜代陪臣の様心得居候族も可有之候、甲信之諸士御家へ歸降の者、或は諸方の氣御抱、或は舊來の歴々御轉國の節歸參、又は米澤土着の諸士、追々山城守御附屬被仰付候面々、忘却不仕追遠供養仕來候は不淺義と存候。然處、明年三月は覺上院様二百年之御忌御法に付ては、御代格別に家柄廢絶の分御取立の御沙汰可被爲在と奉存候。然上

は直江家後裔之者は資林(天)被仰付被下置哉此段々不輕御儀に御座候得者立入押て申上兼候依之切要之處申上候右御法事に付山城守家柄舊功被思召上對牌面御供養料多少に不羈永々御寄附被下置度奉存候左様御座候得者東源寺に差置候位牌林泉寺に御移被成下夫婦一同供養仕候被仰付被下度奉存候左様御座候へは御再興被下置候にも相準父子夫婦靈魂いかはかり難有奉家佩随テ與板歡喜可奉存候扱又山城守事に付色々雜説有之候へ共其節聊以御咎とも無御座候生涯全致し後室代迄執政仕候斯る名人豪傑數世の大家苗氏斷絶祭祀を空しく仕候甚以歎入存候古語にも盛徳の士は百世祭らるゝ有之大業の後不遂者崇をなす共承り申候何彼御勘辨を以て右申上候通に仰付被下置度態願奉存候此旨三十人頭物頭申候も遂相談奉願候宜く御賢評之上御執成奉願存候以上。

文政四年十二月 日

中津川太郎兵衛

御奉行所

與板組は、延寶五年書上の先祖由緒帳には、八十九家が載せられてあるが、慶應年中には三

百二十人となり、兼續の追遠祭は此等の人々に依つて東源寺に於て行はれ、林泉寺の墓所は、毎年孟蘭盆に、與板組大割より墓所を掃除し、燈を點じ廢藩に至つた、二百五十回忌は明治戊辰戦役の際にて法要は執行せられなかつた。

明治廿六年一月、清水彦介(天雷と)といふもの、西置賜三郡擧つて米澤建設の大功勞者兼續を共祭すべきを發案し、同年五月、池田成章・伊佐早幸(謙)・高梨源五郎・齋藤龍仙(林泉寺住職)・清水彦介・上村節藏等二十四人連名にて、直江城州墓所修理基金を募集して、陰曆七月十九日大法會を執行した。又田地を購ひ、墓地を修め、年々九月十九日を以て其祭典を執行する事となつた。所謂直江會と稱するものゝ始めである。

大正八年十月十九日、米澤市長宇佐美駿太郎始め伊佐早謙・戸田虎雄・高梨源五郎等が發起して、盛大なる兼續の三百年祭を執行し、墓邊を修理した。山城守及其時代、城州公略傳、城州公小傳、天雷子續。大正十三年二月十一日、兼續に御贈位あり、從四位に敍せられた。眞に聖恩枯骨に及ぶもので、兼續は地下に感泣して居る事であらう。

故從五位下直江兼續

贈從四位 (天皇御覽)

大正十三年二月十一日

宮内大臣從二位勳一等子爵牧野伸顯奉

特旨を以て位階追贈せらる

大正十三年二月十一日

宮内省

昭和十三年二月、米澤市は市制五十年記念として兼續の英靈を縣社松岬神社に合祀せん事を請願し、同四月十四日認可となつた。又四月三十日を以て市制施行記念日と定め、此の日を以て年々米澤市祭の直江祭を執行し、永く其遺徳に報ゆる事となした。又昭和十三年の記念式日には、今井清見に囑して著述せしめた直江城州公小傳を配布した。

上杉家が其の偉大なる宰臣兼續の祭祀に殆んど關係しなかつた所以は、蓋し兼續在世中既に幾分の世評を流布し、其の歿後徳川方の策士が盛に兼續・三成の共謀説を虚構し、架空の臆説

で家康の上杉征伐を正常化せんとした宣傳が効を奏し、遂には動かし難き史實の如くなつたので、上杉家は萬一兼續の祭祀に關係せば、徳川氏に如何なる口實を與ふるやも知れずと懸念したるに外ならざる爲であらう。

### 第三節 兼續の家庭

#### 兼續の女及び養子

兼續は其家庭に於ては甚だ恵まれなかつた。長女は慶長九年、本多正信の次男政重を迎へ、直江大和守勝吉と稱して之に配したが、不幸にして翌十年八月十七日(十一年説もありと云ふ)病死し、法名吉山梅龍心立大姉と號し、次女は之に先だち同年正月に病歿し、雪窓幻春大姉と諡して、何れも高野山清淨心院に五輪の塔があると言ふ事である。城明公が、現在はない。現在には上杉家墓地の西隣に寶林院の石塔あり、其又西隣に二基の五輪の塔があるが、何れも慶長二十年五月建立として、男子の法名が彫られてある、大坂夏役に戦死した人の墓でもあらう。

勝吉に配した長女の名は判明しないが、多分「於松」と呼ばれたものと考へる。其故は、文

祿三年七月九日、兼續が羽黒山に祈願を籠め、養藏坊に送つた覺書に御書集千御年譜  
略、歴代古案

覺

一 屋形様御代參 壹人

一 兼續代參 壹人

一 於松代參 壹人

一 内方代參 壹人

以上

一 瘡腫物類以來不相煩やうに立願之事

云々とあるが、内方は兼續の室で、於松は長女の事であらう、又當時男子なく、其の後出生した男子には前記長女の松に竹を取り合せ、竹松と命名したらしいから、それより推測すれば、次女は梅と命名されたものかも知れない。印ち吉山梅龍心立大姉は次女で「梅」と呼ばれ、雪窓幻春大姉の方が長女で「松」と呼ばれ、勝吉に嫁したものであるまいか。

昭和三年頃、奈良春日神社に於て諸家より寄進の數多ある吊り燈籠の中で、廊下の北裏に於

て直江家寄進のものを發見し、平澤綠山が自ら手拓して著者に贈つた者を見るに、扉に左の文字が鑄込んである。

春日社 寄進

御立願成就如意處也

慶長五年庚子極月吉日

越後國直江山城守息女白敬

此の息女とあるは兼續の長女であらう。而して慶長五年越後國とあるは、越後時代に寄進申込を受けたものが、鑄造の順次にて漸く慶長五年極月に出来したるを、心なき宮司又は鑄物師が、寄進申込書通りに越後國直江山城守息女とし、且つ其の出来の年月を鑄込んだものであらう。

長女が死亡した爲め、慶長十四年、更に當時京都に亡命中の弟大國但馬守實頼の女を養女として、義子勝吉に嫁せしめたが、慶長十六年、勝吉は上杉家を辭去して本多政重に復歸し、前田利光に仕へ、右繼室も同十七年加賀に赴いた事の次第は、「兼續と本多正信及び政重」の章

下に詳述した通りである。

是より先、兼續は始め男子がなかつたので、文祿二年、君命に依り本庄繁長の三男を養子となし、直江與次郎と改稱せしめたが、後離縁した。是は嫡男竹松が生れた爲めであらう。此與次郎は本姓に復して本庄主馬長房と稱し、直江安房守が本多姓に復して前田家に仕官の後、彼も加賀に出奔して前田利光に仕へたが、寛永十四年、突然前田家を去つて江戸に來り、剃髮して如雲と稱し、再び上杉家に歸參し、定勝に仕へた。上杉年譜

兼續の嗣平八景明

兼續には男子は只一人あつて幼名を竹松と云ひ、長じて平八と改め、景勝の偉の一字景を賜はつて景明と稱したが、其出生年月は判明しない。然し、文祿三年七月、兼續の羽黒山祈願の覺書中に、多分兼續の長女と推定すべき於松の名は見えるが、最愛の竹松の見えない所よりすれば、當時竹松は未だ出生せざるものと思はれる。縦ひ七月以後此の年内に出生したとしても、彼の歿年元和元年には漸く廿二歳に達するのである。而して彼は慶長十四年十二月二日、本多正信の媒約で江州膳所城主戸田氏鐵(戸田氏は後美濃大垣に移つた)の女を娶つた。景勝大に悦び、兼續(重光)父

子及び新婦に祝儀を下賜し、正信及び氏鐵にも嘉儀を贈つた。婚儀は江戸に於て行はれ、質素を旨とし、在米府の義子安房守勝吉の上京をも見合はさしめたが、上杉家大元老の嫡子であるから、千坂高信を摠司として中々の威儀であつたが、其の次第は上杉編年文書に詳記せられてあてある。上杉年譜、歴代古案、上杉編年文書

景明は直江家の掌中の珠であつたが、生來虛弱であつて、慶長年間眼病に罹り、板谷温泉に入湯して本復した。同温泉は、役行者小角の發見と稱さるゝものであるが、景明の湯治以來世に知られた。即ち湯壺を開き、浴舎及び二箇所の宿舍を建設し、手明足輕六十人にて非常を戒め、眼科醫十河養拙・外科醫楠田嘉兵衛・醫者安部大學の三人が附添うたと言ふ事が、松本文書、松本五色湯記を引用して城州公略傳に記載せられてある。

急度申遣候、板谷温泉、其方懇切候而聞興、仍景明永々入浴之處、幸快復候由、村越○志摩一昨松久日到着、喜悅不斜候、重而來年も湯治可有之候間、夫々用意之事、尤候、謹言。

九月廿三日

重光花押

松本助兵衛殿

此の湯治の年號は、城州公路傳にも慶長十六年頃と記されてあるが、慶長十七年春夏には熱及び骨痛の病氣、十八年の春夏には池田惣三・澁谷彌兵衛を從へて(四月五日池田・澁谷宛書狀、四月十九日澁谷宛書狀。二通共重光自筆歟であるが、慶長十八年と思はる) 福島・鑿川方面視察遊山を兼ねて湯治、十九年春夏は再び熱及び骨痛にて療養中であつたから、此板谷温泉行は慶長十六年であつたのであらう。直江山城守書留

米澤地名選の温泉部に、慶長年中、直江平八景明癩を病んで浴す云々とあるが、實に直江氏に取つては迷惑の訛傳である。景明には癩病に罹つたと云ふ史料もなく、又夫れと推定すべき史料も傳はらない。只結核性疾患に罹つたと言ふ事は事實の様である。

景明が僅かに廿一二歳で、勞瘵にて歿した事實より推測すれば、彼の姉妹兩人何れも夭折した病氣も、或は同一疾患であつたかと思はれる。

景明は慶長十七年には骨痛に熱を伴つた病氣に罹つた。即ち慶長十七年五月二日、醫者小山且齋宛兼續(重光)の書狀中、「平八癩、少熱氣さし申候云々」とあり、四月頃發病したものと見え、諸方より態飛脚を以ての見舞に對し、兼續(重光)は五月四日、本庄繁長に、五月五日、松平康長に、五月十二日、宮德三(小姓)に、五月十六日、須田大炊等に答謝し、又、五月十七日平林正

恒宛書狀に、「平八煩に付而、方々、祈念之卷數守到來、令祝着候、おこりにて候き、そや本復候條、可被御心安候事、此上腹中相調、魚など申付、様子にか、一本柳藥可當之由存候、今は骨之痛も無之候へとも、一兩年小瘡相煩、其上筋骨痛出候條、骨病々と校量候而、一本柳爲召寄候へば、瘡に成候て延引候事」とあり、五月廿四日の同人宛書狀に、「一本柳只今留置候得共、平八氣相弥本復、無相替義候條、先以此度藥止候、永々留置、其元之彼此可爲失却候條、宜相斗可被申付候事」と、あるより推考するに、何れの部位かは不明であるが、始めに疼痛があつて次いで發熱したものゝ様である。而して六月二日正恒宛書狀に、「追而平八弥本復仕候條御心安可被御思召候、以上」とあり、七月十三日家宰澁谷彌兵衛宛書狀に、「平八夫婦共に山手後室へ見舞候由、就之、入料之注文披見候事」とあれば、四月發病して、六月下旬頃には外出し得るに至つたが、尙全快に至らなかつたものと見え、七月廿一日彌兵衛宛書狀に、「平八氣相單齋御覽候て藥御用候由、令満足候、弥様子無心元候條、後便に可申下候事」とあり、八月六日千坂伊豆守宛書狀に、「平八煩且齋藥驗候て、平驗候之由、珍重候、弥養生無油斷様に頼入候事、一、田代殿節々御心付之由、忝次第、其方相心得可被申入候、不入義ながら珍義候者御爲知可爲祝

着候由、可被申届候事、一、先日申越候岡道白如何、自然參會之時分、傳言之由、可被申傳候事」云々とあり、又同日彌兵衛宛書狀に、「一、且齋御藥にて平八弥本復候由、珍重候、且齋へ御禮之義、伊豆相談、能様に可申入候事」云々とあるから、此頃全快したもの、様である。而して病中屢々田代養元・岡道白の兩醫師が且齋と立會つたと思はれる。八月廿四日には、小山且齋宛に謝狀を送つた。

下着以來不得御意、就無差義御無沙汰罷過、令迷惑候、然者平八所勞、御藥を以平愈仕候由、(總) 忝次第、難申謝候、乍去弥奉願候由得御意候、恐惶謹言。

(慶長十七年)  
八月廿四日

小且齋様人々御中

扱、平八景明の病氣は果して瘵であつたか、骨痛に發熱を伴つた事と、其の經過の如何にも長かつた事、又三年後にも同様の病氣に罹つた事等より按ずるに、四年後の元和元年に彼の死因となつた肺結核に關係ある疾患であつた様に思はれる。

景明の學問の師匠は數人あつたであらうが、主治醫小山且齋も其一人であつた。即ち同年九

月十四日千坂伊豆守宛兼續(重光)書狀に、「一、且齋節々御越、諸稽古在之由、可然候、平八疎想到候條、能々其方入念尤候事」云々とあり、同人宛十月十九日の書狀に、「一、且齋日々御越、稽古過半相濟候由、珍重候、其方入念尤候事」云々、又、同月同日彌兵衛宛書狀に、「一、且齋日々御越、殊平八養生入御精候由、令満足候、以書狀申入候、可相届候事」云々とある。

直江山城守書留

景明は慶長十八年春夏の頃は歸國し、池田惣三・澁谷彌兵衛を從へて福島築川地方見物旁治療養をなした。直江山城守書留、大日本古文書

已上

於福島、越州御馳走存知之外、還而令迷惑候萬御造作之處、令校量、痛間敷候、能々相心得可申入候事、

- 一 逗留中下々迄入念、仕置申付之由、專一候、弥無油斷可申付候事、
- 一 江大潤望ニ付而、境目爲見物、築川へ相越候由、可然候、下々仕置堅申付、何方をも幽々々遊山候様に可申付候、



一其許代官衆馳走之由、令祝着候、内々禮狀可遣候へ共、各造作笑止候条、無其儀候、非無沙汰候事、

一土湯相當之様ニ相覺候者、重而湯治可然候、但其元之手成不知候条、平八次第ニ候事、

一惣三登候儀者、此方ニ急用無之候条、平八次第に相可心得候事、

一此方上下無別条、可心安候、謹言、

(慶長十八年)  
四月五日

重光(花押)

池田惣三殿

澁谷彌兵衛殿

已上

書面加披見候、於築川御馳走之由、痛入候、信夫逗留中、下々迄無異義之段、法度堅固故、令祝着候、其許逗留中、(正恒)平林相談、入念可申付候事、

一平八氣合能、食事有之由、干要候、今後自且齋養生藥被遣候条、不斷用候ニ、小姓共可申付候、謹言、

生姜藥之用所に遣之候、以上、

(慶長十八年)  
四月十八日

重光(花押)

澁谷弥兵衛殿

序ではあるが、兼續(重光)の花押が丕と改められたのは、重光と改名の時よりの事と思はるが、此二通にも此の花押が押用せられてある。

右の二通は重光の自筆状であるが、左の二通も亦重光自筆状で、多分此の湯治の際、平八に遣はしたものであらう。大日本古文書 上杉家文書

(端裏捻封ッハ書)

平八殿

山城守

已上

雨中之閑然、自是見舞、可申處、芳札披見候、就中、明日歸湯之由、尤候、於此方養生之儀可然候、以上

八日

(端裏捻封ッハ書)

平八殿

山城守

第十三章 直江家系譜及び兼續と其の家庭

來札披閱、弥氣力平驗之由、歡悅不淺候、先々明後日歸湯之由、尤候、何様にも其方心持次第養生可然候、此方無別条候、可心安候、猶期會面之節候、恐々ろしこ。

十七

同年十月廿四日景明宛兼續(重光)自筆狀には、「來春越後御普請故云々、將亦、手本之儀、三遣候、何共不被書候、此分に而も用所候者如何程も可遣之候云々」とて、景明の爲めに手本を揮毫して之を送り、同十月廿七日の自筆狀には、「越後普請云々、自分氣合弥無別儀候云々」とあるが、景明の氣合に就て一言半句も言及せざる所より察すると、此の年は景明の健康状態は頗る良好であつたものと思はれる。

然るに、翌十九年三月、景明の持病は再發したものと見え、同月廿八日千坂伊豆守宛兼續(重光)書狀に、「一、平八いつもの如く相煩、殊熱氣出候由、無心元候處、采女所々申越分者、平驗候由、令満足候、腫物内藥・付藥・相當に而、平愈候へし(總)(か脱カ)と念願候、道白藥師之義御肝煎之由、忝候段傳言申度候事、一、澁谷腫物過半平愈之由、其方別而被入念候故と申越林に候、弥無油斷養生可被申付候事、云々」とあつて、今回は腫物もあつた様である。併し同月同日省与

齋宛兼續(重光)書狀に、

去十八日之書狀具披見、平八熱氣差出候處に、其方療治早速平愈候由、令祝着候、持病再發之由、内藥内藥津輕左馬方、道白之引合之由尤に候、内藥之儀者、其方藥味之可爲談合候由、尤候、弥不可油斷候、猶替儀候者到來待入候、恐々謹言。

三月廿八日

省与齋參

猶々、澁谷煩過半平愈候由、珍重候、弥養生之儀、油斷なき様ニ頼入候、以上。

とあるが、平八の病狀は五月に至るも緩解の模様がないので、當時在米府の兼續(重光)は、焦慮之餘、千坂伊豆守・省與齋・澁谷彌兵衛に書を送り、自己の校量する所を述べ、且つ容林の報告を求めた。即ち五月廿二日千坂伊豆守宛書狀に、「前略、一、平八は氣合于今不平愈之由、無念候、宗、如申越様子、其外聞傳候分、大略骨やみかと、令校量候、於于此方(骨痛)不もやみの者共召寄、様子相尋、并一本柳才覺何茂書付平八處へ遣候、其元右点之儀候者、一本柳可遣候条、可被申付候、内々此度可遣由存候へ共、其元藥師之相替、煩之様子見届候醫師も可有之候かと延引

候、不きやみこ義定候者、上方其元の薬師の手柄候者、中へ成間敷候条其心得尤候、但、煩見届、さやすく受取にも候者、能様に相談尤候、寂前々骨やみと校量候つとも、且齋左様こ無之由御理に付而、任其意指置候、且齋御分別も相違かと存候、春中腫物こ成、膿血出候條、風痛にても無之義は必然之骨痛之躰候、勞さいのやみやう、大形同然候様こ聞傳候、併骨病は心身不衰、遍身何共なく痛候由申候、勞さい氣力衰候由申事候條、骨病こて勞さいかの表別も儘に可見分事にて存候得共、歴々之衆、骨病と名を不被付候条、まらうとの申所は無之候へ共、此方(く字脱カ)いさりも骨病仕とる者共口を聞候こ、大形平八煩之躰に被存候、何も采女始相談候て、以書付、氣力をうかひ、様子見届、又、平八存分をも問合、可被申越候、寂前且齋之薬こて少驗在之様候つとも共、終こすきと無之候、當座驗氣見へ候つるは、湯薬を被成候故、内熱醒、痛も當座除かる物と校量申候、何も骨病之者申候は、痢詰、内熱醒くも候由申事候、菟角急に可令申越候、恐々謹言」とあり、省與齋には、「聊爾薬師相改薬御用之儀無用に候、先々其方薬を以養生肝要候」と申送り、澁谷には、書狀披見、仍平八氣相子今無平愈候由、具様子聞届候、此方校量之通、懇々又伊豆所迄申越候条、能々相談候て、此飛脚に様子可申越候、其様子

次第一本柳可爲上候、云々」と、兼續(重光)は飽迄骨痛と信じて居つた様であつたが、六月十九日、千坂伊豆守に、「書狀披見、平八氣相未本復に付而、道白頼入、其鑑薬用候由尤に候、勞瘵之由被見届候段、安堵申候、今迄御煩何かと取まとき候故、薬不相當候、氣色に茂(マ、)まて、定而療治不可有別儀候、弥養生被入念頼入候、岡道白書狀則及返札候、云々」と申送つた。同日澁谷宛にて、「書狀披見、平八煩其鑑薬用候由、可然候、雖不及申、弥養生不可有油斷候、云々」、又同日省與齋宛にて、「書中披見、平八氣相、其方療治を以本復候由、其上其鑑御氣高(マ、)に見届在之而、薬も當候由、弥本復無疑候、尙、替儀者具こ可申越候、恐々謹言」とあつて、病勢も一頓挫し、九月廿四日千坂伊豆守宛書狀には、「(前略)一、平八湯治之儀、此方々御暇申候義無用候自然あなたこ不苦候由、御理に候者尤候、但、湯治にても不入義候、我等上迄延引、尤候、云々」とあり、同日澁谷宛の書狀には、平八病氣の事には言及ばざる所を見ると、湯治療養を考ふる程度迄に輕快した様であるが、同月廿八日澁谷宛書狀中に、「平八氣相能候由、満足候、弥養生不可有油斷候事、云々」とあり、又同日、平八の岳父戸田氏鐵に、「前略、將又、平八所勞無御心元被思召之由、忝奉存候、今日者得驗氣候由申越候條、哀、此儘平愈仕候へかしと念願、可爲

賢察候、云々」と答謝して居る所を見ると、未だ十分本復しては居なかつた様である。

然るに、十月一日、家康大坂攻撃の令を發し、上杉にも出兵を命じたので、兼續(重光)は景明を伴うて從軍した爲め、特に寒天の候であつたから、景明は頗る其の健康を損じ、江戸に歸還後、鱗屋敷に於て病氣再發し、六月下旬、病勢増惡の趣台聽に達し、幕府は當時の名醫今大路道三法印を差遣して之を往診せしめた。千坂高信は直ちに急使を以て之を在米澤の景勝に報じたから、兼續(重光)は恩遇に感激し、又景勝の命を奉じて、閑老夫々に謝詞を奉呈したが、七月十二日、終に危篤に陥り永眠したので、將軍秀忠は香奠銀十枚を下賜し、千坂高信之を米澤に報じた。直江山城守書留、上杉年譜、上杉家記 次いで、米澤の徳昌寺に葬り、分骨を高野山龍光院に納め、法名月心清秋禪定門と諡した。(瑜祇塔念誦次第には、月峯清秋大禪定門とあるが、上杉編年文書に依れば、東源寺牌名最も的確なり、取るべしとある。) (は月峯清秋大禪定門とあり、林泉寺藏招靈欄牌名は、月心清秋禪定門とあるが、招靈欄牌名)

兼續(重光)は病身の景明の教育には頗る苦心した事であらうと思はれる。慶長十七年九月頃より、慶長十八年の健康状態良好の際には、彼に文武の修業を勵まし、又能樂等をも稽古せしめた事杯は慶長十七年九月廿五日の平八宛書狀に、「今月十日之書狀加披見候、其元上下無

事之由、珍重候、就中、稽古無油斷之段、可然候、扱亦、(戸田氏鑑) 戸左門殿預御狀候條、及貴報候、可

相届候、次、文選御所望候哉、幸持合候條、則可進置候、重而も御用次第之由申遣、可然候、云々」とあり、同十八年五月十二日の書狀に、「今月四日之書狀、昨十一參着、則披見、快然之至候、其許無相換義、氣合能候由、自何以令満足候、食支以下之養生專要候、一、雨天故能延引之由尤候支、一、其方自分道具拵、吾等下着迄相待候由、可然候、近日可能下候條、以相談可申付候事」云々とあるを見ても推察する事が出来る。大日本古文書 上杉家文書

景明死去の年齢に就ては、十八歳説上杉年譜、上杉家記、越後史、上杉家諸士略系等と廿二歳説がある。十八歳説に従へば、景明は慶長三年生れであり、十二歳にて結婚したこととなる、廿一歳説なれば十五、廿二歳説なれば十六歳の時である。而して慶長十七年十二月廿三日平林正恒宛兼續(重光)の書狀に、「平八手明小姓足輕共に切米之義、手前之者同前に申付候へ由、澁谷に申遣候、云々」又同書中に、「佐藤新十郎五十石知行にて定詰候條、加増遣度由、平八申來候、澁谷に申付候、重而五十石之所相加、百石之つもり、可被申付候事」とあるが、十八歳説ならば當年十五歳の筈である少年が、家臣の増給の如き申出をなし、是を兼續(重光)が同意する事も考ふ可からざる事

である。直江山城守書留家督先後録を始とし、城州公略傳は廿二歳説であるが、確證がない。併し景明の結婚年齢の推測及び佐藤新十郎知行加増申出等より考察すれば、十八歳は否定すべきもので、景明は文祿三年七月以後の同年内又は文祿四年生にて、廿一二歳位にて歿したものと推定す可きであらう。國事略乘には、景明は元和二年歿、二十二歳としてあるが、元和二年は誤りで、元和元年歿である。序でに記するが、景明の未亡人は、後に板倉重宗に嫁した。越後史

次に景明の知行であるが、是も家督先後録を始めとし、城州公略傳には、景明は慶長十四年二月侍大將仰付られ、采地一萬石を賜はり、景勝の諱景の一字を賜はつて景明と號したとあるが、兼續(重光)が僅かに三萬石、本庄繁長が二萬石(慶長十六年幕府上杉家書上)である當時に於て、財政困難の上杉家として、十五六歳の少年に一萬石は高祿過ぎる様である。安房守勝吉が上杉家退去後、慶長十六年四月十六日、藤堂高虎が前田利長に宛てた書狀中に、「直江安房守身上之義、直江山城守實子御座候付而、彼者に安房守知行方相渡分にて、彼地立退いとし、其身は先ひつそくして可有之由、申分に候へ共、若き仁之事に御座候間、何方へも在付候様にと、各存候事に候、云々」とあるから、其以後相當の知行を給與せられたものであらう。前田家文書が、安房守の

知行其儘一萬石と云ふ高祿を給與せられたとは思はれない。

### 兼續の室

兼續の室は直江大和守景綱の女で、其の母は景勝擁立の功ある賢婦人大澤氏である。城州公初略傳初め、與兵衛信綱の妻となつたが、天正九年秋、信綱兇手に仆るや、君命によりて兼續の室となつた。

兼續夫人の名は「船」或は「千」とも稱する様であるが、城州公略傳に依れば、兼續の自筆に「船」とあるとの事である。

景勝夫人武田氏、及び嗣子定勝の生母四辻氏、何れも定勝生誕の年に卒去したから、母に似て賢婦人の聞え高き兼續の室は、上杉家奥向きの事に關して萬事の指圖を依託された事であらう。

元和七年一月廿三日、櫻田の上杉邸類焼の際、定勝は新邸落成迄數月間鱗屋敷に移徙して直江後室と同居せられたこともある。三公外史、上杉年譜、上杉古文書

定勝時代に、後室は國政に參與したと傳へらる。上杉年譜それははつきりしないけれども、定勝

は幼時直江夫人の慈愛を受けたものと見え、其の代となつては特別待遇を與へた。即ち直江後室は寛永二年三月、江戸より奈良に至り、同月十七日、春日神社に詣で、興福寺・猿澤池附近を見物し、翌十八日は初瀬に至り、夫れより高野山參詣の後、京都に滞留し、水室神社文書六月、千坂采女

高治・上泉源五郎秀富の出迎を受けて江戸に歸り、七月廿六日に扶助料三千石（鶴城叢書には置賜郡伊佐澤村、梨郷村新田、李山村に於てとある）を賜はり、御禮として定勝に羽織一領・酒肴三種二荷を献呈して拜謁した。上杉年譜

豊臣時代には、證人即ち質として景勝夫人と共に伏見に住したが、慶長五年物情騒然たるの時、景勝夫人は妙心寺内龜仙庵に入り、兼續夫人は米澤に歸つた。西村山緒書兼續（重光）の歿後は

剃髮して貞心尼と稱し、徳川時代には、寛永三年五月五日以來江戸に在て上杉家の證人となつ

た事は、同日千坂高信が、酒井備後守の官邸に於て、證人改役日下部兵右衛門・牧野内匠頭列

席の尋問に、證人なき由を答へて、現江戸在住者は上杉（上杉定勝夫人）彈正内儀・直江山城守後家・千坂伊豆

守女共、并子共七人之内娘一人と、始めて證人帳に記帳した事で判明する。上杉年譜

寛永五年二月十六日、定勝は直江後室の邸に臨み、紗絹五卷を賜ひ、後室は晒布十疋を献呈

した。上杉年譜

同年三月、後室は米澤に於て亡父景綱の年忌法會を営んだ。上杉年譜

寛永六年三月廿日、景勝の命日に於て、寛永三年以來、後室が兼續と近き俗縁ある高野山龍

光院主清融阿闍梨に托して、大永元年炎上後廢滅せるものを、再建せんと企畫中の高野山金剛

峯寺寶樓閣瑜祇塔が落成して供養の法會を執行した。供養導師は、大覺寺尊性親王を戴き、頗

る盛儀であつた。此の塔は、後室の私財を以て建立せられ、謙信・景勝・兼續・景明及び其姉

妹の冥福を祈つたので、輪奐の美を極め、内面の壁には兼續と景明の肖像が畫かれてあつたが、

文化六年七月二十五日、類焼の厄に遇ひ、灰燼に歸し、今は米澤の上杉神社稽照殿に保存せら

れる高野山瑜祇塔圖（紙本極彩色密畫、畫面長一丈、三尺九寸五分、幅五尺四寸）で、僅かに當時を偲ぶのみである。而して、兼續

（重光）及び景明の肖像も、今は只谷文晁の手寫したものが集古十種に載せられて傳はる

のみである。高野山瑜祇塔圖、高野春秋、龍光院先師傳記、寶藏院先師過去帳

是より先き、元和七年、後室は兼續（重光）の三回忌に當り、景勝夫人武田氏の菩提の爲に花

岡妙心寺中北門の外に一字を建立し、寶林院と稱し、僧海山の法嗣僧靈峰元獎を請じて開山と

した。後には丹波桑田郡篠村に移し、法林寺と改稱したと云ふ事である。城州公略傳、西村山緒書

婦人としては、此の後室の如く其主君より高祿を給せられた事例は餘り多くはあるまい。同じ寛永年間に於て、將軍徳川家光の保姆であつた春日局は、朝廷よりは二位を賜はり、家光からは、相模國で三千石を給され、江戸代官町に宏壯の邸宅を賜はり、其老を養つた、又、秀吉薨後の北の政所は、大坂役後、徳川氏から河内國に於て一萬三千石の化粧料を受け、長く徳川氏及び豊臣恩顧の諸侯に尊敬せられて、平和の餘世を送つたが、是等に比較すると、三十萬石の上杉氏として三千石の給與は、兼續の後室といふ關係とは云へ、異常の恩命である。歴史公論、新撰大人名辭典

寛永十三年十月二十八日、定勝は藏田左京に命じ、後室の病氣平癒祈願として伊勢の兩宮に於て大神樂を奏せしめ、同日其の病床を訪慰した。寛永十四年正月四日、後室の病革まるや、定勝は再び之を訪尋したが、終に逝去し、行年八十一歳(八十一歳説は鶴城叢談・越後史にある)であつた。同月六日、定勝の命に依り、米澤徳昌寺に葬り、遺骨は高野山清淨心院に納め、寶林院月桂貞心大姉と法諡した。同月二十三日、定勝は千坂安藝守・岩井右京を高野山に遣はし、後室の追福として常燈料を寄附し、又墓石を建立した。上杉年譜、龍光院先師傳記、寶藏院先師過去帳、瑜祇塔念珠次第、清淨心院回答

### 直江兼續年譜

天皇	紀	皇	紀	天皇
號	年	號	年	號
支	千	支	千	支
齡	年	齡	年	齡
正親町	二	正親町	二	正親町
二	〇	二	〇	二
二	二	二	二	二
二	二	二	二	二
年	三	年	三	年
四	年	四	年	四
辛	申	辛	申	辛
二	一	二	一	二
歳	歳	歳	歳	歳
<p>要項</p> <p>某月、兼續越後魚沼郡上田庄坂戸城に生る。幼名與六、父は樋口惣右衛門兼豊、兼續は其の長男なり。          此年、石田三成生る。          五月十九日、織田信長今川義元を尾張桶狭間に襲ひ、義元討死す。          八月、長尾景虎<small>(信)</small>沼田城を陥れ、厩橋城に入る。          二月、松平元康<small>(家康)</small>織田信長と和す。二月十六日、直江實綱<small>(後景綱と改む)</small>關東に赴かんとして府内の守備を高梨政頼に請ふ。          三月七日、景虎大學して相模に入り小田原に通る。          三月十一日、實綱景虎の命を奉じて魚沼郡に徳政を施く。          閏四月十六日、景虎上杉憲政の讓を受け關東管領と爲り、名を政虎と改む。          九月十日、政虎大いに武田信玄と川中島に戦ふ。          此年暮、政虎將軍足利義輝の偏諱を受け輝虎と改む。</p>				

正親町天皇

六二二二	五二二二	四二二二	三二二二	二二二二
閏年九	年八	年七	閏年六	年五
寅丙	丑乙	子甲	亥癸	戌壬
歲七	歲六	歲五	歲四	歲三

某月、樋口與七（兼續の弟）生る（後大國實頼）。  
正月、松平元康織田信長と清洲に盟約す。  
二月、輝虎館林城を攻めて之を降す。  
三月、輝虎佐野城を攻む。  
七月六日、松平元康名を家康と改め、今川氏眞と絶つ。  
八月廿三日、織田信長齋藤龍興を美濃に攻む。  
十二月、武田信玄倉賀野城を攻めしにより、之を援はんため、輝虎軍を冒して關東に出陣す。  
正月廿九日、輝虎小田城を攻めて之を奔らす。  
二月十七日、輝虎下野佐野城を攻めて之を降す。  
七月六日、坂戸城主長尾政景越後魚沼郡上田庄野尻湖に於て溺死す。  
十一月七日、織田信長輝虎と修好し、其子を養子に送らんとす。  
五月十九日、將軍義輝三好義繼松永久秀等に弑せらる。  
十一月十三日、織田信長其養女を武田勝頼に妻す。  
十一月、佐竹義昭歿し、子義重嗣ぐ。  
二月、輝虎再び小田城を攻め降し、三月、下總に入り白井城を陥る。  
閏八月十三日、武田信玄上野を侵す。  
十二月二十九日、松平家康に徳川氏に復する事を許さる。

正親町天皇

二二二二	八二二二	七二二二
年二十	年一十	年十
己	辰戊	卯丁
十	歲九	歲八

三月、輝虎兵を率ゐて沼田城を攻む。  
五月、北條氏政我屬城を誘降す。北條高廣叛きて氏政に應ず。  
是の春、織田信長の部將瀧川一益伊勢諸城を略す。  
八月、伊達政宗生る。  
十月六日、北條氏康武田信玄兵を合せ輝虎を既橋城に攻む。  
十一月廿一日、信長其子信忠の爲に信玄の女を娶るを約す。  
十二月、甲・相・駿和破れ、今川氏上杉氏に救援を請ふ。  
二月八日、足利義榮に將軍宣下あり。  
三月、輝虎越中に入り金山城を攻む。本庄繁長武田信玄に通ずと聞き班師す。  
十月十八日、足利義昭に將軍宣下あり。  
十一月、輝虎本庄城に本庄繁長を攻む。景勝従ふ。  
十二月十二日、信玄駿河に入りて今川氏を破り、徳川家康と駿遠分割を約す。氏眞掛川に遁れて輝虎に援を請ふ。  
正月十日、織田信長入京す。  
三月八日、徳川家康今川氏眞と和す。  
五月廿三日、北條氏政駿河を略し、其の子氏直を今川氏眞の養子たらしむ。



正親町天皇			
九	二	二	三
閏五	元龜	元龜	年
巳	庚	午	未
歳	十	一	十

閏五月三日、輝虎氏政と和す。  
 六月九日、輝虎氏政の二男國増丸を養子とするを約す。  
 三月、輝虎北條氏康の子氏秀を養子とし、四月十五日、沼田城に會見して父子の義を定め、景虎と稱せしめて長尾政景の女を配す。  
 六月廿八日、姉川の戦あり。  
 八月、輝虎徳川家康と對甲同盟を結ぶ。  
 十月三日、北條氏康卒す。年五十六。  
 三月、武田信玄駿河に入り深澤城を攻む。輝虎景勝を遣はして北條氏に聲援せんとす。  
 三月、輝虎越中に出陣し富山以下の諸城を陥れ鹽谷氏を降し、瑞泉寺と和し、四月、歸城す。  
 四月廿八日、武田勝頼加賀越中の諸氏及び一向一揆を誘ひ輝虎に當らしむ。  
 四月廿九日、信玄徳川家康と三河吉田城に戦ふ。  
 五月六日、淺井長政の兵近江鎌刃城を攻む。木下秀吉之を破る。  
 五月十二日、織田信長長島一揆を征す。  
 六月十四日、毛利元就卒す。年七十五。  
 八月廿日、信長淺井長政を攻む。  
 十月一日、輝虎越中富山城を陥れ、一向宗一揆を奔らす。

正親町天皇			
二	三	二	二
閏正	年	三	壬
申	申	壬	壬
歳	三	十	十

十二月、信玄北條氏政を誘ひ舊交を温む。是に於て輝虎北條氏と斷絶す。  
 十二月三日、輝虎上野石倉城を陥れ、破毀し、厩橋城に入る。關東に越年す。  
 十二月十七日、今川氏眞北條氏に逐はれ家康に依る。  
 正月三日、輝虎、武田信玄の軍と利根川に對峙す。  
 七月廿一日、織田信長淺井長政を小谷城に攻む。朝倉義景長政を援け信長の軍と對抗す。  
 八月六日、輝虎越中に入り一向宗一揆と戦ふ。信玄これに乗じ北條氏政と約し上野武藏を侵さんとす。  
 十月一日、輝虎富山城を陥れ一向宗一揆を奔らす。  
 十月三日、信玄大兵を率ゐて甲斐を發し、三河遠江を侵す。  
 十一月廿日、信長信玄と絶ち輝虎と結び、共に徳川家康を援く。  
 十一月廿二日、三方原の戦、信玄家康を破る。  
 十二月、氏政武藏に佐竹・宇都宮と戦ひ、敗る。  
 正月七日、將軍義昭武田信玄をして、織田信長徳川家康と和せしむ、信玄肯んぜず。  
 正月十一日、信玄三河野田城を攻め、尋で之を降す。

正 親 町 天 皇			
二	三	二	三
七・六	天 正 元 年	二 年	閏 二 年
癸	酉	甲 戌	乙
十	四 歳	十 五 歳	十 六 歳

三月十五日、信玄東美濃に出で轉じて三河に入る。  
 四月十二日、信玄信濃駒場の陣中に卒す。年五十三。  
 七月、信長將軍義昭を放つ。足利幕府亡ぶ。  
 七月廿八日、改元。  
 八月、信長、淺井・朝倉兩氏を滅す。  
 十一月、輝虎上野に入り新田・金山・猿蓑の諸城を攻略す。  
 此の月、勝頼兵を遠江に出す。

正月、輝虎北條氏政と戦はんとして出陣の令を布く。  
 二月、輝虎沼田城を陥る。尋で三月、女淵等の諸城を破る。此の月、織田信長永徳の金屏一双を輝虎に贈る。  
 十一月七日、輝虎武藏に入る。  
 十二月十九日、輝虎朝髪す。(但元龜元年冬より法名を謙信と稱す)  
 正月十一日、謙信義子喜平次顯景を加冠して景勝と改め、同日、彈正少弼に任ず。  
 五月廿一日、織田信長武田勝頼と長篠に戦ひて之を破る。  
 六月二日、徳川家康兵を駿河に出す。  
 六月九日、佐竹義重結城義親を破る。  
 八月廿四日、家康武田氏の遠江諏訪原城を陥れ、尋で二俣光明山等を降す。

正 親 町 天 皇			
五	二	三	七
年	四 年	五 年	閏 七 年
亥	丙 子	丁 丑	乙 丑
歳	十 七 歳	十 八 歳	十 九 歳

九月、信長越前の本願寺一揆を平定す。  
 此の月、信長柴田勝家を越前に封ず。  
 此の秋、謙信勝頼の二人信長を討つを約す。

二月、七尾城變事あり能登亂る。謙信織田信長と絶つ。  
 三月、謙信越中に出陣す。毛利氏と交渉開始す。  
 六月、謙信毛利氏と信長挾撃を約す。  
 十月廿四日、謙信能登石動山城を經營し、直江景綱を城主とす。  
 十一月十七日、謙信七尾城を攻め、明年四月班師す。

四月五日、直江大和守景綱其居城與板に歿す。  
 閏七月八日、謙信能登を平定せんとし越中に出陣す。  
 閏七月廿三日、織田信長伊達輝宗及び本庄繁長を説き謙信の背後を衝かしめんとす。  
 九月十三日の夜、謙信七尾城外に宴を張り將士を犒ひ、月を賞し詩を賦す。  
 九月十五日、七尾城を陥れ末森城を攻取し、加賀に入り、湊川に信長と對陣す。信長戦はずして去る。是に於て加能越及び越前の過半上杉氏に屬す。  
 十月、七尾城を修理し、十二月、歸城す。



皇天町親正			
二	五四二二	四四二二	三四二二
十	閏年三十 八	年二十	閏年一十 正
丙	西乙	申甲	未癸
二	歳六十二	歳五十二	歳四十二

二月、景勝羽柴秀吉と協和して誓書を交換す。  
三月十九日、景勝及び兼續伊達輝宗の修交文書に答謝す。  
四月廿九日、秀吉賤ヶ岳に大勝し、尋で加・能・越を平定せる事を景勝に報じ又之を兼續及び狩野秀治に報す。  
五月初旬、景勝新發田に出征、六月、班師、再び出征、九月十一日歸城す。  
六月廿八日、石田三成兼續に答書して景勝の懇情を謝す。  
七月、景勝國中に令して徳政を布く。  
四月九日、徳川家康秀吉の兵を長久手に破る。  
四月、景勝信州に出征し、屋代秀正を討つ。兼續従ふ。  
十一月廿四日、樋口兼豊直峰城守將を命ぜらる。  
此の春、兼續師説撰歌和歌集を編輯し木戸壽三をして之に註釋せしむ。  
六月、兼續秀吉の佐々成政征伐の聲援として景勝の越中出征の準備をなす。  
七月十一日、秀吉に關白宣下あり。  
五月二十日、景勝春日山城出發上洛、六月七日、入京、十四日、關白秀吉と大坂城に會見、十六日、秀吉景勝に茶の湯を饗し、又兼續及び千坂對馬守に千宗易をして茶を饗せしむ。二十二日、景勝從四位下左

皇天成陽後		皇天町親正
八四四二	七四四二	六四二
閏年六十 五	年五十 十七 受	年四
子戊	亥丁 神	戌
歳九十二	歳八十二	歳七十

近衛權少將に敘任せらる。此の時兼續豊臣の姓を允され從五位下に敘せられたるが如し。  
八月、景勝新發田を攻む。兼續從軍す。  
九月、秀吉木村清久をして景勝・重家の間を調停せしめ、廿八日、清久兼續に重家の降伏條件を示す。遂に不調に終る。  
五月、景勝新發田を討つ。八月再征。九月廿五日、遂に新發田を攻略す。  
十月、小國實頼君命により大國と改稱す。  
十一月廿二日、關白秀吉新發田攻略を慶祝し、又特に兼續に感狀を與ふ。  
正月十一日、景勝春日山城内に漢和聯句會を催す。  
正月廿八日、兼續宇津江朝清邸の漢和聯句會に臨む。  
此の月、兼續僧了阿をして春日山城内に古文眞寶を講せしむ。  
四月十六日、樋口兼豊伊豫守を允さる。  
四月二十日、景勝上洛、五月七日、入京、廿六日、從三位參議に敘任せらる。  
八月十七日、從五位下豊臣兼續山城守に任ぜらる。在洛中、兼續南化和尙より古文眞寶抄二十卷を借りて之を贍寫せしむ。